

平成29年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- | | | |
|-----|-------------------|-------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 請願・陳情の委員会付託 | |
| 第 6 | 議案第 1 号～議案第 11 号 | 提案～審議 |
| 第 7 | 議案第 12 号～議案第 17 号 | 提案～付託 |
| 第 8 | 議案第 18 号～議案第 19 号 | 提案～審議 |
| 第 9 | 議案第 6 号、8 号、10 号 | 討論～採決 |

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 清水閣成
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋

住民環境課長 埋橋嘉彦
健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆浩
代表監査委員 原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年2月27日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

このところ、大分春らしくなりましたが、朝晩はまだ寒さを感じるころです。

28年度もあと1カ月となります。何かと忙しいことと思います。

本定例会は、次年度の予算審議を行う重要な議会であります。期間中は慎重審議をお願いし、ただいまから、平成29年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、唐澤由江議員、7番、都志今朝一議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成29年第1回南箕輪村議会定例会の会期の日程について、21日に議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案が19件、報告2件であります。請願と陳情につきましては、請願が2件、陳情が2件提出されております。

会期は、本日2月27日から3月17日までの19日間とし、この間で2月28日から3月12日と3月15日、16日は、本会議を休会といたします。

なお、議案審議の関係で、議案の第6号、8号、10号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの19日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を許可いたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成29年第1回議会定例会を招集を申し上げましたところ、お忙しい中、全議員の出席を

いただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

ことしは暖冬と言われ、年末から年明けにかけては穏やかな天候でありましたが、その後、1月中旬から低温と降雪はありましたが、おかげさまで大きな雪害等もなく、安堵をしているところでもあります。まだまだ寒い日はありますが、少しずつ春の気配を感じられる季節となってまいりました。

さて、今定例会は、本来でありますと平成29年度の施政方針を申し上げるところでございますが、改選を控え、今、私が申し上げる立場にございませんので、そんな点は御理解をお願いいたします。今議会につきましては、村政の概要と予算編成の一部を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

まず、経済状況であります。

内閣府が先日公表しました2016年10月から12月期の国内総生産の速報値は、物価変動を除く実質で、前期に比べ0.2%の増、このペースが1年間続くと仮定した年率換算では1%でありました。輸出や設備投資が主導する形で4四半期連続のプラス成長となりましたが、年率1.4%であった7月から9月に比べ、伸びが鈍化いたしました。また、個人消費も、小幅ながら1年ぶりにマイナスとなっております。

先行きであります、昨年末、アメリカ大統領にトランプ氏が就任以来、全世界がその一挙手一投足に注目しております。経済界も、アメリカ国内での雇用創出に動く。安倍首相も、いち早く首脳会談に臨みました。為替市場では円安が進行しております。これは、トランプ氏が、強いアメリカをつくるべく、凍結されていたパイプライン工事を再開するなどのインフラ整備に財政出動するとの憶測から、ドルが買われ、円安となっていると言われております。さらには、TPPからの離脱が確定し、今後は2国間協議を行うとのことであり、政府が日本の利益をどう守っていけるのか、こちらも注視していかなければなりません。

国内を見ますと、いよいよ春闘の季節となってまいりました。長野県経営者協会は、春闘に向け、収益の拡大している企業や中期的なトレンドとしての収益体質が改善している企業が、年収ベースでの値上げを前向きに検討することを期待するとコメントしております。また、大手自動車業界では、既に交渉に入っており、昨年引き続き、ベースアップの要求が出されております。こうした動きが、できるだけ地域企業にも波及していただくことを期待しておるところであります。

このような中、今年度の村税収入の状況であります。ほぼ確定値が出されております。補正予算としてもお願いをしておるところであります。

本格的な景気回復には至っておりませんが、個人住民税は緩やかな景気回復により、また、固定資産税は新增築家屋や償却資産の増により伸びたものの、法人住民税が、税制改正により、税率の引き下げの影響により減額となったため、平成28年度の村税は、全体といたしまして20億7,300万円余りと、前年度の決算額に対しまして約1,500万円の減収となるものと見込んでおります。

その内訳でございますが、個人村民税につきましては、当初予算より約870万円増の7億2,300万円余を見込んでおります。その要因であります、先ほど申し上げましたように、緩やかな景気回復のほか、人口増による給与所得者数の増加によるものであります。次に、法人村民税であります、税率の引き下げにより、前年度決算額よりかなり減少をいたします。企業業績が堅調なこともありまして、当初予算からは約800万円増の1億8,500万円余を

見込んでおります。また、9月議会で補正をお願いいたしました固定資産税であります、当初予算より約3,000万円増の9億5,500万円余を見込んでおります。また、たばこ税につきましては、昨今の健康志向により、近年減額傾向にあり、当初予算より500万円減の1億1,600万円を見込んでおるところであります。

続いて、最近の村の情勢につきまして報告させていただきます。

2月18日の村の日に合わせ、議員の皆さんの出席もいただいた本年度の表彰式を開催させていただきました。各分野で、村政発展のために御尽力いただいた3名の方を表彰させていただき、21名の方に感謝状を贈らせていただきました。先人の皆さんが作り上げていただいた歴史の上に、今、私たちがあり、表彰させていただいた方々を初め、村民の皆様の御協力により現在の村の発展があると感じており、感謝を申し上げる次第であります。

また、当日は、記念イベントといたしまして、村の昔話DVDの上映と村民の歌合唱曲の披露を行いました。小学校から文化団体連絡協議会の皆さんまで、総勢170人を超える方々の合唱であり、その迫力に感動を覚えました。昔話や合唱曲、それぞれ末永く親しんでいただければありがたいと思っております。

また、既にテレビでごらんになった方もおいでになると思いますが、長野朝日放送が主催する本年度のふるさとCM大賞の選考会が昨年末に行われました。南箕輪中学校の生徒の皆さんの作品が長野県八十二銀行賞を受賞し、現在、長野朝日放送で放映されております。昨年に引き続きの受賞であり、大変喜ばしいことであります。こうした若い方々の活躍も村の活性化の原動力となっています。ぜひとも気にとめてごらんをいただければと思います。

先日、昨年1年間の人口動態に関する数値が発表されました。ことし、特徴的であったのが、社会増の市町村が増加したということであり、これは、地方創生に取り組んできた成果が少しずつあらわれてきていると分析されております。南箕輪村も、増加人数は163人で、県下で最も多い人数でありました。さらに、自然増であった市町村は本村のみでありました。

当村でもさまざまな地方創生事業に取り組んでおります。その一環といたしまして、先日、名古屋市と東京都新宿区におきまして、上伊那就活プロジェクトを開催いたしました。これは、都市圏の大学に通っている上伊那地域の学生と上伊那管内の企業との出会いの場を設け、学生の皆さんに、どんな企業があり、何をしているのかを知っていただくことで、地元回帰のきっかけにさせていただこうというものであります。今回は、両会場合わせ、61の企業と72人の学生に参加していただきました。参加した企業、学生から、ともに有意義であったので、継続して開催してほしいという声を多数いただいているところであります。来月6日、7日には、本事業の最後の企画として、東京、名古屋を発着とした村内及び上伊那の企業をめぐる就活バスツアーを開催することになっております。今後は、上伊那広域連合との連携を模索しながら、息の長い事業としていけることを検討してまいります。

昨年12月から実施しております子育て女性再就職トータルサポート事業につきましては、2月に、就職前後のサポート事業としてママ向けセミナーを開催いたしました。就業相談の結果、これまでに、村内にある福祉施設や美容関係等へ3名の就職が決まり、徐々に成果を上げてきているところであります。今後も、就職相談を初め、就業に当たって必要な知識や企業から必要とされる人材となるためのスキルアップ講座の開催など、子育て女性の再就職をサポートしてまいります。

伊那定住自立圏構想についてであります。

子ども・子育て関連につきまして、病児病後児保育を伊那中央病院で実施すべく、平成29年度建設に向け、設計段階にあります。

また、運行準備を進めてきましたバスによる行政区間縦断路線につきましては、4月1日から毎日運行をいたします。運行開始前の3月22日には試乗会を予定しており、また運行開始記念といたしまして、3月31日、4月1日は終日全便無料乗り放題といたしますので、多くの方に御利用をいただきたいと考えております。

空き家バンク制度につきましては、2月8日に、伊那不動産組合と南箕輪村空き家バンク媒介等に関する協定書の調印を行ったところであります。これにより、売買や賃貸借を希望する空き家の所有者からの物件情報を村の空き家バンクに登録後、伊那地域定住自立圏の空き家バンクホームページで情報提供を行ってまいります。村は、空き家の所有者と利用希望者との連絡調整を行い、登録希望物件の調査や利用希望者に対する物件の案内及び空き家の所有者と利用希望者との交渉や契約などの業務は、伊那不動産組合で行っていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、移住分野1名の採用を決定させていただきました。4月から、村のPRを初め、移住・定住を促進する活動を行ってまいります。観光分野におきましては、応募者数はありましたが、なかなかいい人材がおらずに、引き続き募集をしてまいります。

ちょこっと農業塾につきましては、都市部での5回の講座と2回の現地研修が終わり、最終的な参加者は、東京が35名、名古屋は25名ほどとなりました。現地研修を通じ、参加者同士の連帯ができており、南箕輪村に対する思いも深まっていると感じております。さまざまな職業の方々に参加しており、真剣に移住を考えている人や、今後も村とのかかわりを持ちたい人、職場の福利厚生事業を村で行っていききたいという参加者もあり、農業分野にとどまらない効果が期待されておるところであります。3月には、それぞれの会場で、村の移住や農業などに関する個別相談を開始する予定であります。

また、先日、地方創生拠点施設交付金の内示があり、味工房の施設再整備を進めていけることとなりました。このところ、ふるさと納税の返礼品として、味工房のジェラートの人気が高く、作業スペースが手狭になってきており、さらにはガレットも好調で、農産物直売スペースの充実とあわせて、平成29年度中の完成を目指し、鋭意事業を進めてまいります。

子育て支援に関する状況であります。

初めに、保育園であります。平成29年度当初の入園状況、昨年より30名多い668名の予定となっております。年度末には714人を予定しております。例年、年度途中の転入や未満児の入園が増加しておりますので、さらにふえると予想しております。園児数は、この10年間に160名以上増加しており、今後も未満児を中心にふえていくものと予想しておるところであります。

特に、南原保育園につきましては、平成21年度、園舎を新築し、当時100名ほどの入園児数が、平成29年度の入園希望者数では203名と、倍以上になりました。8年間で倍以上となったところでもあります。これまでは、保育所の増築や改修で対応してまいりましたが、29年度は、園児室が入園希望者に対応し切れないため、現在、30名ほど他の園への異動をお願いしたところでもあります。南原保育園は、今後も増加傾向にあることや、小学校就学に向けての対応もありますので、このままずっと他の園というわけにはまいりません。今後に向けて、何らかの対策が必要となっております。

たけのこ園につきましては、平成24年の開園当初から、延べ206組の親子が利用されました。子供たちも、自分から進んでできるようになり、友達もでき、一緒に遊べるようになりました。また、保護者の方が子供と接する姿も変わってきて、親子とも成長できているのではないかと感じています。今後も、多くの親子の皆さんに利用していただきたいと思っております。

こども館につきましては、平成29年度早期開館を目指し、工事を進めております。4月からは、子育て支援課に新たに2係新設し、こども館で行う新たな事業の詳細を検討しながら、放課後児童クラブ、子育て教育支援相談室、子育て世代包括支援センターや児童館など、さまざまな事業を実施する予定となっております。今議会に、こども館設置条例を提出させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

また、さきの臨時議会で、この4月から小中学校1年生となる保護者を対象に、新たに入学に必要な資金の貸付制度を設け、それに伴う補正予算をお認めいただいたところですが、現在、5名の方から申請をいただいております。このところ、3名から5名ということで、徐々にふえてくるのではないかと思っております。3月支給に向けた手続きを進めております。スムーズな新生活の確保とともに、生活の安定、教育の向上に御利用いただければ、ありがたいと思っております。

福祉関係であります。平成27年度から開始しました健康ポイント制度は、本年度は対象となる事業の見直しを行い、より多くの皆さんに参加いただけるよう、対象事業を拡大いたしました。昨年12月末現在の発行枚数は2,052枚となりました。そのうち139人が30ポイントに達し、景品と交換をしております。これからも、利用しやすい制度になるよう検討を加えながら、大いに利用いただき、健康増進を図っていききたいと思っております。

まっくん支え愛事業につきましても、現在、利用申請者40名に対しまして、60人のボランティアが登録され、全ての申請者が利用できる状態となっております。特に、除雪作業につきましては、昨年度から、まっくん除雪隊のボランティアの皆さんにお願いする中で、利用希望者全員の除雪が可能となり、大変ありがたいことであります。

また、介護予防事業の訪問通所サービスの総合事業への移行であります。4月からの事業開始に向け、要綱が整いましたので、住民の皆さんへ周知を図ってまいります。また、介護事業所や利用者、対象者への説明も順次進めているところであります。4月以降、準備が整った利用者から順次移行を開始し、30年3月までに完全移行することとなっております。移行に当たっては、事業内容等の丁寧な説明に努め、利用者及び御家族の理解を得ながら、スムーズな移行ができるよう進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

本年度も残り1カ月を残すのみとなりました。計画しておりました北部保育園の増改築事業、生涯学習施設事業やこども館の建設など、主要事業の進捗状況につきましては、これまで御報告いたしておりますが、その後も順調に推移をしており、計画どおり事業が完了できるものと判断はしております。

さて、今議会は、新年度予算の審議をお願いいたしますので、予算編成の概要につきまして申し上げます。

まず、平成29年度一般会計予算案の概要であります。4月に村長選挙を控えているため、一般会計当初予算は経常経費及び継続事業を中心とした骨格予算であります。選挙後、新しい村長のもとで、その方針に基づいて肉づけ予算が編成されますので、そんな点は御理解を

お願いいたします。

予算案の総額は55億6,900万円となりました。今年度は、こども館、生涯学習施設の建設などの大型事業を実施したこと、また骨格予算でもあり、来年度は10億1,000万、15.2%と、大幅な減額となりました。しかし、南箕輪村第5次総合計画及び南箕輪村創生総合戦略に基づく事業につきましては、移住・定住促進、空き家対策などの新規事業も含め、着実に推進させるとともに、こども館の運用開始、学校教育専門員の配置など、子育て・教育関連も一層の充実を図る予算とさせていただいたところでもあります。なお、平成27年度から実施しております南原住宅団地の焼却灰の処理事業は、継続事業として当初予算に計上しており、平成29年度中には完了する計画となっております。

初めに、歳入であります。

これらの財源となる歳入の主要なものうち、村税は、固定資産税の伸びを中心に、前年比約5,600万円、2.8%増の20億8,350万円を見込みました。また、地方交付税の普通交付税につきましては、前年度並みの13億円を見込んだところでもあります。

次に、歳出であります。基本的には経常経費のみであります。

経常経費につきましては、毎年経費の節減に努めておりますが、さらに創意と工夫により、効率的な行政運営に努め、経費の削減に努力する予算といたしました。

主な増額につきましては、扶助費が、障がい者自立支援交付金や児童手当の伸びなどにより約4,855万円、6.6%の増、物件費が、地方創生交付金関連の事業委託料や臨時職員賃金の伸びなどにより約4,888万円、4.1%の増となりました。

また、減額につきましては、普通建設事業費が、骨格予算や大型事業もあったということで13億394万円、83.1%の減額となっております。しかし、継続事業であります南原焼却灰の処理運搬委託料など、一部のものは計上をさせていただいたところでもあります。

厳しい財政運営であります。骨格予算では、財政調整基金を取り崩さない予算案といたしました。また、肉づけ予算の財源として、予備費へ2億4,000万円余りを留保させていただいております。

以上が、一般会計新年度予算案の概要であります。

細部につきましては、予算審議の中で御説明を申し上げます。

さて、今定例会は、私の3期目の任期最後の定例会となりました。また、状況によりましては、最後の議会となる可能性もありますので、この4年間の話を少しさせていただきたいというふうに思います。

平成25年4月から3期目の村政を担当してまいりました。3期目も、2期目までの村政運営を継続し、引き続き、子育て、福祉、教育に優しい生活優先の村づくりを基本に、7項目の公約実現のために、自分なりに精いっぱい努力をしてきたつもりであります。この間、不十分な面も多々あったことと思いますが、おおむね達成できたのではないかと考えております。

3期目も、人口増加に伴う施設不足の対応に迫られた期間となりました。保育園の整備につきましては、ふえ続ける南原保育園を除き大規模整備は終了したところでもあります。また、小中学校関係では、南部小学校の増築を実施いたしました。もう1クラス、もう一回、2クラス分の増築を実施していけば、全学年2クラスとなり、将来的に見ても大丈夫であるんで

はないかと思っております。また、こども館、生涯学習施設の建設により、南箕輪小学校・中学校とも、既存利用施設を教室化へと改築していけば、急激な変化がない限り、児童生徒数の増加に対応できていけるのではないかという見通しは、現在のところの見通しとして持っておるところであります。

その他、交流人口の増加対策として、観光協会の設立、新たなイベント、経ヶ岳バーティカルリミットの開催も実施することができました。

また、この期間中、人口減少による地方自治体の消滅論も発表され、驚きとともに、人口減少に歯どめをかける地方創生事業が始まり、全国多くの市町村で、地方創生に向け、大きく動き出した期間ともなりました。本村でも、さまざまな事業に取り組んでおります。地方創生事業は継続的な事業が多く、現在も精力的に取り組んでおるところであります。

また、広域的な事業として、伊那消防署の建設に伴い、広域消防の発足もできたところがあります。

また、ごみ処理の中間施設につきましては、平成31年度操業を目指しまして、今、工事が建設されておるところであります。

この間、地方創生の最大の目標であります人口も増加し、県下最大の人口増の村となり、全国的にも注目されるようになってまいりました。私にとりましては、忙しさもあり、また悩みも尽きない日々の連続でありましたが、人口が増加しながら、県下一若い村として発展をしてきており、また、全国的にも注目をされる村となってきたこと、本当に充実した4年間となりました。このことは、議会の皆さん、村民の皆さんの御理解と御協力のおかげであります。また、職員にもかなり無理をさせてきた面もありますが、村を元気にするために努力をしていただきました。多くの皆さんのお力により、今日の南箕輪村があります。感謝の気持ちでいっぱいあります。心からお礼を申し上げます。

本定例会にお願いいたします議案は、条例改正及び各会計の新年度予算案等19議案、報告が2件であります。いずれも原案どおりお認めをいただくよう、お願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年11月分から平成29年1月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成29年度予算が、それぞれの理事会、評議員会において議決されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日まで受理しました請願・陳情は、請願2件、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

今定例会の会期中に審査し、本議会において報告をお願いいたします。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地域再生法の一部改正に伴い、企業誘致を進めるため、東京23区からの本社機能の移転や拡充など、特定業務施設を整備する認定事業者に対し、固定資産税の不均一課税を行うため、村税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） では、御説明申し上げます。

この改正は、地域再生法の一部改正に伴いまして、企業の地方拠点強化のための優遇措置として、地方活力向上地域特定業務施設整備にかかわります固定資産税の税率を不均一課税とすることによりまして、本社機能等の誘致を促進していくために、村税条例を改正するものです。村税条例第71条の2の次に、新たに第71条の3を加える改正となります。

議案書の1ページをお願いいたします。

不均一課税による固定資産税の税率であります。

第1項をお願いいたします。

条文中の地域再生法第17条の2第1項第1号につきましては、東京23区内にある本社機能、研究所等の特定業務機能を本社に整備移転する移転型を、次の同項第2号は、東京23区の外にある特定業務機能等を本社に整備移転、または本社にある特定業務機能を拡充整備する拡充型を、どちらの場合につきましても、地域再生法に基づく県知事からの認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画、この言葉は第2項の添付書類で出てまいりますけれども、その計画によりまして整備移転等をした場合の整備施設の固定資産税の税率につきまして、新たに課税することになった年度から3年度分に限りまして、現状の100分の1.4を100分の0.07とするものであります。この0.07%につきましては、長野県が優遇措置として不動産取得税等の税率を100分の5とすることに合わせたものであります。

第2項は、この優遇措置の適用を受けようとするときの申請書の記載事項、添付書類等についての規定であります。

次に附則です。

施行期日でありますけれども、平成29年4月1日からの施行となります。

以上で、南箕輪村税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険料における第1段階の保険料率の軽減期間につきまして、厚生労働省からの通知に基づき、軽減の期間を延長するものと、保険料の納付期限の期日を変更するために改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第2号につきまして細部説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険料の所得段階が第1段階に該当となります対象者につきまして、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に軽減をしました保険料額を平成27年度から平成28年度まで適用することとされております。この適用期間につきまして、厚生労働省からの通知により、消費税の引き上げが平成31年10月に延期をされたことを受けまして、平成29年度まで同率の軽減を継続して適用することとされましたので、この適用期間を延長するため改正を行うものと、介護保険料の第7期、12月の納期につきまして、税等の他の業務と合わせるために納付期限の期日の改正を行うものであります。

それでは、議案の新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、議案の2ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

第2条、保険料率であります。第2項のアンダーラインの年度につきまして、平成28年度を平成29年度とするものであります。

続いて、第3条、普通徴収にかかわる納期であります。第7期の納期につきまして、12月1日から同月31日までを12月1日から同月25日とするものであります。また、その下の第2項につきましては、字句の見直しを行いまして、適切な表記に整備をするものでございます。

1ページへお戻りいただきまして、一番下になりますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、国において、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

個人番号、いわゆるマイナンバーにつきましては、現在、各自治体内での利用が始まっておりますが、現在行われております確定申告におきましてもその記載が始まったというところでもあります。また、この7月からは、全国の自治体間での情報連携が始まります。これに対応するため、国において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されまして、それに伴い、号番号のずれが生じたので、関係条例の整備をするものであります。

新旧対照表に沿って御説明いたしますので、議案2ページをごらんください。

これまで、個人番号の提供につきましては、法第19条第9号で規定されていましたが、第10号に号ずれとなりましたので、条例第1条と第5条において、9号から10号へという改正を行うものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日からの施行といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

一応、確定申告から利用というふうになっておりますけれども、番号、記載しなくてもよいという、特に罰則はないということですので、このことについて、記載してある、ないについてのトラブルがあったかどうかということを知りたいと思います。

もう一つ、ナンバーカードでありますけれども、現在どのぐらい発行されているのかを知りたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 確定申告におけます個人番号の取り扱いですけれども、ことしから、国税、それから住民税とも、その記載を要することになりまして、今、それこそ、申告受けておりますけれども、皆さん、大分持ってきていただいております。税務署のほうの通知からしますと、その記載を求めることになっておりますけれども、その記載がなくても申告のほうは受け付けてくださいということですので、そのように対応しております。

以上です。

議長（原 悟郎） マイナンバーカードの発行について、住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、1月末現在の発行件数についてお答えします。

現在825件の交付がございまして、大体、一月30件ほどの交付となっております。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村債権管理条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村債権管理条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、水道料金などの村が有する債権について、地方自治法施行令や債権管理事務取扱規則などに基づいて条例等を整備し、滞納が生じた場合に、直接、督促、強制徴収や債権放棄などを適切に行い、適正な債権管理を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第4号の細部説明を申し上げます。

水道料金、それから村営住宅使用料など、村の司法上の債権における滞納につきまして、債権の管理や処理を初め、時効に関する取り扱いについて条例を定めるものであります。この条例は、地方自治法施行令、それから債権を消滅したものとみなして整理する場合の規定としまして、債権管理事務取扱規則の規定に倣っており、滞納が発生した場合に、村長等がこれらの規定に準じて行うべき督促、強制徴収、債権放棄などを通して、適正な債権管理を行うとともに、適切に不納欠損処理等を行うことを目的としているものであります。

それでは、議案の1ページからごらんいただきたいと思います。

まず、この条例の第1条で目的を定めております。

第2条は、用語等を定義しております。

第3条では、他の条例等との関係を示しまして、他の条例等に定めのない場合については、この条例の定めによるものとするものであります。

第4条は、債権管理のために台帳を整備することを定めております。

第5条から第12条までにつきまして、具体的に債権についての取扱事項を定めております。

第5条では、履行期限までに債権履行しないものがある場合については督促をしなければならないとしております。

第6条は、督促後、なお履行されない場合の対処方法といたしまして、強制執行などを行うことを定めております。

第7条は、履行期限を繰り上げることができることを定めております。

次のページの第8条では、村の債権を有する債務者が強制執行または破産手続開始の決定を受けたことを村が知った場合において、村が債権者として配当の要求等を行うことを定めております。

第9条は、債務者の財産が少なく、強制執行等により得られる債権額が少額であって、強制執行に要する費用に満たないような場合については、徴収を停止することができるとする

ものであります。

第10条は、分納などによりまして、債権の納入ができる場合については、債権を分割して、履行期限を延長して納入させることができるとするものであります。

3ページになります。

第11条は、債権管理を行う中において、10年を経過し、なお納入が見込められないという場合にあっては、債権を免除するというものであります。

第12条は、債権管理事務取扱規則に準じるものでございます。これは、破産法や会社更生法などの適用によりまして、債権放棄ができることなどを定めております。

第13条では、第12条の定めによりまして債権放棄をした場合については、議会に報告するものとするものであります。

第14条で、委任としまして、この条例に定めるもののほか、施行に関し必要なことは規則で定めるものというものであります。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものとするものであります。

以上、議案第4号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

まず、1点質問しまして、必要があればさらにお聞きしたいんですけど、近年、ちょっと何年前か忘れたんですけど、この村で、村営住宅に関しての使用料というか、つまり借料というのか、賃料を払わなかったという案件があって、それでいろいろ問題があったかと思うんですけど、その案件も、例えば、この今回新たにつくる条例に、例えば、関係するようなものでしょうか。お尋ねします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 村営住宅の使用料につきましては、村の債権でございます。この債権につきましては、私法上の債権ということでありまして、具体的にはこの条例で該当するものというものであります。したがって、手続的には、地方自治法の定めを準用して前回は行っておりますが、今回の条例の中でも、その手続に倣ってということでありまして、司法上の債権の強制執行につきましては、裁判で決着をつけるという形になっておりまして、それに準じて行ったものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、さらに質問します。

まず、今、さらに質問しようとした過去の案件について、この条例ができる前にはどういった根拠規定にのっとって処理したんですかということを知りたいんですが、その答えが、今、多分、課長がおっしゃられた地方自治法にのっとってということだと思いますけれど、それでよろしければそのまま、さらにお聞きしたいのが、今回、条例にある第4条の台帳整備、これは、要は債権の問題があった関係についての台帳ということで、過去のものがかようなところで整備でのってくるのか、また、9条、10条、11条で、徴収停止

や分納や、あるいは年数がたった免除ですか、ここら辺について、過去の案件が今どの段階であってとか、どういった懸念があるとか、何かあれば、答えられる限りでお答えいただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず最初に、村営住宅の関係であります、これは、先ほど説明したとおり、地方自治法の規定に準じて行ったものであります。

それから、債権の管理の方法であります。

具体的には、賦課台帳と賦課に伴う収納、要するに徴収状況を記した収納台帳、二つの管理になります。今回の場合については、その収納状況を記録したもの、もしくは収納に当たって、要するに交渉経過を記録したもの、そういったものを整理する台帳となってきます。

具体的な例と申しますか、水道料金におきましては、分納誓約という形で、一度に納められない場合については、例えば、高齢者の場合、年金の支給月にまとめて納めていくと、そういったような形の分納誓約がされておりますので、そういったものも、そういった情報の中に記録しながら管理をしていくという内容のものであります。

そういったものを管理していきながら、債権の様子を見ながら、10年経過してもとってもらえないなというものにつきましては、この条例の規定に基づいて免除をしたり、もしくは債権放棄をしたりと、そういった手続になっていく。その根拠となる台帳を整備するというものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 済みません、私、もう少し聞いていると思うんですけど、徴収停止とか、あと10年たった場合の免除ですか、こういったものに、先ほど、ちょっと私が記憶するには、前回の村営住宅、何年前か忘れましてけれど、村営住宅の案件は大きな問題だったと思いますので、そこら辺について、徴収停止、あるいは免除ですか、こういったものに何年後かひっかかってくる懸念はありますでしょうかという質問です。さっきそれを聞いたつもりですけど、お願いします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） その懸念はございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 済みません。勉強不足で済みませんが、この条例で、司法上の債権という説明をいただきまして、水道料金と村営住宅の使用料というか賃料ですか、あと、公共下水道料金とか、下水道の受益者負担金等もあるんですが、この辺は司法上から外れているというような話をお聞きしたんですが、これは、以前からそういう司法上からは外れているものなのか、途中から変更になったものか、この辺がわかりましたら教えていただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 下水道の使用料、それから受益者負担金につきましては、これは公法上の債権とされております。それぞれの法律の中で徴収が定められておまして、

水道料とは区別されているものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 9 番、大熊であります。

例えば、上水のこの使用につきまして、いわゆるメーターの名義と実際に使用する人が途中から変わっちゃうとか、こういった場合に、この条例の中でどういうふうにもってあるのか、その辺も、例えば、滞納していて、途中で名義が変わってしまうというような、そういう例が生じないわけではないので、そういったことはどこでカバーしていくのか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 水道の使用料につきましては、水道の条例の中で、使用者等から徴収するというようになっております。等というのは、例えば、アパート等の場合は、入っている入居者が納めてくれる場合であったり、そのアパートを管理している不動産屋さんが納めてくれている場合があったりしますので、一概に使用者というわけではなく、使用者等から徴収するというふうになっております。そういった形で、水道使用料につきましては、使用者となる方から申し込みを受け付けまして、その人に対して使用を認め、水を供給しております。したがって、要するに、供給をされた方からお金を徴収するというスタンスで続けております。

例えば、先ほどありましたように、入居者等が変わった場合、そうすると、使用者の名義が変わります。変わりますと、その時点から新しい使用者に対して、その使った人に対しての使用料を請求していくという形で今やっております。ですので、もし、前の入居者で滞納があれば、前の入居者について滞納分を請求しているというのが実態であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 9 番、大熊です。

この第12条の中で、援用の部分が出てまいります、この援用の部分で、書面、もしくは口頭という取り扱いをどんなふうにするのか、明記がありませんが、口頭にしても、それから文書等についても、合法だというふうに解釈される部分があると思いますので、その辺をどう扱っていくのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 恐らく、そういうことは、納入を催促していくというか、折衝していく中では出てくることだと思います。

基本的には、援用につきましては、口頭でなくて、文書の提出をお願いをしていくつもりであります。口頭につきましては、やった、やらないが、後からわからなくなってしまうので、基本的には文書で提出をいただければ、その時点で、要するに時効が完成し、債権の請求ができなくなるという扱いになります。そういったことがあります、やむを得ず、債権放棄をせざるを得ないということになってきますので、そういったことも含めての台帳管理をきちんとやっていくという考えであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） この管理条例がつけられたことによって、非常に、特に水道関係のものが非常にやりやすくなってきたというか、そういう整然と処理もこの規則によって、条例によって進むものと思います。特に、代表監査委員にお尋ねいたしますが、これらの条例をよく頭に入れて、今後、水道会計、下水道会計等の監査に資するものと思いますが、その点について、代表監査委員としてどのようにお考えがあるか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 大熊議員の御質問にお答えいたします。

こういう条例ができましたものですから、それを遵守しながら、しっかりと見てまいります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第5号「南箕輪村こども館設置条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村こども館設置条例」について提案理由を申し上げます。

次代を担う子供たちの健全な育成と子育ての支援を図るため、昨年より建設を進めてまいりましたこども館が、6月末には完成する予定となっております。

本案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、この施設の設置及び管理について条例で定めるものであります。この条例の新設に伴いまして、条例の附則で、南箕輪村放課後児童クラブ条例の一部を改正も行います。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） それでは、議案第5号の細部説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

第1条、趣旨でございますが、この条例は、地方自治法の規定により定めるものでございます。

第2条、定義で、子供とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と規定いたします。

第3条、設置、名称及び位置でございます。この施設は、子供たちの健全育成及び子育て支援のために設置するものでございます。名称、南箕輪村こども館、位置、南箕輪村4817番地1でございます。

第4条、開館時間及び休館日につきましては、開館時間、午前8時半から午後6時半まで、休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日から8月16日までと12月29日から翌年の1月3日までとし、また、村長が特に必要と認めるときは、開館時間、休館日を変更することができるものと規定します。

第5条は、使用申請及び許可。

第6条、使用料は無料といたします。

第7条、委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、こども館の管理等に関し必要な事項は規則で定めます。

最後に、附則でございます。

2ページをごらんください。

附則第1項、施行期日は平成29年4月1日でございます。

附則第2項、この条例を制定すると同時に、南箕輪村放課後児童クラブ条例の一部改正を行います。

内容につきましては、次の3ページの新旧対照表をごらんください。

改正前の第13条では、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとありますが、これを、教育委員会を村長に一部改正を行います。

以上で、議案第5号の細部説明をさせていただきました。

こども館につきましては、早期に開館できますよう準備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

1点お尋ねいたします。

1ページの第6条、下のほう、使用料、こども館の使用料は無料とするとありまして、こども館、これからできますので、ちょっと今、私、部屋の図面、ちょっと今、手元に持ち合わせていないので、間違った意見、私の理解というか、誤解になっていたら御指摘もいただきたいんですけど、私、とある、ちょっと会に所属してまして、その会が、例えば、子育て世代の親御さんたちに関心を持ってもらいたいとか、これから、できることならかわってもらいたいということで、今度できるこども館を会場に、例えば、勉強会というか、かたくなれば講演会というか、そういった子供が直接使うのがこども館だとは思うんですけど、子供を育てておられる世代の方も集まりやすい場所だと思いますので、そういった会、私の会に限らず、そういった使いたいというか、そういう考え方もあり得るんじゃないのかなど。そういったときに、この使用料の無料ということが、ちょっと私の、よいか、悪いか、ちょっとわからないんですけど、例えば、村民センターとかの会議室を使った場合には、使用料、免除されることも多い、私の所属している会は免除される会ですが、そうでない場合、有料となる村民センターの扱いに対して、これ、村長の使用許可の問題にもかかわるのかもしれないんですけど、こういった場合の使用料、全て無料ということでよいのでしょうかというお尋ねです。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） まず、この条例は、こども館の施設について定めたものでございますが、初めに、この中で行うさまざまな事業につきましては、各規則でこれから定めてまいります。基本、この施設は、子供の健全育成と子育て支援の施設でございますが、今、小坂議員がおっしゃったような団体、それからボランティアの皆さんとか、これから住

民の皆さんも利用されるかと思いますが、こども館については基本無料というふうに考えておりますけれども、詳細につきましては、またこれから定めていきたいと思っております。まずは、使い始めてから、それぞれまた条例の変更や規則などに定めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、済みません、これ、私が、まず自分で整理しておきたいのでこうやってお聞きしますし、今後変わる分には構わないんですけど、今の見解としてお尋ねしたいのは、要は、例えば、村民センターとか、今の村が持つ公的施設において、使用料を無料とする、免除するというような扱いをする組織というか、申請内容であれば、こども館はそういった形では利用できるだろうという見解でよろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） 子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 子供に関する健全育成や子育て支援につきましては、基本無料でいいかというふうに考えておりますけれども、今後、事業を進めながらまた検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この附則のところですが、施行期日、これが未記入であります、今の予定ですと、いつからスタートするのか、その辺のことをつかんでおるのかどうか、御説明をいただけないでしょうか。今、一生懸命建設中でやっておりますので、4月1日からというわけにはまいりませんので、それは十分承知しておりますが、大体というか、いつから施行になるのか、その辺がわかりましたら御説明をいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） まず、こども館の条例の施行期日につきましては、ここに記載してありますとおり、平成29年4月1日でございますが、こども館の事業の実施時期につきましては、現在、こども館、6月30日に完成予定というふうに、先ほども村長のほうから申し上げましたとおりでございますが、それぞれの事業を全て7月から始めるというわけにはまいりませんが、建物が完成次第、早急に、まず放課後児童クラブ、それから子育て世代包括支援センターと、それから相談室などの事業は早急に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 村長。

村長（唐木 一直） こども館につきましては、今、課長が申し上げましたように、できることでは6月いっぱい完成をさせていきたいというふうに思っております。どうしても、放課後児童クラブ、夏休みに入る前に使用していきたいという、この思いがあるところであります。施行期日、4月1日にさせていただきましたのは、こども館にかかわるいろんなことをこの4月から研究、検討、詳細を詰めてまいらなければなりませんので、こども館で行うということではありませんけれども、役場の中で開館に向けての準備、しっかりとしていきたいというふうに思っております。議会で申し上げておりますように、専門の館長は置いてまいります。その下に、係の二つ、二係制として今のところ考えております。そういった皆さんに、開館までにしっかりと練り上げていただくということで今考えておりますので、

よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） それから、先ほど2番議員の質問でもありましたが、この使用料等については、いわゆる子供に属するからというより、その使う団体が、仮に、営利を目的とした団体であったり、子供の事業はやるんだけども営利を目的としているとか、いろいろそういう場合等が、十分今後、考えられると思いますので、この辺については、一度御検討いただく、またはスタートするまでに十分検討いただくというようなことで、お考えをいただいたほうがいいのかなというふうに思いますが、非常に、今、つくる前からというか、今、建設中ですが、過大な期待をかけているところもありますので、十分そういったことで実際にトラブル等が発生しないように、あくまでも、これは村の中の事業としてこども館があるわけでありまして、他の地域から営利を目的とした、福祉であれ、子供であれ、そういったものが使うのが無料であるというようなことは、村民感情として望ましくないというふうに思いますので、その点についてお考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） こども館、もともと、真に子供教育に資する建物でありますので、その辺はしっかりと見きわめていく必要があるというふうに思っております。これ、申請段階できちんと対応できるんじゃないかなというふうに思っております。当然、営利を目的とするものは許可をしない。それから、真に、純粋に子育てや教育や、そういうことも、こういう面で許可していきたいなというふうに思っておるところであります。その辺は、これから、また整理はさせていただきます。

と同時に、もう一点、こども館につきましては、これは伊那地域の定住自立圏事業の一つにもなっておりますので、伊那市、箕輪町、南箕輪村、ここに関係する、もし利用があれば、それは利用できるということでもあります。村の子供も、箕輪や伊那市のそういう施設も利用できるという。いろんな関係で、主には本村の理由によりまして、定住自立圏事業として位置づけていただきましたので、そんなことは御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから、10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査を続けます。

議案第6号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税を初めとした歳入見込み額の調整と、歳出では、事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであります。決算に近づけるための補正でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,326万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億6,558万3,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第6号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の細部説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げますが、歳出の各科目にわたりまして人件費の関係の補正がございますので、66ページをお開きいただきまして、給与費明細書により御説明を申し上げます。

1の特別職でございますが、比較欄をごらんいただきまして、その他の特別職の減でございますが、会議開催の減や欠席等によるものでございます。

おめくりをいただきまして、2の一般職でございますが、年度途中で退職がございましたので、職員数は1名減となり、そのほか、育児休業の取得等によりまして、給料及び共済費が減額となります。職員手当につきましては、下の職員手当の内訳の表のとおりでございます。

なお、各歳出科目の2節、給料から4節、共済費までは説明を省かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、歳出の説明を申し上げます。

予算書案の27ページをごらんください。

歳出は、事業費の確定、入札差金等によります不用額の減額が大半でございますので、主なもののみ御説明を申し上げます。

まず、1款、議会費は全て不用額でございます。

続きまして、2款、総務費でございますが、1項1目、0201一般管理事務では、19節の情報センター負担金の確定によります減額が主なものでございます。

おめくりをいただきまして、次の0202庁舎管理事務の22節に72万円を計上しておりますが、来年度からこども館西側にある土地をお借りしまして、役場駐車場として利用する計画としておりますが、農地転用手続を進めていただくに当たりまして、土地改良区の決済金相当額を補償するための追加でございます。

1目飛びまして、次の7目、防犯対策費の19節、防犯灯電気料補助金、LED化を進めていることに加えまして、電気料金が引き下げられたことにより、大きな不用額となっております。

1目飛んで、12目、下段の0242地域づくり推進事業の14節でございますが、4月に採用する予定の新たな地域おこし協力隊員の住居につきましては、賃貸住宅を村が借り受けて住んでいただくこととしておりますが、礼金、敷金は本年度中の支払いが必要ということで追加をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、0244移住定住対策事務の8節、集落支援員報償費につきましては、本年度での採用ができませんでしたので、全額減額させていただきまして、改めて来年度での設置を図ってまいります。

次に、13目、0221企画調整管理事務の13節、巡回バス運行業務委託料でございますが、人件費の上昇等によりまして不足が生じますので、301万円の増額をお願いいたします。

次の17目、0208情報管理事業の13節でございますが、情報システム強靱化によりまして、ホームページのアドレスを、現在、情報系というふうに呼んでおりますインターネット接続系からL G W A N接続系に変更する必要がありますので、コンサルタント業務及びL G W A Nサーバーの保守業務の委託料の追加をお願いするものでございます。

次の2項、徴税費から2枚おめくりをいただきまして、35ページの6項、監査委員費までは、人件費の関係と不用額のみでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、3款、民生費でございます。

1項1目、0301社会福祉総務事務の28節は、国保特別会計への繰出金でございますが、出産育児一時金繰出金は、本年度、出産の件数が比較的少なかったことにより減額となります。ですが、保険基盤安定負担金繰出金につきましては、医療費の伸びに伴い増額となりますので、合わせまして474万円の増額をお願いするものでございます。

次の0302福祉医療費給付金事業の12節の増額は、医療を受ける件数が、見込みよりも6,000件余り増加するという見通しになったことによるものでございます。また、おめくりをいただきまして、20節では、村単児童等事業、対象児童の増加によりまして、また、村単低所得老人事業につきましては、医療にかかわる方の増加によりまして、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次の0306障がい者福祉事業の20節、障がい者自立支援給付費及び障がい児給付金の増は、サービス利用の増に伴うものでございます。

1事業飛びまして、0361臨時福祉給付事務では、28年度分として来年度に給付をいたします新たな交付金のためのシステム改修を行うため、19節、細説の01になりますが、情報センター負担金を増額いたしまして、また、本年度の給付につきましては、既に完了しておりますけれど、やむを得ない理由によりまして、追加支給が出る場合がございますので、細説02の臨時福祉給付金として9万円を増額するものでございます。

次の0390福祉基金積立金は、確定によりまして利息分を計上するものでございます。

1目飛んで、3目の0311介護予防・地域支え合い事業、19節の介護ロボット導入促進事業補助金の追加は、村内の二つの事業所で、介護ロボットを導入するのに対して補助を行うもので、いわゆるトンネル補助でございます。

次の0316高齢者福祉総務事務では、11節に、古い消火器の更新をするための購入費を、13節に、使用していないボイラー等、撤去処分にかかる委託料を追加させていただきます。28節は、介護保険特別会計への繰出金でございますが、実績見込みによりまして、給付費分ほかの不用額を減額するものでございます。

おめくりいただきまして、中段になりますが、0327老人保護措置事業では、養護老人ホームの入所者の増によりまして、措置費90万円の増額をお願いいたします。

次に、40ページの2項1目、0330児童福祉総務事務の18節では、すくすくはうす備えつけのベビースクールが壊れてしまいました。更新費用を追加させていただくものでございます。

飛びまして、2目、0340保育園運営事業でございますが、おめくりをいただきまして、19節の増額は、確定によります情報センター負担金の増でございます。また、23節の返還金につきましては、27年度分の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金の算定で、地方

交付税措置と重複する部分があることが本年度になって判明いたしました。これを返還するものでございます。

次の0341保育園施設整備事業の財源組み替えでございますけれども、北部保育園増改築事業の起債対象額が確定したことにより組み替えをするものでございます。

次の0342児童発達支援事業では、7節の臨時職員賃金不足額が多くなっておりますけれども、平年と比べまして利用人数が少なかったことによるものでございます。

次に、3目、0344こども館建設事業では、こども館建設工事にかかります委託料、工事請負費等の差金を減額するほか、開発行為の許可条件として、消火栓の設置が求められましたので、水道事業への委託工事を依頼するための負担金の追加をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、4款、衛生費でございますが、1項1目、0400保健衛生総務事務の19節では、特別交付税の算定方法がことし変更されたということの影響で、伊那中央行政組合病院費負担金が545万7,000円の増額となります。

次に、43ページの0403健康増進事業の13節では、各種健診受診者の増に伴いまして、132万円の増額をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2目、環境衛生費では、1事業飛びますが、0409排水処理対策事業の23節、合併浄化槽設置事業補助金精算返還金でございますが、5カ年計画の最終年度となりますので、過年度に交付を受けた補助金を精算し、返還するものでございます。

次に、2項、清掃費では、次のページの2目、0411塵芥処理事業の19節になりますが、南原住宅団地内の焼却灰除去工事を当初の想定よりも進めることができたことによりまして、また、掘り出した焼却灰の量も想定よりも多かったということで、本年度の処理運搬委託料が不足する見通しとなりましたので、3,704万3,000円の増額をお願いするものでございます。19節の受け入れ自治体に支払いをします一般廃棄物環境負担金も同様でございます。

おめくりをいただきまして、6款、農林水産業費でございます。

1目飛んで、1項2目、農業総務費は、地域おこし協力隊の活動状況に合わせた事業費の組み替えが主なものでございます。

次の3目、農業振興費では、2事業飛びますが、0611農業経営基盤強化推進事業の19節、細説02の青年就農給付金でございますが、実績が当初見込みの8.5人から2人少ない6.5人となったための減額でございます。また、細説03の農地中間管理事業機構集積協力金も、なかなか機構を通した集積が進まないという状況でございます。減額をさせていただきます。

次の5目、農地費でございますが、0631村単独土地改良事業、おめくりいただきまして、この19節、及び次の0641農道保全対策事業の19節は、各事業の事業料確定による減額でございます。

次に、2項、林業費では、50ページの中段になりますが、0652森林病虫害等防除対策事業の11節、大芝高原アカマツ樹幹注入剤不用額が主なものでございます。

おめくりいただきまして、7款、商工費は、お目通しをいただきまして、次に、8款、土木費でございます。

1項飛びまして、2項1目、0803道路維持事業の13節でございますが、これまでの除雪作業の委託等によりまして、今後見込まれます凍上対策の舗装修繕の予算が不足する見込みとなりましたので、150万円の増額をお願いいたします。

次の2目、0806国庫補助道路改良事業では、社会資本整備総合交付金事業の事業料の確定

によりまして、15節の各工事費を増額し、おめくりをいただきまして、次の0808村単道路改良事業の17節では、北原の3008号線改良に伴う用地買収を予定しておりましたが、来年度、これにつきましても社会資本整備総合交付金事業に持ち込める可能性が出てまいりましたので、一旦全額を減額させていただくものでございます。また、22節では、こども館周辺道路の整備を進めるに当たりまして、電柱移転が必要となりましたので、補償費80万円の追加をお願いするものでございます。

次の4項2目、0821国庫補助公園整備事業は、国の交付金が少なかったことによりまして、先送りをいたして減額させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、9款、消防費でございます。

下段の1項5目、0930防災対策事業の15節、庁舎非常用発電設備工事の減額が大きくなっておりますが、当初、庁舎地下への設置を考えておりましたが、屋外設置としたことにより削減となったものでございます。

続きまして、10款、教育費でございます。

1項、教育総務費の一番下になりますが、4目、1005教育振興事務の7節で、それぞれ不用額でございますが、中間教室の指導員賃金は、校外での中間教室の実績がなかったことにより、またキャリア教育推進コーディネーター賃金は、地方創生交付金事業のほうに巻きかえて支出をしたことにより減額するものでございます。

おめくりいただきまして、2項の小学校費から、もう一枚おめくりをいただきまして、3項、中学校費までは、実績見込みによります不用額の減額等でございます。割り増し賃金の支給対象者が少なかったこと等による賃金の減額、あるいは電気料の引き下げに伴う光熱費の減額が主なものとなっております。

なお、60ページ、中学校費の2目、1022中学校教育振興事務の財源組み替えでございますが、就学援助費のうち、補助のある特別支援教育分の対象となる者が少なかったことによりまして行うものでございます。

次に、6項の社会教育費は、おめくりをいただきまして、62ページの9目、人権教育費まで、会議時間や欠席等によります報償費の減額が主なものとなっております。

おめくりいただきまして、12款、公債費でございますが、政府資金が10年ごとの利率見直しとなりまして、利率が2%から0.1%に下がったため、全体では351万6,000円の減額となりますが、元利計算の比率の関係で、1目の元金は増額、2目の利子が減額というふうになっております。なお、利率が見直されたのは、17年度に借入れをいたしました臨時財政対策債ほかでございます。

おめくりいただきまして、次の14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただき、5,239万5,000円の増額といたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、11ページをお開きください。

1款、村税でございますが、1項、村民税は、個人、法人とも、さほど大きくはございませんが増額を見込むものでございます。人口増や相対的には堅調な経済状況を反映しております。

また、4項のたばこ税は、喫煙者が減少傾向にありまして、500万円の減額を見込みました。

次の2款、地方譲与税は、県から示された数値により算定をし、200万円の増額でございます。

おめくりいただきまして、4款の配当割交付金は、株式の配当が少なかったことによりまして600万円の減額、5款の株式等譲渡所得割交付金も、期間中、株価が低い時期があったということで360万円の減額が見込まれております。

おめくりいただきまして、6款、地方消費税交付金でございますが、国のほうからは円高、原油高のためと説明をされておりますけれども、確定によりまして、1,440万6,000円の大きな減額となっております。

次の14款、分担金及び負担金でございますが、主なものとして、2項3目2節の児童福祉費負担金の細説01保育園児童措置費負担金、保育料でございますが、園児数の増加によりまして530万円の増、次の細説05広域入園児童措置費負担金、他市町村からの広域入園児が見込みよりも多かったことにより108万8,000円の増、細説11の児童発達支援事業給付金は、対象児童が少なかったことによりまして200万円の減でございます。

おめくりいただきまして、15款、使用料及び手数料は、2項4目1節の広域ごみ処理手数料の減額等となっております。

続いて、16款、国庫支出金でございますが、1項3目の民生費国庫負担金では、国保加入者の医療費の増加に伴いまして、3節の保険基盤安定負担金が増加、また、4節の障がい者自立支援給付費負担金も、27年度の精算も含めまして、サービス利用の増に伴い、大きな増額となっております。

次の2項2目、総務費国庫補助金では、マイナンバー制度のシステム整備にかかる補助金の増減が主なものでございます。

次の3目、民生費国庫補助金では、1節の社会福祉費補助金で、細説03の社会福祉施設整備事業補助金は、村内民間施設が介護用ロボットを導入する事業に対するもので、次の細説04の臨時福祉給付事業補助金は、事業確定による追加交付分でございます。また、細説05、臨時福祉給付金事業事務補助金は、次の給付に向けましたシステム改修に対し追加交付されるものでございます。

次の2節、児童福祉費補助金は、児童増、園児増に対しまして追加交付されるものでございます。

おめくりをいただきまして、1目飛びますが、8目1節及び2節は、社会資本整備総合交付金事業の交付額の確定に伴います増減でございます。

続きまして、20ページの17款、県支出金でございますが、1項は、国庫負担金と同様の増額でございます。

次の2項、県補助金では、3目1節の社会福祉費補助金の細説08、重度訪問介護等市町村支援事業補助金の追加でございますけれども、本年度、新たに制度化をされたものでございます。

1節飛んで、3節の細説の11、子ども・子育て支援交付金も、国庫補助金と同様の増額でございます。

おめくりをいただきまして、6目、農林水産業費県補助金の1節のうち、細説の23、新規就農・経営継承総合支援事業交付金の減でございますが、歳出で申し上げた青年就農給付金の減に伴うもの、細説の28の機構集積協力金の減も、農地中間管理事業機構集積協力金の減

に伴うものでございます。

次の2節、林業費補助金は、生涯学習施設の建設に導入をいたしました木造公共施設整備事業補助金でございますが、当初、対象事業費の15%ほどの交付額ということで決定をいただきましたが、満額の追加をいただけるということになりましたので、3,224万円1,000円増額をし、この補助金の総額は5,024万1,000円というふうになります。

次の3項、委託金では、2目4節の参議院議員選挙委託金が確定したことによります増額が主なものでございます。

続きまして、18款、財産収入でございますが、2項1目1節の土地売払収入につきましては、現在、道路、水路として利用がされていない北殿地区内の土地を払い下げたことによる収入でございます。

おめくりいただきまして、19款、寄附金でございますが、長野県町村会から寄附扱いの収入がございましたので計上するものでございます。

次の20款、繰入金は、それぞれ、事業費確定による減額でございます。

おめくりいただきまして、22款、諸収入では、5項1目4節、雑入の細説08、消防団員退職報償金の確定に伴う減、細説29の制度資金保証料補給金返還金、これは制度資金の繰り上げ償還に伴うものでございますが、この増が主なものでございます。

続きまして、23款、村債でございますが、それぞれ、事業の事業費及び起債対象額の確定に伴いまして減額をするものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、第2条の継続費の補正でございますが、6ページの第2表、継続費補正の表をごらんいただきたいと思えます。

南原焼却灰処理運搬事業の補正をさせていただくものでございます。本年度の実績見込みによりまして、総額及び年割額を変更いたします。

次に、第3条の繰越明許費でございますが、7ページの第3表、繰越明許費の表をごらんいただきたいと思えます。

諸事情によりまして、本年度中の支払い完了が困難となった10事業の繰り越しについて、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、第4条の地方債の補正でございますが、第4表、地方債補正の表をごらんいただきたいと思えます。

各事業費の借入限度額が確定をいたしましたので、変更するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

3カ所お尋ねしますが、金額とか数字をちょっとお聞きすることがありまして、そこはちょっとお手元に、課長、皆さんが資料をお持ちでない場合、後ほどでも結構ですのでお答えをお願いします。

まず、29ページの庁舎管理事務の22節かな、済みません、ちょっとこのあたりで、副村長から、こども館のための駐車場を借りられる予定だということで、その予定の面積と比較し

たいので、この役場の北側というのかな、村職員のための駐車場の面積、両方わかればお願いします。

続きまして、37ページ、項目で言いますと、0306障がい者福祉事業の20節の扶助費の中で、特に障がい者自立支援給付費と障がい児給付費について、補正に限らず、これ、年間全体で、自立支援が何名、障がい児給付が何名おられるのか、お尋ねします。また、この項目で、歳入、この事業に関する歳入の該当する部分はどちらか、教えてください。

最後が、46ページ、0411塵芥処理事業の13、委託料で、これ、南原焼却灰処理ということで、村の委託料分というのかな、が3,700万余だと思えるんですけど、ほかに、伊那市さんとか、近隣の市町村、中央行政組合かな、で委託分があるかと思えます。その額がわかればお願いいたします。その総額をお知らせください。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、先に堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 小坂議員の御質問の面積ですが、今手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（原 悟郎） 続いて、藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、障がい者福祉の関係の扶助費になります。対象人数でございますが、障がい者自立支援給付費の関係につきましては、年間約120人の方がサービスを受けられております。それから、障がい児給付費につきましては、これ、たけのこ園の通所者となりますが、利用者数が31名という状況でございます。

それから、それに対する補助金関係でございますが、18ページになりますけれども、国庫支出金の関係で、民生費国庫負担金の4節、障がい者福祉費負担金、これが障がい者自立支援給付費負担金になりますけれども、これと、それからそのページの一番下になります国庫補助金、障がい者地域生活支援事業補助金、それから、20ページへ行きまして、20ページの同じく県の負担金ということで、民生費県負担金の障がい者福祉費負担金で障がい者自立支援給付費負担金、それから、その下になります、県補助金で、04節の障がい者生活支援事業補助金、こういったものがその事業の対象補助金となります。

以上です。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） 済みません、ちょっと、ただいま金額全体のやつ出しておりませんので、後ほどお願いしたいと思えますが、市町村ごとの負担割合については、伊那市が62.8%、箕輪町が23.42%、本村が13.78%という比率になっております。金額は後ほどお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今回の件につきましては、この三千数百万の額が、全額、南箕輪ということで、来年度精算ということになっていきますので、これ、特別交付税の関係がありまして、ちょっと複雑な操作をしなければなりませんので、今回は南箕輪村が全額を負担して、来年度精算の中で特交がもらえるようにするという、こういう措置をせざるを得ませんので、と同時に、事業を切ってまたやっていくというのは非常にお金がかかりますので、続けてやっておるというような状況でこういうことが生じております。その点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

済みません、ちょっと2点質問したいと思います。

31ページの済みません、13節のところの巡回バス運行业務委託料の増なんですけど、人件費というような言い方をされてましたが、ちょっと詳細についてわかれば教えていただきたいと思います。

それと、38ページの介護ロボットの導入、これ、トンネル補助だと言われておりましたが、村内の2施設、介護施設で使われるロボットだと思います。この中で、ちょっと伺ったところ、なれもあるんでしょうけれども、少し使いにくい機種を選んできましたとかいうお話も伺っております。そういう中で、機種選定に村も関係したかどうかというのが、伺えればありがたいんですが、済みません、よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） それでは、先、田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） まっくんバスの、巡回バスの運行业務委託料につきまして、主に人件費ということでございますけれども、昨今、ドライバーの高齢化ですとか、そういったことで、また、若年ドライバーがやはり都会のほうでの採用といいますか、のほうが高賃金が高いものですから、そういったことで、ドライバー不足が生じているようでして、委託先の伊那バス株式会社のほうでも、途中でドライバーの待遇改善を図ってきたということで、それにかかる人件費の増であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 介護ロボットの購入に当たっての施設での機種選定という部分でありますけど、これは、施設のほうで選定をしていただいておりますので、村のほうは一切かわっておりませんので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 済みません。巡回バスについては、じゃあ、来年度も人件費は上がってくるという方向になるわけですか。

議長（原 悟郎） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 恐らく、上がる可能性はあります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

44ページをちょっとお開きいただいて、妊婦健診の不用額、それから、産後ケア事業の委託料の不用額ということで、見込みの人数と実績を教えてくださいたいと思います。

それから、51ページの大芝の湯の座布団購入額不用額というのがありますが、これが見積もりをするときもちょっと高いんじゃないかというような話がありまして、実際幾らの物を

何枚買ったかということをお教えください。

それから、52ページ、工事請負費、橋の工事費が大分、150とか100万とかふえてますけれど、何か、どこか欠陥があったのかどうなのか、どういう理由でふえたのか、教えてください。

それから、56ページ、中間教室の指導員の賃金不用額180万ということで、この間、子育て教育支援相談室で話をお聞きしたところによると、ことしも、学校の門をくぐれない子がいて、支援相談室の先生方も心配して、何人か来たけれど、その先生たちがいないのでというような話も出たので、中間教室の指導員の先生というのは重要ではないかということで、全額不用というのは、やはり、もうちょっと人を探すとかなんとかしたほうがよかったのではないかということについてお聞きします。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、先、藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） まず、妊婦健診の見込み人数ということでございますが、170人を見込んでおります。人によって回数が減ったりすることがございますので、そういった分で減額となっております。

それから、産後ケア事業の関係であります、一応、3人分を当初計上いたしましたが、今のところ誰もいないという状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 済みません、今、資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど答弁したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 続いて、出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） お尋ねの件であります、欠陥とか不良が生じて増額するものではございません。工事の中で、どうしても、もう少しここまで工事を施工しないと取り付けがうまくないとか、そういうことがありますので、そういった面での増額であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 唐澤議員の4番目の質問であります中間教室の指導員の関係、これ、教室設置規則に基づきまして、学校長が判断をして、必要があれば教育委員会に申請をして通うというのが原則でありまして、今年度につきましては、そういったお子さんがいなくて、校内のほうの中間教室に通うお子さんがいたというふうに判断しておりますので、毎年、毎年、年度当初に、この部分が不確定な要素がたくさんありますけれども、予算計上はしておるのが現状でありますけれども、今年度におきましては、そういう実態はなかったということで御理解いただいております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 相談室の話では、やはり何人かいて、支援を先生方がしていて、そういう必要があるのではないかという意見が出たので、いろいろ連絡を取り合って検討してもらいたいと思います。現状に合わせて、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今回の唐澤議員の中間教室の関係でございますが、システムとしては、学校の中に中間教室ゆりの木とか。今年度、私の前半の動きの中で、中学校のお子さんが活用しています、中間教室を。お子さんによって、支援員の方が本当に部屋の中でずっといるのいいとか、そんな状況があつて、相談室の支援員もかかわって、相談員もかかわったんですけれども、基本的には中学校の担任、あるいは中間教室の適応支援員が丁寧にそのお子さんをと、その今の、いけばいいとか、そこら辺が非常に難しいところかなというふうに、今の次長の答えになるわけでございます。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 続いて、3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 2点ほどお聞きしたいと思います。

50ページの林業振興費の中の森林病虫害等防除対策事業、事業費で、大芝高原のアカマツ樹幹注入剤不用額というふうに249万1,000円ほどありますが、この内容としては、樹幹注入ですから予防だというふうに思いますが、これをやる必要がなかったのかどうか。私も時々歩くと、大芝高原の通路の中で、上のほうが赤くなってきたような松も見受けられる部分がありますけれども、この内容、予防的にやる部分でありますけれども、計画した分をやることがなかったのかどうかと、この辺のところの内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、53ページの土木費で、村単道路改良事業の22で、補償、補填及び賠償金の中で、80万ほど補正があります。こども館というような説明もございましたけれども、以前に、地元の皆さん等に説明会を行ったときにも、付近の用水路のこととか、先ほども出ました駐車場の問題、こういうようなところのいろんな課題部分のことが含まれているのかどうか、この辺のところ、もう少し細かく説明していただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 先、唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 森林病虫害等の防除対策事業の需用費につきましてですが、これ、松くい虫の防除のための薬剤の購入ということですが、基本的に計画がありますので、計画どおりの本数は発注しております。入札差金による減額ということですので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） この舗装の内容でございますが、この舗装は、先ほども副村長から説明がありましたが、道路の改良をするに当たりまして、その敷地内に電柱があるということで、その電柱の移転が必要になるということで、その移転の補償費用というものでございます。

以前の説明会の中で、道路改良計画、説明をいたしました。その中で、地権者等から御要望をいただいている内容については、工事の中でほぼ対応ができていくものというふうに今予定しております。ということで、この補償物件については、電柱の移転費用ということでお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 大熊です。

ちょっとお尋ねいたします。

56ページの10款、教育費の中でお尋ねをいたします。

104目の節の8ですが、7と8ですね、7から聞いてまいります。

ここに、キャリア教育推進コーディネーターの賃金不用額とありますが、これは、今年度といいますか、今度、今議会にかかっております新しい予算書を見ますと、コーディネーターのキャリア教育、これが221万減額になっておりますが、これは事業を全然やらなかったというふうに理解してよろしいのかどうか。どうも、この予算の数字から見ると、当初予算とここに出ている予算、そっくりマイナスなような気がします。この辺について説明を求めます。

それから、中学校の放課後学習、これでありまして、74万の減ということになっておりますが、今年度で3年目になるわけですね。3年目が2月で終わると、こういう判断をしておりますが、この74万の減額は、当初予算に対して非常に大きな残になっておりますが、これは、中身的に教育委員会が判断する中で、全体として、成果として、どのような評価をされているのか、大変成績が上がったとか、それから高校入試はこれからでしたっけね、どこへ、どこの学校へ何人という、そういうあれですが、成果として十分手応えを感じているのかどうか、その辺について説明を求めます。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 大熊議員の1番目の質問のキャリア教育のコーディネーターの関係でございます。

先ほどの副村長のほうから説明もあつたんですけれども、これは、加速化交付金の関係で、平成27年度の分を繰り越しを、実は3月29日で交付決定がありまして、繰り越しをしておりますので、その分のお金で今年度は費用を出しておりますので、予算としては、これはこちらの現年度予算は減額となりますが、明許繰り越しとして計上したもので支出をしておりますので、それは事業があつたということになります。

2番目の放課後学習の関係でございまして、これ、当初予算は、毎年、秋前から週2回計上してくるだろうということで予算を確保しておりますけれども、今年度に限っては、昨年に比べて事業日数が大分減っております。通常ですと、40回近く合計で時限単位をとるんですけども、今年度は二十七、八回、二十五、六回だと思っておりますけれども、大分減っております。なおかつ、人の確保も難しい中で、対応も減ってきているということがあります。

また、その効果、3年目の効果という話であります。一般的でいう学習、いわゆる学力テストの関係で見ますと、県のレベルよりは少しはいいというふうな結果が出ておりますが、一部、やっぱり基本的な小学校部分での高学年等のレベルの教育が少しどうかという、お聞きもしております。講師の方から。全体的に見直す必要もあるかなと思っておりますけれども、講師の方から別の話では、少し特定の教科においては、ちょっとどうかという話も伺っておりますけれども、これ、おっしゃったように、少し検証、評価をして、今後のことを考える時期でもあるかなというふうに私自身は考えております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 次長に加えてという形で、放課後の学習でございまして、3年生を対象ということで、今、御指摘のように3年目で、子供たち、非常にできる自分になりた

い、学びたいという、そういう気持ちを持ちながら、学力的な面で言うと、基礎的なところからという、大分差がある状況があるかなというふうに認識しております。ただ、前期も含めて、今度、後期が3月8日にございますが、いわゆる、自分の学力、ステップアップに向けて、非常にいいアドバイスをいただいているという、そういう状況もあります。

それから、今年度、高校生が10名ほど、要するに、先輩から教えてもらうという、そういう非常にいい形がスタートしておりますので、それはぜひ継続したいというふうに思っています。また、農学部の子供さんも1名とかということで、いろんな意味合いで、ボランティア的でございます。報償費もありますけれども、地域の方のお力もいただきながら、子供たちの学習支援、それから自信につながる、そういう一つのシステムとは思っています。

見返しながら前に進めたい、そんなことを思っております。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） この放課後学習につきましては、実は、中教審でもこういうデータがあるんです。小学校のときに、たまたま教室が荒れておって、国語の授業なんかでも特に問題が出て、そのときに、漢字とかそういうものをしっかり覚えなくて中学生になると。それが高校に入るということになると、やはり、この小学校のときに、荒れた時代に国語の勉強をしっかりとやってなかったのが、高校生になってからその弊害といいますか、要するに、小学校のときに覚えなきゃならない漢字が高校生でも覚えていないという、そういう実態が中教審の中でも問題視されて、今、文科省でもその辺の対策をどうしたらいいものかというようなことで、今年度は特に学習指導要領の改訂のときでありまして、そういう意味合いから、現場では大変苦労するわけです。

それと、教師が、二言目には忙しい、忙しい。だけど、その忙しい実態を検証できずにいるわけです。問題は、学校長がどう判断しているか。学校は、全て学校長の管理下にあるわけですから、その点を、教育委員会がどうこれから学校長と接点を持ちながら子供たちにフィードバックしていくのか。それから、働く教師がどう子供たちに向き合うのかという、このことが非常に大事になってくると思うんです。そういった点で、いわゆる教育の原点といいますか、そういったことがやはりしっかり行われている学校は、総じて教育の学力も非常にいいと。

それが、私も、教育問題については、議会で一般質問もしているわけですが、教育委員会として、それらをどうまとめて現場へフィードバックさせているのか。それとも、議会と教育委員会のキャッチボールだけで、そんなものとはいうことで、教育委員会の中でうのみにしちゃって、現場へは伝えてないと。要するに、我々の質問に対して、どうマニュアルをつくって、どう現場へ、答弁に答えてもらったものに対して、現場へどうフィードバックさせているのかという、このことが非常に私は以前から疑問に思っています。教育委員長、今度、教育委員長いませんけれど、教育委員長と教育長が一緒ですけど、ここで話をすることが現場へ伝わっているのかどうかという、非常に私はそういう点で疑問を持っています。その辺の一つ心構えといいますか、そういったことについて、ちょっと一般質問みたいな、今質問をしていますけれど、教育長として御答弁をいただきたいと思います。

それから、もう一点、これ、村長も大変心配をされていることでありますが、小学校の高学年でも補習学習をできればやりたいと。やりたい、やりたいといって、もう2年きているんです。問題は、教える先生、教える指導者がなかなか思うように集まらなないと、この辺に

問題があるわけです。それで、来年度の予算を見ると、小学校では、やるという予算計上がありません、今、この手元の予算書の中で。そういった点をどういうふうに考えているのか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 本当、大事な御質問をいただいているなというふうに思います。私自身、12月の議会もそうなんです、学校関係、教育関係の御質問をいただくということは非常にありがたいし、自分自身も、本当、学校との連携というよりも協同だと思っておりますが、そのつながりも大事にしていく、そんなことを肝に銘じております。

一つには、例えば、3校の校長、あるいは教頭との連絡、連携。特に、校長会のほうも、定期的ではございませんが、必要に応じてという形で開かせていただいています。その中で、2月14日、新学習指導要領についての案が示されてきています。その中で、例えば、いわゆるアクティブラーニング、その言葉を使う、使わないはいろいろ論があるという状況ですが、深い学び云々と、これについては学校とこれから、特に小学校2校の中で、それから、中学校との連携、つながりのところ、接続のところを丁寧に見ていく必要はあるかな、特に外国語の英語でございます。それから、ICT等々は、生涯学習施設のほうに、そちらのほうも整えながらですが、それはまだ十分とは言えないし、これから、研修等も含めて、その使い勝手、あるいは子供たちのためにどう、子供たちがどう動くかが勝負ですので、それには教員の質というか、教員の力量が問われるところでございます。文科省のほうも、教員が変わらなければということ、幾ら描いても、実際のところ、子供と相対する職員が、教員が変わらなければ、それは学校でも肝に銘じてますし、教育委員会としてもそこは大事だと、そういうふうに思っています。ですので、そこを学校と連携をとりながら、協同しながら、丁寧に今後移行、それから完全実施に向けてという、そんなことも含めながら、この場で終わるわけではございませんので、御指摘のこの中ではなくて、いただいたことを学校にどう伝えていくか、それは、私に任せていただきながら、あるいは次長に任せていただきながらということで、以後、伝えてまいる所存でございます。

それから、学習の機会についてなんです、今、中学生は放課後の学習が進んできていますが、一案としては、放課後子ども教室、そこをどう具現するか。個人的には案を考えていますが、まだ、ちょっと済みません、それを委員会として、教育委員の方々にもそれをこれから詰めながらという、そんな歩みでいますので、子供たちの学習できる状況を、それから、学習できるためには、人間関係、クラスづくりが当然基礎にないと、それが苦しいところも承知しておりますので、学校支援等々含めながら。

それから、来年度、予算のほうに、学校教育専門員という、そういう肩書でございますが、その人員、その方の活用も、動きも、うんといろんな面でステップアップにつながるかなというふうに思っています。1万5,000人の村でございますが、全国の中では指導主事を置いているところもありますので、学校支援をいかにしていくか、あるいは協同をいかにしていくかというのは、これから教育委員会としてもしっかり考えながらというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 小学校のあれですか。

9 番（大熊 恵二） 答弁漏れ。

議 長（原 悟郎） 小学校の。

9 番（大熊 恵二） はい。

議 長（原 悟郎） 小学校の予算審査もまたありますけれど、小学校の高学年の予算、補習授業の予算がのってないが、やる気があるか、ないかということだと思っただけでも、清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 先ほどの放課後子ども教室の構想のところまでで、まだ予算のところまでとどり着かない状況がございます。ただ、動く中で、いろんなところがもう整えばということで、またそれは検討させていただくという、そこまでしか、私は今答弁できませんが。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） やはり予算化しても、その事業が行われれないという、例えば、先ほどのコーディネーターの賃金がそっくり不用になってきているわけです、28年度で。それは、27年度から来ているということだけれど、29年度には計上されているんです。結局、やらない事業を2年繰り越しているわけです、コーディネーターの賃金というのは、これを見ると。そうじゃありませんか。

議 長（原 悟郎） ちょっと、それじゃあ先、唐木村長。

村 長（唐木 一直） コーディネーターの賃金につきましては、平成28年度当初予算でコーディネーターを置きたいということで予算化をいたしました。その後といたしますか、並行しながら、地方創生の加速化交付金、これの中にもコーディネーターの賃金を申請してあったわけでありまして。内示がかなりおくれたものですから、当初予算を直す暇がなかったと、こういうことで来ております。したがって、事業、コーディネーター、キャリア教育のコーディネーターの賃金につきましては、28年度につきましては27年度の本当の年度末に内示がありました加速化交付金の繰り越しの部分でやっておりますので、それはそういうふうに御理解をお願いしたいというふうに思います。29年度は、当然同じようにもっておるところであります。ただ、それがあんなら3月までなぜ引っ張ったかなという、そのことはお許しをいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。続きはいいですか。

9 番（大熊 恵二） いずれにしても、この不用、やらなければ不用額になってくるということですが、要するに、予算を組むとき、いわゆるバジェットという、いかにそれが精度の高いものとして一つ議会に出していただきたいと、こういうふうに思いますし、既に、今度予算が出て、それを審議するという、この議会はそういう来年度の予算を審議するということですが、この事業の内容等についても、一つしっかり御説明をいただきながら、これからやっていかなきゃならんと思いますけれど。

この小学校のそれについては十分ということですが、村長は、来年のことは4月15日で任期切れるわけですが、その先は言えないよと、それは十分理解できますが、そういう教育委員会としては、今まで、本村の学力が全国統一テストの中でどの程度にあるのかということは発表がないわけです。ただ、出てきた結果については、総合的に判断して、教育現場へフィードバックさせていきますよということなんです、そういう取りまとめはもう既にできているのかどうか、その辺についてお尋ねします。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 全国の学力状況調査のことでございますよね。数字そのものは公表してません。各家庭には各学校から、今の学年の状況等は伝わっています。それは、数字云々よりも、比べるがいいかどうかはちょっと別としても、全国の状況、県との平均、アベレージと比べておおむねこうだとかという、そこのお伝えはしています。

それから、全国学力状況調査の一番の願い、目的というのは、子供さんの学力の状況を、本当、一部分かもしれませんが、そのお子さんの状況を子供に返していく、その家庭に返していく、その営みが基本で、一番大事だと思っていますので、そこは丁寧に、保護者懇談会とか、あるいは、そこで家庭に伝えていく、あるいは、それによって授業のあり方を、例えば、南部小では少人数の集団を組んだりとかいうか、そんなシステムを整えているという、ですので、活用はうんとしています。それから、個に返していますという、そこで御理解をいただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

1点、先ほども出ました南原の焼却灰の件でありますけれども、一応、29年度で終了ということは承知しておりますけれども、28年度までに処理した量とその金額、29年度は予算でやりますのでいいですけれども、お知らせいただきたいと思います。残りの量も、29年度分もお知らせいただければ。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、ただいまの事業について御報告申し上げます。

27年度が714トン、それから、28年度の見込みは3,900トンでございますけれども、1月末現在の数字といたしましては3,227トン、28年度については3,227トン、1月末現在処理しております。

それで、金額については、28年度分については1億9,341万7,000円ほどを現在支払っているところでございます。

相対的な見込みとしましては、7,014トンを予定しております。ですので、28年度3,900トンまで処理し、その後、29年度2,400トンを処理するというような計画でございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） それでは、後ほど答弁がありました件について、堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、先ほど小坂議員から御質問のありました、来年度造成予定の役場駐車場の面積であります、1,189平米の農地となっております。ちなみに、現在使用しております役場北側駐車場ですが、2,865平米、現在駐車場として使用しているという状況です。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 唐澤議員の御質問の座布団の購入の件ですけれども、予算立てるための資料の中では、座布団とカバー2組、それから前の座布団の廃棄、それぞれ350枚ということで算出しまして、その一番最初の予算を立てるための資料では、1枚当たり4,100円という形で見込んでいたわけですが、入札した結果で2,308円という、そういった形で

差金が出たということですので、350枚購入ということですので。

以上です。

議長（原 悟郎） 以上で、補正予算、一般会計の議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる不用となりました基金繰入金の減額、また交付金額が確定したことによる国・県支出金支払基金交付金及び一般会計繰入金等の減額が主なものであり、歳出は、介護予防給付費等の減額と事業費の確定見込みによる不用額の減額が主な補正内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額から2,227万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,828万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第7号につきまして細部説明を申し上げます。

まず、予算書の6ページのほうをごらんいただきまして、歳入のほうから説明をさせていただきます。

歳入につきましては、1年間の介護サービス給付額等の12月時点での見込みに基づきまして、国・県支払基金、村、それぞれの負担割合により算定をされておりまして、当初予定額より減額になる見込みとなりましたので、減額補正をお願いするものでございます。

まず、4款、国庫支出金であります。2項、国庫補助金、1目の調整交付金で447万1,000円を減額、2目及び3目の地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業で19万円、包括的支援事業分で14万2,000円を減額するものであります。地域支援事業の確定見込みが減額となることに伴うものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページの5款1項、支払基金交付金でございますが、554万4,000円を減額するものであります。

1目、介護給付費交付金で532万4,000円、2目、地域支援事業支援交付金で22万円を減額するものであります。いずれも事業費の確定見込みによる減額となります。

次の6款1項、県負担金でございますが、1目の介護給付費負担金で270万8,000円を減額するものであります。事業費の確定見込みによるものであります。

その下の3項、県補助金でございますが、事業費の減額に伴い、1目及び2目の地域支援事業交付金の介護予防分で9万5,000円、包括的支援分で7万1,000円を減額するものであります。

おめくりをいただきまして、9ページの10款、繰入金の1項、一般会計繰入金では、1目の介護給付費分でございますが、給付金の減額に伴いまして205万円を減額するものと、2

目及び3目の地域支援事業では、事業費の減額に伴い、介護予防分で9万5,000円、包括的支援分で7万1,000円を減額するものでございます。

5目のその他分といたしまして、事務費繰入金で6万6,000円を増額するものであります。これは介護認定調査員の賃金が増額となったことに伴うものであります。

2項1目、介護保険支払準備基金繰入金は、収入及び支出の確定見込みによりまして、当初予定をしておりました基金からの繰り入れ650万円が不用となりましたので、全額を減額するものでございます。

次の13款、諸収入でございますが、4項7目の雑入で、ケアプラン作成業務の確定見込みによりまして、40万円を減額するものであります。

おめくりをいただきまして、11ページからは歳出となります。

1款、総務費、1項1目、1301一般管理費で40万円を減額するものであります。13節、委託料で、介護予防支援事業のケアプラン作成委託料の不用額を減額するものであります。

3項2目、1315認定調査費で13万9,000円を増額でございますが、7節の賃金で、認定調査業務の増加によりまして、臨時職員賃金の増額が主なものでございます。

3目、1318認定審査会共同設置負担金では、19節の負担金で、上伊那広域の認定審査会設置負担金の確定による不用額を減額するものでございます。

次のページの2款、保険給付費、1項1目、1321介護サービス等諸費でございますが、財源組み替えを行うものであります。

2項1目、1322介護予防サービス等諸費で1,100万円の減額でございますが、19節の負担金で、要支援の方に対するサービス費が見込みほど伸びなかったことによりまして、不用額を減額するものであります。

4項1目、1347高額介護サービス等費では200万円の増額となりますが、19節の負担金で、高額介護サービス費の増加に伴い増額をするものでございます。

おめくりをいただきまして、13ページの6項1目、1351特定入所者介護サービス等費では740万円の減額でございますが、19節の負担金で、施設入所者への軽減措置にかかわる負担金につきまして、軽減対象者の所得段階が上位に移行したことに伴いまして、軽減額が減少したことにより減額をするものでございます。

5款、地域支援事業費の1項1目、1361介護予防事業費では77万4,000円を減額するものであります。12節の役務費で、介護予防アンケートの対象者を見直したことによりまして、郵送料の不用額、それから、13節、委託料で、介護予防教室の講師等の委託料の確定による不用額を減額するものが主なものでございます。

2項1目、1362包括的支援事業は、包括支援センターの事業費の確定見込みによりまして、36万4,000円を減額するものであります。8節の報償費で、事業所連絡会の研修会の講師に日本赤十字社の職員を依頼したことによりまして、不用となった講師料を減額とするものと、また、おめくりをいただきまして、15ページの13節、委託料で、認知症サポート医の委託料の不用額を減額するものが主なものでございます。

それから、16ページの9款1項1目、1399予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、440万5,000円を減額するものでございます。

以上のことから、1ページでお示しをしておりますように、既定の歳入歳出予算の総額から2,227万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億6,828万4,000円とする

ものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

ちょっとナーバスな質問になるんですけど、お答えいただける限り、お答えいただきたくんですけど、この補正予算そのものではなくて、中に認知症の言葉というか、認知症という概念がよく出てきたかと思うんですけど、村で把握できている村内の認知症の認定というの、ちょっと言葉で言うのも難しいんですけど、大体の数とか、極端に言えば、今、運転で、高齢者の運転の危険ということで、認知症と診断されなくても、予備軍なんて言うては失礼ですけど、そういったこともあろうかと思えます。そういった数は別にわかるわけがありませんので、把握できている具体的なものがあれば、大体で結構ですのでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 認知症の方の人数的な部分でございますが、確実な数字は把握できていない部分でございます。そのデータにつきましては、今手元にございませんで、また後ほどお答えをさせていただきますと思います。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

ページとしては9ページのところで、認定審査会、認定調査費が上がったということで、調査員の皆さんの賃金を上げたということで、それは理解できますけれども、ちょっと1点ですけども、介護認定について、入院している方が退院する場合に、早く認定を出してもらわないと、退院してからのすぐ対応ができないという事情があるんですけど、上伊那の場合は、何か、上伊那方式と言いまして、2カ月前の申請を認めないという状況があって、辰野だけは、どうも諏訪圏に近いので、的確な審査が行われるということなんですけれど、その辺の事情についてちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 退院前の認定ということでございます。上伊那方式の2カ月前でなければというところにつきましては、再度確認をさせていただきたいと思えます。

今のところ、中央病院の伊那中央行政組合の関係になりますが、地域包括ケアシステムの構築というような中で、また退院後のルール、退院後に向けての事前のそういった介護認定等の、退院後の居場所といいますか、そういった後のことを検討するルールづくりが今されているところでございますので、その中では、また今後どんなふうにとらわれていくかというところはありますけれども、そんな検討もされているところでございます。

また、2カ月前でなければという部分については、再確認をさせていただいて、お答えをさせていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

午前中の議案第7号に対する答弁をいたします。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 午前中にありました介護保険の補正予算の説明の中で、御質問のありました2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、小坂議員から御質問のありました認知症と思われる方の人数でございますが、これは認知症と診断をされたということではなくて、介護度の判定をする中で、認知症の自立度といった面での段階で判断をされている人数でございますが、一般的に自立度2以上の方となっておりますけれども、村内では、平成27年度末になりますが、約160人ほどとなっております。

以上となります。

続きまして、三澤議員から御質問の入院中の介護認定の上伊那方式のルールということでございますが、確認をしたところ、特に取り決めはないようでございます。ただし、更新の際には、2カ月、60日前から申請を受け付けるということは、これは制度的に決まっているものであります。また、新規の介護認定調査の実態につきましては、入院中には行わずに、退院後、自宅において調査を行うことが多い状況にあります。これ、自宅での介護状況をできるだけ正確に介護度に反映をさせていくための配慮ということのようであります。ただし、その相談につきましては、早期から応じておりまして、入院中にケアマネジャーを決定しまして、退院後のケアプランの打ち合わせが入院中に行えるように支援をしているところであります。こういった対応は、本人や御家族の希望によりまして、少しでも早く取りかかることができると思っているところであります。

また、このようなスムーズな退院のための病院との連携につきましては、午前中にも若干触れましたが、現在、基幹病院と関係市町村との間で取り組んでいる入退院のルールづくりを進める中で取り込んでいく内容となっているところでございますので、お願いをいたします。

以上とさせていただきます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

それでは、議案第8号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる国庫支出金及び共同事業交付金の増額が主なものであります。

歳出では、保険給付費のうち、一般被保険者の療養給付費の増額と退職被保険者療養給付費及び共同事業拠出金の減額が主な補正内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額に3,215万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,773万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第8号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページをごらんいただき、歳入から御説明いたします。

3款、国庫支出金であります。1項、国庫負担金は、2目、療養給付費等負担金を905万円、4目、高額療養費共同事業負担金4万4,000円をそれぞれ増額し、2項、国庫補助金、7目、システム開発費等補助金5,000円を減額するものであります。国庫支出金の額がほぼ確定したことによるものであります。

おめくりいただきまして、7ページ、4款、県支出金であります。

1項、県負担金につきましては、2目の高額医療費共同事業負担金の額が確定したことにより、4万4,000円を増額するものであります。

次に、8ページの6款、共同事業交付金は、各町村が拠出する金額を医療費の多い市町村に交付するものであります。28年度の確定見込みにより、1,648万2,000円を増額するものであります。1節、共同事業交付金1,361万7,000円、2節、保険財政共同安定化事業交付金で286万5,000円の増であります。

おめくりいただきまして、9ページの8款、繰入金であります。1目、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、これは保険税軽減分ですが、村の繰入額がほぼ確定したことにより、339万円の増額とするものであります。2節、一般会計繰入金は、出産育児分でございますけれども、見込みより少なかったため、187万円を減額するものであります。3節、保険基盤安定繰入金、保険者支援分についても、保険税軽減分と同様の理由により、322万円を増額するものであります。

続きまして、10ページの10款、諸収入の1項1目、一般被保険者延滞金は、実績に基づき、65万円を増額し、3項、雑入では、交通事故にかかる医療費、1目、一般被保険者第三者納付金106万2,000円と、3目、一般被保険者返納金7万4,000円、6目、雑入1万4,000円を増額するものであります。

続きまして、おめくりいただき、11ページからは歳出となります。

1款、総務費、1501一般管理事務では12万8,000円の減です。11節の需用費以下の印刷製本及び郵送代党の不用額を減額するものであります。

その下の1503運営協議会事務は、国保運営協議会の委員報酬5万円を減額するものであります。

12ページの2款、保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業であります。大幅な医療給付の不足が見込まれ、5,159万4,000円を増額計上させていただきました。

1505退職被保険者等療養給付事業は、確定見込みにより、160万円を減額するものであります。

次に、1506一般被保険者療養事業につきましても、確定見込みにより、33万1,000円の増額をするものであります。

続きまして、1507退職被保険者等療養事業も、確定見込みによりまして、50万円をこれは減額するものであります。

おめくりいただき、13ページ、1508審査手数料事務につきましては、療養給付費の増に伴い、41万円を増額するものであります。

続きまして、2項、高額療養費、1509一般被保険者高額療養事業につきましては、一般被保険者療養給付費にも影響を及ぼす高額な治療にかかる医療費の増加によりまして、440万3,000円を増額させていただきました。

続きまして、1510退職被保険者等高額療養事業につきましては、対象者の減少により、426万円を減額するものであります。

3項、助産諸費、1533出産育児費給付事業でありますけれども、予想より出産件数が少なかったことにより、281万円を減額するものであります。

14ページ、4項、葬祭費、1512葬祭費給付事業につきましては、件数の確定見込みによりまして、40万円を減額するものであります。

7項、結核精神諸費、1534結核精神給付事業につきましては、対象者数の増加により、診療件数がふえたことにより、医療費の不足が見込まれるため、14万円の増額をさせていただきました。

おめくりいただき、15ページの7款、共同事業拠出金であります。1516高額医療費拠出事業では19万2,000円の増、1540保険財政共同安定化事業拠出金は1,327万1,000円の減とさせていただきます。これは、80万円を超える高額医療と医療費総額の一定割合を拠出金として国保連へ納付するものであります。いずれも納付額が確定したことによるものであります。

続きまして、16ページの8款、保健事業費、1517保健衛生普及事業では24万6,000円を減額するものであります。11節の需用費以下、不用額を減額するものであります。

続きまして、1518疾病予防事業では50万円の減額とさせていただきます。人間ドック等の受診者の確定見込みによるものであります。

次の1538保健指導事業では68万9,000円の減であります。7節で55万9,000円の減となる保健師賃金の不用額が主なものであります。

その下の1547特定健康診査事業では、58万1,000円の減であります。済みません、17ページ、13節、委託料の特例健診診査業者委託料の50万円の減が不用額の主なものであります。

18ページの11款、諸支出金、1520であります。一般被保険者保険税還付事務、23の償還金、利子及び割引料を12万円増額するものであります。一般被保険者国保税還付金の増によるものであります。

以上のことから、1ページをごらんいただきまして、既定の歳入歳出予算の総額に3,215万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億2,773万円とするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる保険料の増額、歳出では、保険料の増額に伴う広域連合への納付金の増額の補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に693万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,868万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第9号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんください。

歳入から説明させていただきます。

1款1項、後期高齢者医療保険料を693万円増額するものであります。28年度の保険料見込み額により、1目、特別徴収保険料では191万円、2目、普通徴収保険料では502万円をそれぞれ増額するものであります。

おめくりいただき、7ページ、歳出であります。1804後期高齢医療広域連合納付金であります。歳入で保険料の増額がありましたので、保険料と同額の693万円を増額するものであります。

以上のことから、1ページをごらんいただきまして、既定の歳入歳出予算の総額に693万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,868万円とするものでございます。

議長（原 悟郎） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

本日開会の村長挨拶の中でも、県下一若い村という言葉が使われておりましたが、本村でもこの後期高齢者がふえているということですが、現在、後期高齢者の人数、おわかりになりましたらお知らせをいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

1月末現在の数字になりますけれども、1,724人ということになります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） そうしますと、何%に当たるか、わかりますか、すぐ。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） 約11%ほどになっております。これ、毎年ふえていくということでございますので、済みません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第10号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、年度末を迎え、事業等が確定してまいりましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、収益的収入及び支出の収入予定額では、153万円を増額して2億8,837万6,000円に、支出予定額で、457万9,000円を減額して2億8,744万円に、資本的収入及び支出では、収入予定額を200万円減額して720万円に、支出予定額を227万円減額して5,192万円にするものであります。資本的収支における既定の不足する額及び補填する過年度分損益勘定留保資金を4,472万円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第10号の「南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の細部説明を行います。

まず、1ページの第2条でございますが、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、第1款、水道事業収益で153万円増額いたしまして、2億8,837万6,000円とし、支出は、第1款、水道事業費用で457万9,000円減額いたしまして、2億8,744万円とするものであります。また、第3条の資本的収入及び支出の予定額で、収入は、第1款、資本的収入で、200万円減額し720万円とし、支出は、第1款、資本的支出で、227万円減額いたしまして5,192万円とするものであります。

それでは、予算実施計画明細書により御説明いたしますので、7ページをお開きください。

これから説明する予算実施計画明細書の内容につきましては、そのほとんどが事業の確定等による不用額の減額となっております。主な事項につきまして説明をさせていただきます。

まず、収入では、1款1項02目の受託工事費におきましては、これは、こども館建設地の周辺で消火栓を1基増設するための工事費としまして、130万円の増額をいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

収益的支出になります。

8001事業、原水及び浄水事業につきましては、事業の確定による減額でございます。

8002事業、配水及び給水事業におきまして、第10節、賃借料であります。これは、当初、積算システムの単独導入を予定しておりましたけれども、平成29年度より県が共同利用を開

始するということでありまして、単独導入を見送ったことによる減額でございます。

8003事業、受託工事事業につきましては、こども館周辺の消火栓1基を設置する工事費用として110万円の増額をお願いするものであります。

8005総係事業につきましては、事業の確定等による減額でございますが、05節、旅費、10節、負担金におきましては、当初、新水道職員の水道技術者養成研修会への参加を予定しておりましたが、不参加により減額するものであります。

それでは、次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、01款04項02目、負担金では、下水道補償工事の減額により負担金の減額でございます。

次のページの支出では、8033事業、営業設備事業、それぞれこの事業の確定による不用額の減額となっております。

それでは、2ページにお戻りをいただきまして、第4条でございますが、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費を2,346万1,000円とするものであります。

以上で、議案第10号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第11号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、年度末となり、事業が確定してまいりましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、収益的収入及び支出の収入予定額で、331万8,000円減額し6億4,848万2,000円に、支出予定額で、391万7,000円減額し6億4,805万7,000円に、資本的収入及び支出の収入予定額で、943万6,000円増額して2億9,273万6,000円に、支出予定額で、1,680万円減額して4億9,840万円にするものであります。資本的収支における既定の不足する額及び補填する当年度分損益勘定留保資金を2億566万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第11号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の細部説明をさせていただきます。

議案書1ページになります。

第2条では、収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入は、第1款、下水道事業収

益で331万8,000円の減額によりまして、6億4,848万2,000円とし、支出では、第1款、下水道事業費用で391万7,000円減額いたしまして、6億4,805万7,000円とするものであります。

次のページをお願いします。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入は、第1款、下水道事業資本的収入で943万6,000円を増額して、2億9,273万6,000円とし、支出は、第1款、下水道事業資本的支出で1,680万円を減額いたしまして、4億9,840万円とするものであります。

それでは、予算実施計画明細書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入予定額でございます。

01款02項02目、他会計補助金につきましては、一般会計からの補助金を850万円減額いたします。なお、この減額する金額につきましては、この同額を資本的収入の中で、他会計補助金で増額しております。

05目の消費税還付金及び地方消費税還付金におきましては、予定納税にかかわる還付金といたしまして増額をいたしております。

それでは、次のページの支出をお願いいたします。

9407総係事業につきましては、人件費等の減額でございますが、12ページ、13ページに給与明細書がございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それから、9424事業、消費税及び地方消費税につきましては、事業の確定等に伴う減額となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、01款01項01目、それから、05項01目、国庫補助金につきましては、事業の確定等に伴う、企業債は減額、補助金が増額となっております。

受益者負担金につきましては、公共ます設置申請件数の増による増額でございます。

他会計補助金は、収益的収入で減額いたしまして、資本的収入で増額しているものでございます。

次のページ、支出でございます。

9430事業でございます。施設建設事業では、事業の確定などにより、それぞれ減額するものでございますが、12節の委託料1,000万円の減額につきましては、国の方針が長寿命化計画からストックマネジメント計画へ移行したということによりまして、長寿命化計画の策定を見送ったことに伴う減額でございます。

その他は入札差金等による減額となっております。

2ページにお戻りをいただきまして、第4条の企業債についてでございます。事業の確定等によりまして、限度額を4,890万円とするものであります。

また、第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を1,870万8,000円とするものであります。

以上で、議案第11号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 4番、丸山です。

ちょっと確認だけさせていただきます。

11ページの支出のところの12節の委託料で、今、課長の説明でいったら、何か、国の長寿命化計画から何々に変わったとかいう、ちょっとそこら辺のところ、もう一回、もう少し詳しく教えてください。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 済みません。発音が悪くて。

長寿命化計画からストックマネジメント計画への移行であります。長寿命化計画につきましては、今まで、浄化センターを中心に行っておりましたけれども、国が進めるストックマネジメントにつきましては、浄化センター及び管渠等を含めた全ての資産ということで更新計画と財政計画を立てるというものの内容になっております。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第12号「平成29年度南箕輪村一般会計予算」、議案第13号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第14号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第15号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第16号「平成29年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第17号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第12号から17号まで、一括説明申し上げます。

議案第12号「平成29年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成29年度当初予算は、4月に村長選挙を控え、義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算としました。

庁舎駐車場造成工事については、こども館開所に合わせるために、骨格予算に計上させていただきました。

以上のことから、前年度当初予算に対し、15.2%の減となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,900万円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉の向上を図るため、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画及び平成28年度決算見込みに基づき、新年度予算の編成を行いました。

介護保険給付費については、介護認定者数の増加に伴い、前年度当初予算に対して5.2%増の9億7,610万4,000円を見込みました。平成29年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し5.4%増の10億2,325万1,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

医療給付費は、高額医療費を中心として、さらなる伸びが見込まれ、厳しい財政運営が予想される中、安定した国民健康保険財政の運営のために、特定健診や保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の徴収率の向上に努めてまいります。

本案では、歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し1.6%増の15億5,837万9,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度は10年目を迎え、安定した医療制度となつてまいりました。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっています。

本案では、歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し6.9%増の1億1,851万4,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第16号「平成29年度南箕輪村水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成29年度水道事業会計予算は骨格予算として調整しておりますので、主に、維持管理にかかわる経常経費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額を2億8,360万円、支出額を2億6,532万3,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を590万円、支出額を2,234万3,000円と定めるものであります。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1,644万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成29年度下水道事業会計予算は骨格予算として調整しておりますので、主に、維持管理にかかわる経常経費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額6億4,037万5,000円、支出額6億4,037万5,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額2億4,860万5,000円、支出額4億6,093万3,000円と定めるものであります。資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億1,232万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

各会計予算の細部につきましては、予算審査の中で、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第17号につきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮らいたします。

ただいま設置が決定いたしました予算特別委員会の正副委員長には、申し合わせにより、委員長に総務経済常任委員長、副委員長に総務経済副委員長がつくことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して、議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会委員長には百瀬輝和議員、副委員長には山崎文直議員を指名いたします。

続いて、議案第18号「上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第18号「上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について」提案理由を申し上げます。

本案は、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体から、両小野国保病院組合及び伊北環境行政組合が脱退し、上伊那地域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第18号の細部説明を申し上げます。

現在、上伊那地域公平委員会は、上伊那地域の6町村と五つの関係団体で共同設置をしておりますが、このたび、3月31日をもって、両小野国保病院組合と伊北環境行政組合が解散し、公平委員会を脱退することとなりました。構成する団体の数が変わることにより、公平委員会規約の改正が必要となりますが、地方自治法の規定により、この手続のためには構成団体の議会の議決が必要となりますので、今回お願いするものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明いたしますので、議案2ページをごらんください。

別表は、共同設置する団体名を規定しておりますが、両小野国保病院組合及び伊北環境行政組合を削除いたします。

1ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この規則は平成29年4月1日から施行といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第18号に対する質疑を行います。

6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 改正前と改正後が間違っているんじゃないでしょうか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 大変失礼いたしました。

新旧対照表の改正後、改正前の欄の名称が逆になっておりますので、改正前を改正後、改正後とあるのを改正前に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

議長（原 悟郎） じゃあ、後ほど、正しいのを配付してください。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第19号「南箕輪村村道路線の認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第19号「南箕輪村村道路線の認定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、北殿区にある弾塚製作所の南で、村道に面し、民間事業者が9区画の宅地と宅地に面する道路が造成されましたので、道路法第8条第2項に基づき、村道路線として認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第19号の細部説明を申し上げます。

まず、場所の説明をいたします。

議案書の2ページの位置図をごらんいただきたいと思います。

まず、国道153号線を北殿から久保方面へ向かう途中、まりんべんとう前を北方向へ進行し、塩ノ井のセブンイレブン前の信号機を東へ曲がりますと村道1号線になります。その村道1号線を国道153号伊那バイパス方向へ進行し、JR飯田線の踏切を越えますと右方向へ村道1021号線へ接続いたします。今回の場所は、村道1021号線を南へ行った先になります。位置図でいきますと、ちょうど中央部の部分になります。周辺の土地の用途につきましては、工場や住宅地で、既に開発をされたところでございます。

道路の認定位置の状況につきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

今回認定しようとする道路は、図の中央部の片仮名のコの字状で着色された部分になります。村道1021号線は舗装道路ではありますが、未改良状態の道路で、図の右側にあります水路があるところであります。今回の造成の中で、そのU字溝の水路につきましては、自由勾配側溝への敷設がえが行われているところであります。また、9区画の宅地造成の敷地内には上下水道管が埋設されております。また、この道路は、道路側溝がありまして、道路の排水は地下浸透方式で行われるようになっております。道路は、村の道路構造基準にのっとった舗装済みの道路となっております。道路幅員は5メートルから6メートルで、道路延長は78メートルとなります。

1ページへお戻りいただきたいと思います。

今回認定する道路の路線番号は、村道1266号線です。路線名は塩ノ井下段19号線で、起点は南箕輪村字西川原4159番地6先から、終点は南箕輪村字西川原4159番地3先までの、延長

が78メートルで、敷地幅員は5メートルから6メートルの道路となります。

以上で、議案第19号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第6号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成28年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕お疲れさまでした。

散会 午後 2時20分

議 事 日 程 (第2号)

平成29年3月13日(月曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(受付順位第1番から)

1番 加藤泰久

8番 三澤澄子

6番 唐澤由江

4番 丸山 豊

7番 都志今朝一

9番 大熊 恵二

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	埋橋嘉彦
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	有賀由起子
総務課長	堀正弘	産業課長	唐澤孝男
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	出羽澤平治
会計管理者	小澤久人	教育次長	藤澤隆
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年3月13日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 大変御苦労さまです。

会議に入る前に御報告いたします。

3番、山崎文直議員から、南箕輪中学校同窓会の入会式出席のため遅刻する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板を確認しながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、さきに決定いたしました質問順により発言を許可いたします。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） おはようございます。議席番号1番、加藤泰久です。

通告どおり、3件について質問をいたします。

3月11日は、東日本大震災発生より6年となり、2時46分のサイレンの音とともに黙禱し、亡くなった方々への祈りをささげました。改めて、震災の大きさと怖さを痛感いたしました。6年となっても、故郷を離れて避難先で暮らしておる方がまだ12万3,000人おると聞き、一日も早い復興と復旧、安心した日々を送れることが望まれます。

それでは、まず大芝高原の管理運営について質問をいたします。

大芝高原は、住民の健康増進、休養、福祉の増進を目的として運営されてまいりましたが、一般財団法人への移行に伴い、営利を目的とする営業が可能となり、日々努力されているものと思われます。地方創生事業の一環として、味工房の増改築への交付金の内示があり、本年度は事業が進むものと思われます。また、大芝高原道の駅構想が打ち出され、大芝高原が大きく注目される年となります。

広い大芝高原でありますので、質問項目は、広く浅く質問いたします。

それでは、大芝道の駅構想について質問をいたします。

道の駅構想が打ち出された中で、村民の中では、大型農道沿いに農産物や食事ができるような道の駅ではしょうがないと、一般的にある道の駅を連想される人が多くありました。また、伊那市でも、国道153号バイパスに道の駅設置の計画が発表されましたが、類似的な施設ではなく、特徴ある施設でなければならないと思います。

それでは、道の駅構想について質問をいたします。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

大芝高原の管理運営について、11項目にわたり御質問をいただいております。

まず、道の駅構想の内容はということであります。

先日の報道でも、伊那市もバイパスに道の駅構想があるということで報道になっておりました。箕輪町でも道の駅構想というようなことで、道の駅がかなりそこらにできてくるという状況になってきております。そういった中で、いかに差別化を図るということが大切であるという御質問であります。

さまざまな要素を、利用者の目的に応じて楽しめる道の駅にしていきたいというふうには思っております。

一つ目には、大芝高原自体が都市公園になっている部分が、防災の機能の、いわゆる上伊那の拠点になっております。そういったことを考えますと、防災等の防災機能を持った安全・安心の道の駅にしていかなければならないと思っております。大型農道は、災害時の物資輸送の路線であり、大芝陸上競技場はヘリポートに指定をされた広域の物資輸送の拠点となっております。そういったことで、防災機能を持った道の駅にしていきたいと思っております。住民や観光客等の一時的な避難所になり得る公園で、防災公園であります。熊本の地震発生時におきましても、そういった防災公園が拠点になったということをお聞きしておるところであります。

二つ目には、健康づくりや癒やしの道の駅にすることです。大芝高原には、セラピーロードや温泉、あるいは各種のスポーツ施設等々がありますので、健康と癒やしの道の駅にしていけたらというふうに思っておるところであります。利用者それぞれ、いろんな目的で参ります。そういったことにどうお応えをしていくかということが必要となってくるというふうに思っております。したがって、そんな健康と癒やしの道の駅にするような検討もこれから必要であろうというふうに思っております。

三つ目には、これは一般的な部分でありますけれども、すぐれた自然や地場産の食を楽しむ道の駅にしていければというふうに思っております。大芝高原は、自然環境に恵まれております。それぞれ自然の中で遊びができる特徴を生かした道の駅にしていければというふうに思っておるところであります。

四つ目は、地域再生計画に掲げたような大芝高原のブランド化となるような道の駅にしていけたらというふうに思います。道の駅の登録によって知名度がアップされることを期待もしておるところであります。

いずれにいたしましても、いろんな要素を組み合わせた道の駅にしていけたらというふうに思っておるところであります。

この道の駅につきましては、登録して終わりということではなくて、登録をきっかけとして常に向上心を持って取り組み、特産品の開発や農産物等の販路拡大、交流人口の増加、元気な村づくりの核となり、全国的にはモデルとなるような道の駅にできればと思っておるところであります。道の駅構想は、今、登録のために申請段階であります。そういったことを加味しながら、またこれから充実をさせていかなければならないだろうなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） いずれにいたしましても、大芝高原が道の駅候補として登録をし、

また選定されることによって、さらなる交付金等がいただく中で、大芝の施設のますますの充実を図り、ほかになような道の駅、南箕輪が誇れる道の駅になることを希望して、これからもしっかり検討をしていっていただきたいと思います。

続きまして、2番目の味工場の増改築の構想はということで質問をいたします。

1億4,000万の交付金が交付されると言われておりますが、この増改築の構想については、またあれですけれど、今現在の内容についても、29年度の営業計画が示された中で、大芝の湯と同じ木曜日が味工場が休みと、このようになっており、7月27日、8月3日、10日、17日、この8月の忙しい時期は休みなしとなっておりますが、なぜ同じ日に休まなければならないのかというようなことを思うところであります。また、昨年10月に行われましたイルミネーションのときも、木曜日を定休日として2日休んでおります。イルミネーションの担当の皆さんはボランティアで、集客に努めており、味工場のこういうときに休日にするという姿勢については理解できないところであります。

また、職員においても、コーヒーを飲みながらガレットを焼いていた等の話も耳に入ってきております。現場の責任者は、それらのことを把握しているのか。ほかにも多々ありますが、従業員、職員教育に問題があるのではないかと思うところであります。味工場の接客等についても、何度か一般質問をしておりますが、村長答弁では、味工場立ち上げには今の皆さんが御尽力していただいているのでという言葉で濁されております。

建物が新しくなるとともに、職員、従業員の接客、教育等に十分配慮して、これがステップアップしていくことが必要と思われませんが、それについてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 味工場の改築の御質問であります。

御承知のとおり、味工場につきましては、地方創生の交付金の採択によりまして、大きく事業が前進することとなりました。期待をしておるところであります。

味工場の増築につきましては、時期につきましては10月の、味工場自体は10月のイルミネーションが終わってから事業にかかりたいというふうに思っております。その前に、農産物の直売所を前に新築をしまいたします。そういった时期的なことを考えながらやってまいりたいというふうに思っておるところであります。

職員の問題も出ました。今までは、味工場の部分は、味工場の発足当初からの皆さんに担っていただいておりますけれども、これからは、そういった皆さんとともに、地域おこし協力隊や、あるいはほかの皆さんと一緒にやっていかなければならないというふうに思っておるところであります。新たな味工場に向けまして、職員教育は徹底をさせてまいりたいというふうに思っております。

特徴ある味工場にしていかなければなりませんので、農産物直売部分につきましては前に出してまいります。地域おこし協力隊の専門の方によりまして、農産物も大分ふえてくる予定でございます。

同時に、ガレットとの関係もありまして、ル・ブルターニュのほうへ、かなり南箕輪の農産物を送っていかねばなりません。期待に応えていかなければならないという、こんな状況にも今なってきたおるところであります。そば粉もかなり足りないということでありますが、本村だけでは賄い切れないという状況が生まれておるところであります。そういった効果も出てきておるといのが実態でございます。

一番は、味工房自体は三つのコンセプトでやっております。食堂のカフェ化であります。4カ月、ガレットを始めてなりました。売り上げ平均で3.15倍ということで、3倍の余、昨年の売り上げから伸びております。これも、ガレット効果であるというふうに思っております。この土日、きのう、おとといとイベントをしました。ガレットにつきましても、2日間で250皿ぐらいを売り上げたということであります。それに伴って、ほかのお客さん、相乗効果がありまして、ほかの物も売れておるといふことでもあります。

二つ目はパン工房の見える化であります。これも、今、パン班や米粉班としっかり話し合いをしておるところであります。

三つ目の直売所につきましては、今申し上げたとおりでございます。

この事業によりまして、現在の味工房の会がうまく新陳代謝が進むようにしていければというふうに思っております。と同時に、新たな雇用を生み出していく場にしていかなければならないというふうにも考えておるところでありますし、また、この施設自体が完成すれば、夜間もやりたいというような希望もあるところでもありますので、そういったことも取り入れながら、新たな味工房の部分にしていく第一歩としていければというふうに考えておるところであります。職員等のお話もありましたけれども、細かい部分につきましては、これからもそういった研修をしながらということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいまの説明の中で、ガレットも大変好評であるというようにお聞きしまして、このガレットについては、広域で取り組んでいるお店もふえるということで、これからますますふえていくかと思われま。

この地方においては、新しいものにすぐ飛びつくというような傾向があつて、これ、ガレット、新しいということで、非常に人気が出ているかと思う。これが、ただ一時的な人気ではなくて、人気を継続して、おいしい、これは大芝で食べるのでは最高だというような形をぜひ持っていついていただきたいと思つておるところであります。

そうした中で、今、味工房へ行つても、ガレットはあるんだけど、年配者にとっては、ラーメンと食べる米飯類が非常に少ないと、行つても、私たち食べるものがないというような声も聞きますので、その辺についてはしっかり研究をして、多くの皆さんに喜んでいただけるような味工房にしていっていただきたいと思つておるところであります。

ただいま質問した中で、木曜日の定休日、これを職員の配置を上手にする中で、休みを大芝の湯とダブつて休むことのないような方式をとっていただきたいと思つておるところであります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ことし1年は予定どおりということにさせていただきます。新たな味工房、農産物直売所の発足後には、十分検討していく必要があるというふうに思っております。平常日につきましては、なかなかお客さんが少ない面もありますので、ことし1年はそんなことでお願いしたいと思つておるところでありますし、今申し上げましたように、新たにいろんな施設が整つてきたときには、それでいいのかという御指摘もいただいておりますので、十分期待に応えられるようにしていけるんじゃないかというふうには思つておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 建物が一新する中で、そこに働く皆さんも、心を入れかえ、一新して、すばらしい味工房になることを期待するところであります。

それでは次に移りまして、大芝高原の管理、整備等の組織の一本化をということで質問をいたします。

公社直営の大芝荘事業、村からの指定管理事業の公園管理、大芝の湯、森のコテージ、味工房等々、大芝公園に関連する施設が、指定管理施設が20カ所あり、これらの施設、事業にかかわる部署が、総務課、産業課、教育委員会等であり、指定管理事業者に委託されているが、連携がスムーズにいていないと思われませんが、開発公社の理事長は村長であるが、公社の責任者はどなたなのか、私もちよっと不確実でありますけれども、ぜひとも、この組織の一本化について質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 組織の責任者は私でございます。開発公社の理事長という立場で、組織の責任を、責任者を務めておるところであります。

管理、整備の一体化という御質問であります。

管理は一本化しております。これは、いろんな御意見を今いただきましたけれども、横の連絡だとか、いろんな分野、これは南箕輪村開発公社で一本化をして、管理をしておるところであります。

しかし、整備につきましては、さまざまな状況がございますので、さまざまな状況というのは、施設整備するには、国・県等の補助事業にも関係してまいりますし、そういったことで、それぞれの担当課が整備まではして、管理は開発公社に一本化をしておるところであります。

また、いろんな管理の部分でふぐあいがあるというような御指摘もありました。そんな点は、その都度言っていただければ直してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 開発公社の最高責任者は村長であるということは理解していますが、指定管理事業を行っている開発公社の現場責任者は支配人というように理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

また、現場をよく見ております管理室、これが、今、マレットゴルフ場のチケット売り場の様相をしておりますが、あれをもう少し充実させて、全体の管理をするような形をとったらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 開発公社の現場の責任者は、御指摘のとおり支配人であります。支配人が、大芝荘、大芝の湯、味工房、あるいはスポーツ施設、全ての管理責任者となっております。その支配人の下に、それぞれの施設の責任者を置いておりますので、そんな点はそう御理解をいただきたいというふうに思います。

大芝のプールの管理室にというお話もありました。プール等々の管理室につきましては、いずれは新築というか、していかなければならないというふうに思っております。かなり古くなっておりますので、それにどうやった機能を持たせていくかというのは、これからの検討課題ということになっておりますので、その辺は、そういう時期になるまでにきちんと詰

めてまいりたいというふうに思います。

現状の中では、支配人を頂点としながら、それぞれの施設に管理者を置いておるといふ、管理の責任者を置いておるといふような状況でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 現場の責任者が支配人ということで、大きな施設、指定管理施設20ある中、それぞれの施設、またそこに携わる職員の管理をすることも大変というようなことを思うところであります。

続きまして、大芝荘の支配人の民間からの公募ということで質問いたします。

ただいま答弁をいただいたように、現場責任者である支配人の存在が大きいもので、それぞれの管理、運営に携わる部分が大変大きいものがあります。

以前は、役場の課長クラスが支配人として就任しておりましたが、やはり接客等の場所がありますので、適材適所という観点から現体制になっていると思っておりますが、28年度には6,250万です。29年度の予算では、5,450万等の委託料が予算計上されております。管理、運営、集客、または現場におけるところの人事等、職員や従業員の教育が大変なところである中で、それぞれのものを熟知した経験豊かな民間からの公募をしてはいかがかと、公募することが望ましいというふうに思うところでありますが、道の駅体制づくりにも必要かと思っておりますが、このことについて、村長のお考えをお願いします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 支配人を民間からの公募という御質問でございます。

今、大芝の開発公社につきましては、委託料ということではなくて、指定管理料ということで5,400万お支払いをしておるところであります。この大半が、大芝公園の管理の部分にかなり経費がかかっておるところであります。あの広大な100ヘクタールの公園を管理していかなければならない、スポーツ施設を管理していかなければならない、その部分にかなり経費がかかっておるといふことと同時に、大芝の湯につきましても、プラザの部分、健康運動施設として作り直したプラザの分に、これがまた経費が一番かかるところでございます。そういった、いわゆる村民の健康福祉分野にお金がかかっておるといふ、あるいは、大芝高原を守るという、そういう部分にお金のかかっているということは御理解をお願ひしたいというふうに思います。

同時に、今、5,400万の中で全てをやっていただいております。今年度の場合、かなり施設も直しましたけれども、一切追加に委託料変更契約をしてなくて、その中で努力しながらやっておるといふのが実態でございます。いろんな施設も古くなって傷んでまいりましたけれども、かなり直しました。また、大芝荘につきましては、玄関からの部分、かなりリニューアルをさせていただきました。喫煙室もつくらせていただきました。そういったものを全て現行の中でやっていただいております。今までだと、そういうものがあれば、議会へお願ひして、補正予算でというお願ひをしてまいりましたけれども、ここ、昨年、ことしの場合につきましては、それぞれの努力の中でそんなことをさせていただいておりますので、その点はぜひお願ひをしたいと思っております。

公募の話でございます。御提案としてお聞きしておきます。ただ、近隣でも、民間からの支配人募集というのはあったわけでありまして、これは、本当に長続きはしなかったという実態もあるわけでありまして、いろんなことから考えていかなければなりませんので、

加藤議員の提言ということでお聞きしてまいります。

また、これは、私の私見でありますけれども、行く行くは施設全体を委託できれば、一番これはいいわけであります。ただ、大芝公園という広大な村有地の中にありますので、これは、村民的な議論も必要になろうかというふうに思っておるところであります。

そんなことも踏まえながら、また、支配人の民間からの公募をとということも、御提言としてしっかりと受けとめてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 委託料につきましても、村民の健康増進だとか、福祉の向上というようなことに、施設がたくさんある中で使われることはやぶさかではありませんので、そういう面に対しては、充実した事業を進めていっていただきたいと思います。

ただ、私が言わんとするところは、大芝荘、味工房、大芝の湯、収益事業に関しては、それぞれ充実した事業を推進していって、収益の増益につなげていってほしいと、そのように思うところあります。

5 番目に移りまして、大芝の湯の接客、清掃が悪いというようなことを、利用者からの声がありますが、細かいことであれなんですが、利用している住民の声ということでお聞きし、また質問をしたいと思います。

お客さんへの挨拶が悪い、または、清掃員の客への対応が悪いというふうに聞いておりますが、その内容については、それぞれの皆さんが、ありがとうございます、いらっしゃいませ、その言葉がある人はある、ない人は全然ないと。また、清掃員が清掃する中で、モップをしても、黙って足元をどんどん行く。ちょっと済みません、この一言が欲しいというようなことを聞いております。

そうした中で、清掃は、今、どこかに委託しているのかどうか。また、そういうことに関しては、そんな利用者の声を、大芝の湯の責任者がそれぞれ聞いておるのかどうかということをおもうところあります。また、ロビーの売店の出展物の納入規則はあるのか。もう一つ、テナントの出店契約はどうなっているのか、この点についても質問をしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝の湯の接客、清掃等々の質問でございます。

接客につきましては、申し上げるまでもなく、当然しっかりとやっていかなければなりませんし、清掃もしっかりとやっていかなければなりません。その教育というのがなかなかできていないんじゃないかという御質問であります。それぞれ、従業員につきましては、しっかりとやっているつもりでありますけれども、そうなっていない、住民の皆さんに、利用者の皆さんにお応えができていないということでありますので、この辺はしっかりと指導してまいりたいというふうに思っております。

大芝の湯につきましては、この近隣では入浴者数が非常に多くて、1 日、大小かなり差はありますけれども、平均しますと800名を超える入浴者があるわけでありまして、この皆さんに対応していかなければなりません。気持ちよく大芝の湯を利用させていただくこと、このことが大前提でありますので、その辺はしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、ちょうど4月から新たな体制をとというようなことも考えておりますので、そういった部分、しっかりと立て直しをしてまいりたいなというふうに思っておるところであります。

テナントにつきましては、契約をしながらやっております。テナントの指南につきましては、こちらの指定した部分以外はテナントの考え方の中でやっておるところであります。村が販売する部分と重複をしないということが大前提となっておりますので、そのほかはテナントに任せておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 公的な大芝の湯というような村の施設であります。そうした中で、ここに店を出すということについては、テナントの出店契約が当然あるものと私も思っております。支配人にお聞きしたところ、明確な答えが出ず、ちょっと私は支配人ではわからないのかなということで、きょう、ここで質問させていただくわけですが、当然、テナントで入る以上は、出店期間、1 年、2 年、何年であれしているか、また出店に対するテナント料、これは幾らかということも当然定めるべきものだと思っておりますが、その辺についてはどのようなのでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） テナントにつきましては、今、加藤議員が御質問いただいたことは、全て契約ということの中でやっております。支配人が答えられなかったというのはちょっとわかりませんが、契約はしっかりしてありますので、売上料の何%を公社に納めていただくとか、契約期間はいつからいつまでであるとか、そういう契約は、基本的な契約はしてあるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 支配人もちょっと言葉を濁して、私にはちょっとできななだと思っておりますが、私個人としては、調査権はあるわけでございませぬので、また、委員会等の調査権のある委員会でそれぞれ調査させていただきたいと思っております。

大芝の湯については、上伊那で、この辺では一番施設も広くて、サウナもいいと、大変評価を受けております。その中で、そこに携わる職員の皆さんのぜひともお客さんに対する態度をよくしていただいて、施設、そこに携わる皆さんが、やっぱり上伊那一だと言われるような施設になってほしいと要望いたします。

次に、セラピーロード利用者の登録化をというようなことで、これは質問というよりかは要望のような形になりますが、これを質問いたします。

セラピーロードの利用は、大変人気があり、大勢の人が利用しております。利用人数、健康面での体への効果等、実態調査をする上でも、登録化することが必要かと思われませんが、利用人数については、カウンターがあそこに設置されているというような話も聞いておりますが、また、登録化により、利用者のポイント制をつくり、利用をさらに促すというようなことで、これは質問というよりかは要望みたいな面ではありますが、これについての答弁をよろしく願います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） セラピーロードの件であります。

セラピーロードは、入り口のカウンターの計測でありますけれども、6 万人を超えております。年間で6 万人を超えておるという状況であります。歩く人もかなり多方面な皆さんで

ありますので、登録化ということは、これはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

ただ、登録していただいております皆さんにつきましては、健康教室終了者で組織されております、ぴんきり歩こう会というのがあります。この皆さんは、定期的に利用しておりますので、ポイント制も敷いておるところでございます。できることであれば、このぴんきり歩こう会に入っていただくことが一番いいのかなと思っておりますので、その周知もしていく必要はあるというふうに思っております。働きかけもしてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 大芝のセラピーロードは、大変距離もよく、環境もいいということで、大変、近隣の皆さんにも人気がありますので、ぜひともこのセラピーロードがますます人気が高まっていくことを期待するところであります。

育樹祭の作業参加者の増員をということで質問をいたします。

以前は、もっと大勢の参加者の各区等に要請があったと思いますが、一時期休みまして、再開以来、参加人数が少なくなっていると思います。林は、手入れをしても、また次の年には草木が成長するので、どうしても手入れが必要となるところであります。ボランティアの参加要請もあってもいいかと思いますが、これにより、参加することにより、大芝への愛着心がわくと思いますので、ぜひとも参加要請をもう少しして、増員をしていただきたいと、このような要望でございます。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 育樹祭、今年度で10回目を迎え、定着してきております。たしか、1年だけ、ちょっと場所がなくて、休んだ時期があったのかなというふうに思います。発足当初、やりだした当初につきましては、大勢の皆さんにお願いをいたしておりました。何回かというか、やる中で、区長会のほうから、負担軽減という部分が出てまいりましたので、その辺を考慮いたしまして、現在では100人程度ということでお願いをしておるところであります。この件につきましては、毎年、区長会と協議をしながら進めております。できるだけ長続きするように、動員につきましては無理のない範囲でということをして区長会のほうからの意見として、最初にやった次の年あたりから出てきておりますので、その辺は区長会と協議しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、ボランティアでやっていただくのが一番、私は理想であるというふうに思っております。ボランティアの参加も募っていければというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 時間も迫っておりますので、8 番、9 番等については要望でありますので、一応、お願いだけをしていきたいと思っております。

8 番の学校林の有効利用ということで、中学生には、近くに体験学習する場所があり、大変、我が村の中学生は恵まれていると感じております。最近、都会の生徒の田舎の森での体験学習等が、新聞やテレビで報じられております。宿泊設備のある大芝荘、研修センターを備えております。また、学習林もありますので、ぜひともこれにうまく使って行って、南箕輪の観光にもつなげてほしいと思っております。

次に、大芝まつりの後日の湖上ステージでのイベントをとということで、これも要望になるかと思いますが、大芝まつり開会式、ステージ発表等で使った湖上ステージを1日だけで片づけてしまうのではもったいないというような声を聞いております。土曜日に行いますので、日曜日、後日に、音楽グループ等のライブを行ったらどうかというような要望であります。

続きまして、ジオパーク構想と経ヶ岳、大芝高原等の関連ということで、中央アルプス北端に位置する経ヶ岳、大芝高原、大泉ダム等を持っているわけですが、これらのものを紹介しながら、ぜひとも観光面で売り込んでいただきたいと。今、ジオパーク構想の経過はどのような状況にあるか、これをお聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ジオパーク構想の御質問でございます。

今、駒ヶ根市を中心としながら、上伊那全市町村、あるいはいろんな団体が入りまして、ジオパーク化を進めておるところでございます。今進めておるところということで御理解をお願いいたします。

経ヶ岳につきましては、これは、駒ヶ根、駒ヶ岳の部分と比べると、かなり地形だとか、植生だとか、そういったことを考えると、ジオパーク的な意味合いというのが本当に弱いという山でございます。しかし、一緒にジオパークに認定をしていただくように、村も協議会に入っておりますので、そんなことで進めておるところでございます。ジオパークにつきましては、かなり許可といいますか、認定といいますか、それが厳しくなっております。なっても取り消されるというような、次のあれで取り消されるというようなところも出てきておるやに聞いておるところであります。問題は、本村の場合には、ジオスポットというような言い方でありませけれども、ジオスポット、どんなものがあるか、今検討、研究をしておるところであります。そんなことでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ちょっと時間も迫っておりますので、次に移って、経ヶ岳バーティカルリミット大会の子供参加のイベント内容はということでお聞きします。

バーティカル大会も3回目を迎えて、軌道に乗りつつあると思いますが、その中で、村民の参加やかかわりが少ないという意見があります。その中で、子供参加の企画があると聞いておりますが、その内容についてどうなのか。いずれにしても、5月開催なので、早い時期に大会の内容等を発表して、参加者募集を進めていただきたいと思いますが、わかる範囲の中で答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） バーティカルリミット、子供参加であります。

バーティカルリミット、村民の参加が少ないという御指摘はあります。ただ、この参加が少ないというのは、駅伝と違って、この地域の中を走るという、こういうあれではないわけですので、そんな点はちょっと難しい面がございます。大芝高原から山に登ってしまうということでありますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

そういったことを克服していくために、小学生を中心としたキッズ部門を開催することといたしました。小学校1・2年生の部、3・4年生の部、5・6年生の部、1キロから2キロメートルでコースを設定して、定員200名ということで今募集をかけておるところでございます。こういった皆さんが参加してくれることによって、親たちも参加してくれるという、

こういうことを見越しながら、ことしから新たな取り組みとして行っておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それでは、2 番目に移りまして、観光協会の現状はということで質問いたしますが、観光協会立ち上げから3年になるわけですが、1年目は、観光協会立ち上げて大変期待していたわけですが、期待はずれでありました。

本村の協会設立は、ほかの観光協会との違いで、本来はそれぞれの職種や業種の集まりの皆さんによって立ち上げ、行政の力をかりることが必要とされて、設立をされるものでありますが、本村では、観光協会がないということで、行政が立ち上げて会員を募集した経過で、他の観光協会とは異なるところが、異なる設立であったと思います。

一口2,000円以上の会費で参加した会員は、今、131人であると言われますが、年1回の総会では、それぞれの会員が持っている相違や意見が生かされていません。商業、工業、建設、農業、それぞれの立場の人が会員として入っておりますので、これらの会員が活躍できる組織づくりをもっと細分化してほしいと思いますが、協会の理事長は村長ということでありますので、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。時間が少ないので、お願いします。

村長（唐木 一直） 観光協会、今申し上げましたように131人の会員、当初よりも18会員ふえております。2年が経過しようとしております。これから3年目ということであります。

発足の経過の話がありましたけれども、行政主体でつくりました。行政主体でなければできなかつたということでもあります。本来でありますと、いろんな皆さん、いろんな団体の皆さんがつくっていただくのが理想でありますけれども、本村の場合には、やはりそういった観光業をしている人、飲食業をしている人、あるいは農業団体、そういった皆さんのそういった面が少なかつたということで、行政が音頭をとらなければできなかつたということでもありますので、その辺はそういう御理解もお願いしたいというふうに思います。

私は、つくってよかつたと思っておるのは、観光協会の名前で物産展にもかなり出ておりますし、宣伝広告も打っております。また、経ヶ岳バーティカルリミットも、観光協会の設立と同時にできたということでもあります。

したがって、これからどう発展をさせていくかというのは、これは商工会や民間の皆さんの力が必要となつてまいりますので、この辺が一番問題なのかなというふうに考えております。いろんな部会ができて、やっていけばいいわけではありますが、なかなかそこまで行っていないというのが今の実態であります。まだ、2年経過しておりませんので、これからそういったことが充実できていけばいいんじゃないかなというふうに思っておりますし、観光協会自体が本当の民間主導になっていく、このことも模索をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。本来であると、商工会が主体となつてやっていただくことが、私は一番いいと思っております。ただ、そんなお話もしましたけれども、担い切れないということでありましたので、とりあえず行政主体、私が理事長ということでやっておるということでもあります。首長が観光協会の理事長を兼ねておるのは、南箕輪と箕輪町だけでございます。この二つ見ても、本当に観光資源、これからというところござい

ますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。時間が経過しています。

1番（加藤 泰久） 時間となりましたので、これからの南箕輪の観光協会のますます充実されることを期待しております。

最後に残りましたけれど、免許返納者の村の対応ということでは、同僚議員が通告してありますので、これは私は割愛して、これで私の一般質問を終了させていただきます。

議長（原 悟郎） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

10時まで小休憩をいたしますので、お願いいたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時00分

議長（原 悟郎） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました三つの項目について質問いたします。

まず初めに、先ほど加藤議員のほうからも言われましたけれども、3.11の6年目ということで、先日も、いなっせ北側広場で集会とパレードをやってきたわけでありましてけれども、あのときのこの議場で起こった揺れとその後の出来事、本当に胸が痛く、今でも忘れることはできません。安倍首相は、もう一区切りついたということで、慰霊の集会に出なかったそうでありましてけれども、絶対忘れてはならないことと思い、原発なくなる運動をずっと続けていこうというふうに思っております。

それでは、最初に、福祉医療の窓口無料化についてお聞きします。

村は、全国でも珍しい、人口がふえ続けている自治体として注目されています。村長は、子育て支援、安心として子育てできる村を第一に、3期12年トップリーダーとして頑張ってきた結果だと思えます。

ことしの県内の予算編成を見ますと、少子高齢化人口減対策として、出産・入学祝い金、保育料の無料、住宅建設など、目をみはるような対策を次々と打ち出している自治体が圧倒的になっています。しかし、人口増はそう簡単なことではないと思えます。本村の人口増は、きのう、きょうになったものではないと思うからです。

村では、五つの公立保育園があって、未満児保育、長時間保育等を充実させ、安心して子育てできる環境を整えてきました。最初は、農家の皆さんが農繁期に預ける季節保育所をつくったり、自宅を保育所にして、お母さんたちの相談にも応じたりと、先人たちの大変な御苦労と地域の努力と協力があつたというふうにお聞きしております。私たちの子育てのころは、労働者が急速にふえ、ポストの数ほど保育所をと運動してきました。無認可保育園も自分たちで立ち上げ、働き続ける環境をつくり、子供の幸せを願ってきました。

私が議員になったのは26年前になりますが、村始まって以来の女性議員として、暮らしの問題や子育て、福祉等、住民の声を届けることをモットーとしてやってきました。その中でも、子供の医療費無料は、年齢の引き上げと窓口無料を求めて、一貫して取り上げてきました。それは、私たちの子育て世代にはなかった格差社会と子供の貧困がより大きな問題にな

ってきたと思うからです。

議会で窓口無料を取り上げると、幾ら医療費がかかるか自覚しなくなるとか、コンビニ受診がふえて医療費が増大するというようなことが反対の理由でありました。けれども、欲で医療を受ける人はそうはいないと思います。群馬県では、数年前に、中学校まで窓口完全無料化になり、一番顕著にあらわれているのが歯科で、要治療になった子供が安心して歯科医院に行けるようになった。口腔崩壊を防ぎ、歯と全身の健康が大事と、意識が変わっていくと報告されています。窓口無料になって医療費が上がった報告はなく、むしろ早い対応で重症化を防ぐことができていると報告されています。これ、群馬県議会の答弁だということですから、けれども、むしろ時間外診療は減ったというふうにも言っております。

それでは、1としてお聞きします。

二十数年、福祉医療の窓口無料を求めてきましたが、全国でも6県を残すのみとなりました。昨年12月には、阿部知事が定例記者会見で、国は、地方公共団体が独自に行う医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年より、未就学児までを対象とする医療費助成については国保の減額調整措置を行わない通達を出したことを受け、県としては、市町村の皆さんと一緒に、子供の医療費現物給付に向けた検討をすると発言をされました。1月27日に、長野県福祉医療給付事業検討会を設置、第1回の会議を行いました。5人のメンバーの1人として、町村長を代表して唐木村長が参加しており、心強く、大変期待しているところでありますが、検討会で確認したこと、今後の進め方はどのようになるのかをお聞きします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

福祉医療費の窓口無料化についての御質問であります。窓口無料化の質問につきましては、過去にも何回か御質問をいただいております。

厚生労働省は、昨年12月に、平成30年度より、未就学児を対象とする医療費助成については国保の国庫負担金の減額調整措置を行わないという方針を固めたところであります。

長野県は、全国で6県、窓口の現物支給をしていない県の一つであります。この大きな理由が、ペナルティー措置があるからということが理由になってきていたところであります。したがって、このことが未就学児までなくなりましたので、県も現物支給ということの検討を始めたところであります。

今、御指摘のとおり、長野県の福祉医療給付事業検討会が設置され、第1回目の会議が開催されたところであります。委員は5人です。健康福祉部長をトップとして、市長会から2人、町村会から2人ということで、そのうちの1人が、私は県の社会環境部会長の立場で参加をしております。

第1回目の検討会で確認したことは、年齢の部分といいますか、ペナルティーの廃止の範囲をどうするかということでもあります。いわゆる廃止の範囲と年齢の部分、この整合をどうするかということでもあります。したがって、第1回目に確認した事項につきましては、未就学児までは現物支給を導入するという、このことは確認事項となっております。それから、負担金につきましては、従来どおりということでもあります。このこともそういう第1回目の中ではそういうことでもあります。年齢をどうするかというのは一番の問題となっております。

るところでございます。年齢につきましては、今、市町村のアンケート調査を実施しております。これ、首長までに届くアンケート調査ということで実施をしておるところであります。それがまとめ次第、第2回目の検討会を開催するというようになっておりますので、また、その結果につきましては報告もさせていただきたいというふうに思っております。

今、幹事会段階で、いろんな検討がなされております。実施時期につきましては、平成30年度よりということになっておりますけれども、システム改修にかなり時間がかかるという話もあるところでもあります。そんな点も、また次の検討会で話があるかというふうに思っておるところであります。

したがって、今、確認されている事項としては、医療費の現物支給はやっていくということ、このことは確認事項となっておりますので御報告申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） そうしましたら、一応、アンケートをとりながら、市町の段階でありますけれども、平成30年より実施するというところでありますが、この後の段階として、結論を最終的に出すのの目安とか、そういうことも決まっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 結論の時期がいつになるかということは、ちょっとまだ決まっておりません。先ほど申しました、今アンケートをとって、それを集約して、年齢をどうするか、どこまでにするのか、このことが一番大きな問題でありますので、それが決まってからということでもあります。同時に、このシステム改修をしていかなければなりませんので、その話は同時に県のほうで進めるというふうには思っております。

したがって、平成30年度よりという部分で、30年度のいつごろになるかということだろうというふうに思っております。これ、30年度の4月というわけにはまいらないというふうに私自身は思っております。30年度の途中になるのか、遅い時期になるのか、その辺はシステム改修との絡みもございますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） それでは、現状では、まだこれから検討課題がたくさんあるということで理解をして、これからもいろんな意見をまた申し上げる場もあるというふうに思っております。

それで、2番目として、村の福祉医療について、現状についての質問をいたします。

村の福祉医療の対象者、それから人数、それから助成総額、レセプト総数、500円手数料の総額は幾らか、また、手数料はどのように使われているのか、お聞きします。県での手数料総額は、またわかってるか、お聞きしたいと思います。また、償還にかかる費用は幾らかかっているのか、お聞きします。現物給付になった場合の費用は、償還払いとはまた違う方法ですので、もっと安くなるんじゃないかと、ちょっと試算は多分してないと思っておりますけれども、その辺のところまでわかったら教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の実態であります。

これ、平成28年度、まだ中途でありますので、平成27年度の数値で申し上げます。

福祉医療費の給付対象者の人数でありますけれども、未就学児が1,168人、小学校1年生から中学校3年生までが1,301人、高校生が283人、障がい者が423人、母子・父子家庭が313人、低所得者高齢者が591人の合計で4,079人となっております。このうちの低所得者の高齢者というのは、これは全県でやっているわけではありませぬので、その辺は本村の独自制度ということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

給付総額であります。平成27年度では9,286万円。

レセプト総数では5万2,752件であります。

負担金がどうなっているのかということでもありますけれども、負担金というのは、医療機関へ納める部分でありますので、単純的に計算すれば、これは村の収入になるわけではございませんので、レセプト総数が5万2,752件であります。1レセプト当たり500円ということになっておりますので、単純計算しますと、2,630万円余ということになるろうかというふうに思います。

平成27年度の給付にかかわる費用であります。給付額の部分でありますけれども、医療機関の申請手数料、審査集計事務手数料といたしまして1,141万円、これが申請手数料、事務手数料としてかかっております。そのほか、情報センターの負担金として、この分野にかかわるものが94万円というふうになっておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） そうしますと、手数料の500円は、そのまま医療機関のほうに納まるという認識でよろしいんですね。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 負担金、これ手数料ということではなくて、負担金でありますので、これは医療機関に納めるということでもあります。したがって、償還払いでありますので、500円を引いた残りが市町村へ請求が来るということでもありますので、この500円は、考え方としますと、これは医療費の一部であります。総医療費から500円を引いたものが償還払いとして医療機関へ支払われますので、医療費の一部という考え方で捉えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） これが、医療機関へそのまま入るというふうに、私は初めてちょっと認識したわけでもありますけれども。

前の質問のときにもお聞きしましたがけれども、医療費無料化という名前になっておりますけれども、例えば、子供2人がいるお子さんの家庭で、年間に支払ったのが2万8,510円、窓口へ払ったわけです。それで、戻ってくるのが1万6,010円ということで、本人にしてみれば、残りの1万2,500円はそっくり無料化じゃないという認識になるわけです。実際、そのことが行われているというのは、全国で見れば数件になるわけです。そういう点でいくと、負担金というのの性格がちょっとよくわからないし、全く不明確だというふうに、この全体の医療費の中では思うわけでもありますけれども。

3番目としてつなげていきますけれども、福祉医療の本来の目的に沿えば、現物給付で、

早目の受診を促し、重症化する前に、安心して、必要な人、誰もが医療を受けられる制度にすることだというふうに思うんですけども、今言ったように、手数料が何なのか、明確でないということがはっきり、負担金が医療費の一部だということがわかりました。

こういう中で、隣の山梨、岐阜、愛知、群馬、この長野県を囲んでいる隣県では、自己負担金も今とっていないという状況です。それぞれの県は、みんな、窓口無料になっておりまして、長野県ではそういうことで、窓口無料になっていない中で、ほかの県ともまた違う、完全な無料化になっていないという現状が明らかになったというふうに思います。

そして、その中でも対象年齢は、全国的に、都道府県でやっているものはいろんな差があるわけでありましてけれども、各市町村で見ると、2017年度のデータでありますけれども、1,740の自治体の中で、988はもう中卒以上までやっている。それは通院ですけれども、入院について言えば、1,740の自治体の中で1,269自治体が、もうそれまで取り組んでいるということの中で、都道府県でいろんな制度はあるわけですけど、違いは。実際には、都道府県の違いを超えて、それぞれの市町村でも取り組んでいるという現状はあるわけでありまして。

そういう中で、村の独自の取り組み、先ほど、高齢者の部分、村はやっているということもありますけれども、この新しい制度に変わった場合にも、県の方向が示された後で、村でこういった部分があった場合、村独自の取り組み、それから、そういった村の今までやってきたことはどうなるのか、後退のないようにぜひ取り組んでもらいたいということでありまして。その点についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） この医療費につきましては、都道府県や市町村によって差がある、このことはそのとおりであります。長野県の中におきましても、市町村によって差があります。中学3年生まで、あるいは高校3年生まで、入院と通院が違う年齢差になっているところ、さまざまあります。この一部負担金につきましても、500円のところ、300円のところ、長野県の場合、500円のところがかなり多いわけでありましてけれども、300円のところもあります。そういった中で、また、これが全国になりますと、また差があります。今、三澤議員が指摘されたように、年齢どこまでするのかとか、都道府県によってかなり違ってまいります。一部負担金につきましても、多いところは、たしか私の記憶では2,000円というようなところもあります。そういった部分でかなり差があることはそのとおりでございます。

今、個人といいますか、例を出されて言いましたけれども、そんなに差があるというのは、ちょっと私も理解ができませんけれども、レセプト数が多ければ、そういった差になってくると思います。10レセプトあれば、もうそれで5,000円になりますので、そういうこともあり得るということでもあります。1レセプトであれば、これは500円の差だけということでございます。子供が多ければ、そういう部分というのも生じてくることはそのとおりだろうというふうに思っております。

仮に、この一部負担金の問題一つ捉えましても、これがなくなれば、本村の場合でも、単純に2,630万ふえてくるということでもありますので、これは大変な額であります。

今、県内検討段階ということもございます。前例をどうするかということが焦点でありますので、それがどこでどういう区切られても、今までやっている村の福祉医療が後退するということはあり得ない話でありますので、そんな点はそんなふうに御理解をお願いいたします。

す。現物支給が分かれるというだけのことでありますので、医療費の年齢につきましては、小学校6年までしか現物支給しないよと、それまで下げるということはあり得ないことでもありますので、それはそんな理解をお願いいたします。私自身は、その検討会の中で聞いたのは、現物支給と償還払いが二つの方式になっても混乱をしないのかというような、こんな質問もしたところでもありますけれども、他の県もほとんどそういう部分が多いようでもありますので、混乱はないという話をいただいたところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） やっぱり、他の市町村でも、併用みたいな形でやっているところも結構あるし、今言ったように、自分のところで子育て支援の対策としてやってきたものは、そのまま認められるというふうに思いますので、そんな点については後退の内容にお願いしたいということと、また、500円の負担金は、300円から500円になったわけでもありますけれども、実際には、それが本当にそうやって必要な金額なのかということも疑問に思うところがあります。とってない県ももちろんあるし、1件のみとるとということもあります。長野県の場合は、薬局のほうと医療機関のほうと2回レセプトとられるということで、回数がすごく多くなっていて、引かれる料が多いということも聞いておりますので、その負担金については、もう一度検討をしていただきたいなと思いますし、後退のないようにお願いしたいなというふうに思います。

それでは、2番目のこども館の運営についてをお聞きします。

12月議会で、こども館の運営についてお聞きしました。その体制について、明確になってきました。また、建物の外形が組み上がるにつれ、期待が大きくなるとともに、準備状況に不安もあるところでもあります。先日は、議会と子育て相談室と放課後児童クラブの懇談が行われ、より具体的に問題点が出されたところでもあります。

そこで、放課後児童クラブの運営に、1として、責任を持つ担当は、今までは教育委員会だというふうに思いますけれども、本来どこであるのかということ、そしてまた、資料について運営指針について基づいていけばどうかということでお聞きしたいと思います。資料を少しつけてありますので、見ていただければというふうに思います。一つです。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 放課後クラブの御質問であります。

まずは、責任を持つ担当課、担当につきましてであります。

平成29年4月1日付で、南箕輪村組織規則の一部を改正することによりまして、子育て支援課こども館係と位置づけるところであります。施行は4月1日からということでもあります。それ以降でありますけれども、これ、役場の第4会議室を準備室として使いながら、教育委員会の学校教育係とスムーズな事務の引き継ぎ、開館に向けた計画準備等を進める予定であります。館長も4月1日から任命いたします。そんなことで考えておるところであります。

運営指針の関係でございます。

学童クラブと称した時期を含めて、運営指針が示される前の放課後児童クラブは、保護者が迎えに来るまでお子さんを安全に預かるという、このことが基本でありました。近年、放課後児童クラブに求められるニーズというのが、非常に重要となってきたところであります。そういうことを受けまして、国では、放課後児童クラブ運営指針としてその基準が示

されているということでもあります。本村でも、こども館開館に向けて、仮称ですが、南箕輪村放課後児童クラブガイドラインを策定する予定であります。これに基づいてやってまいります。

いずれにいたしましても、この保護者、学校、福祉機関等々との連携というのが非常に重要となってまいりますので、その辺も踏まえてやっていきたいと思っておりますし、放課後児童クラブの役割というのが、またこういった運営指針の部分で大きくなってまいりますので、専門性も出てまいりますので、放課後児童育成コーディネーターを配置していくということになっております。そういったことで、充実はしていかなければならないというふうに考えております。また、地域住民の皆さん、保護者の皆さんのお力もおかりしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 三澤議員、教育長に答弁求めています、ちょっとお待ちください。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） こども館、今、今朝も建物の横を通ってきましたけれど、屋根が上がって、下もモルタルがしっかり。非常に、4月からも期待を持ちながら、それで7月からの運営ということであります。

こども館によせる中で、放課後児童クラブ、その中に入るわけですが、特にその運営につきましても、12月の議会でも、この場でも御質問等もいただきながらでございます。

子供たちの人数ですが、特に、南箕輪村小学校さんは、5、6年生のお子さんも可能という状況で昨年度からなりました。昨年度、南箕輪村小で平均が73名、南部小では23名という状況。今年度ですが、南箕輪小では79名、南部小では24名ということで、南箕輪村小のお子さんがふえてきている状況がございます。

子供たちの状況を見る中で、非常にトラブルも多いのも事実、それから言葉遣いの面、それから行動の面等々、支援の難しさというのものもあるなというのは、教育委員会事務局でも把握はしております。ただ、このことは、いわゆる発達障がいだからという、そこと重ねていくことは私自身も抵抗があるので、ここでは控えさせていただきますけれども、今度、家庭との連携を図るためにということ、今、御質問をいただいておりますが、26年度から入るお子様については、家庭と、それから教育委員会、支援員さんも含めて、面談をしてきています。面談の中では、特に、基本的な情報の交換とか共有とともに、いわゆる子育て観、困っていること、あるいは子供を育てていく、時間を過ごすのに配慮が必要なことを共有してという、そういう場でその機会をもってきてます。また、必要な御家庭、お子さんの場合には、何度もそれを重ねるという連携をもってきています。

支援員の方の研修につきましては、御家庭や支援員のニーズに応える研修ができるようにということで、県のほうでも年2回開かれていて、ちょっと全県の中での2回で、物理的と言いましょ、距離的にも少し遠いような状況もあったりしながらでございますけれど、その研修会も大事にしながらということ、村では、去年、本年度できなかったんですが、一昨年度、その前は研修会をもってきていますので、また、内容、あるいは必要性については、子育て支援課に引き継いでまいりたい、そんなことを思っています。

それから、学校との連携ですが、以前は、支援員の方と学校が直に連絡をとれない状況も

あったというふうに把握して、26年度から、教育委員会を介さず、学校と直にその連携、連絡がとれるようにということで、そのルートがしっかりできているなというふうに思っています。不十分な点もございますが、担任によっては、放課後児童クラブの様子を見に行ったり、お子さんのことを支援員の方につないだりという、そういうことがなされてきています。今後、そこがうんと大事になると思いますので、私のほうからも学校にその旨を伝えて、連携をとるように、そのことを大事にというふうに思っています。それから、今度新たに4月から入学する、今、年長さんのお子さんについては、学校に入ってからといいたいでしょうか、保育園と学校との連絡、連携を基軸、基本にしながら、学校からまたつないでくる。そのルールをうんと大事にしたいなと思っています。確かなつながりが、家庭とそれから学校と、あるいは地域と、そこが肝要というふうに考えます。

それから、こども館の情報が不足しているのではないかという御指摘でございますが、実際に4月から、協議会、中身が詰まっていきます、詰めていきますので、そこで情報をかなり共有、確かなものにして、実際に建物の中でレイアウトができていく。そこの営みがうんと大事かなというふうに思っていますので、以上でございます。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今、とりあえず、ちょっと今2を聞く前に、2の部分をお答えいただいたのであれなんですけれども、内容としては、やはり委員会、議会との懇談の中で出てきたこと、本当に一人一人の先生方が一人一人の思いをしっかりと話をさせていただいて、今まで教育委員会、どういう対応をしてきたのかなというのが、そのときに疑問に思ったんですけれども、今お聞きしますと、順次こういう対応をしてきたということで、しっかりとこれからの、もちろん家庭、保護者と連携して育成支援という点で、しっかりとこれからやって、今もやってきたわけなんですけれども、これからしっかりとやっていくということと、これは、児童福祉法に基づくものであるので、やっぱり福祉課が担当するというのが妥当だというふうに思いますけれども、しっかりとそのところの連携も、教育委員会が事務的なものも含めてきちんとしていくということで、その確認はできたというふうに思います。

3としては、こども館では、無料の一般利用者と有料の放課後児童が混在することになります。今でも、放課後児童の子供たちが外に出るのを待って、おもちゃやおやつを持ってきて、学童ではない子供との関係等あり、指導上も大変な状況だし、安全管理も困難だというふうにお聞きしました。その点についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新しくできるこども館につきましては、確かに、無料の利用者と放課後児童クラブが混在する、そのことはそのとおりになります。こども館全体は無料でありますので、放課後児童クラブは使用料ということではなくて、負担金ということで料金を徴収するところであります。

その対応でありましたけれども、それぞれ使用できる区域や部屋を分ける、時間をずらす、そういうことはやっていく必要はあるというふうに思っております。遊戯室もありますので、それは予約制で時間を区切って使用する等々、そういった工夫はしていく必要はあるというふうに思っております。4月からの準備期間の中で、十分検討して、開館に臨んでいきたいという考え方でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） それとの関連になるわけでありまして、今、放課後児童クラブの利用料であります。資料をおつけしました。先日、長野市の新聞記事がありまして、放課後児童クラブが無料だった利用料を18年から有料にするということで、大問題になっているということです。県内で全面的に無料なのが、千曲市、飯山市など16市町村あり、他は月額2,000円から4,000円が多いとされています。南箕輪は5,000円を基本としており、伊那市、飯島、辰野、中川と並んでいますが、駒ヶ根市宮田村は1,000円と、大きな開きがあります。かつて、学童保育の必要に迫られ、保護者が指導員を雇用したときがありましたが、その後、児童館が製作され、無料ででの設置になってきた歴史があるというふうに思います。

この際、こども館でのネウボラ機能を持たせた総合的子育て支援という中で、放課後児童の利用料も検討する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子育てだとか、教育の分野、かなり各市町村、手を入れてきておるところでございます。本当に、こういった制度というのはすごいなという、私自身も新聞報道でそんな感じを持ったところでありまして。この子育てクラブの状況、各市町村の比較も出ております。上伊那の実態も出ております。

この辺につきましては、4月からは子育て支援課が所管となってまいりますので、どうなっていくか、今の私の立場では申し上げられませんので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。上げるとか、下げるとかいう、今、私とその立場にございませぬので、新しい村長のもとで十分議論をしていけばいいなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 5番として、子育て支援相談室との懇談では、相談者の増加と対応も多様で、夜間や休日対応もあるというお話もお聞きしました。室長を初め、相談室の体制強化が求められています。こども館では、専門分野の配置も強化されているようでありますけれども、庁内や外部機関との連携がスムーズにいくように、この点はちょっとお願いにとどめて、ちょっと時間がないので、次に移らせていただきます。

それでは、3番目として、学校教育についてお聞きします。

先日、わかたけ通信2月号を入れておいていただきまして、見せていただきました。5カ月間の放課後学習の様子、信州型コミュニティスクールで放課後学習が取り組まれたこと等、地域に支えられていることが書かれておりました。また、制服提供のお願いが広く訴えられていることも知りました。学校アンケートも、さまざまな課題に、生徒、保護者、職員で共有し、学校が子供たちのもの、安心して成長できる場所であるようにの思いも伝わってきました。

一方、文科省は、教育改革として、教育の行政からの独立を制限し、より行政の長の意向が強くなるよう、教育委員会制度を変えてきました。それだけに、村長の考えによって自由にできる部分と制限される部分が出ることも考えられます。

就学援助の入学準備金が3月支給になり、29年入学生に間に合ったことは、ゼロ予算でできることでもあり、村長の決断で可能になったことで、いち早く実現したことは本当によか

ったというふうに思います。

そこで、1として、文科省は、次の学習指導要領では、小学校、英語の教科化を決めるとしています。小学校3年から6年の授業が35コマ純増になり、新たな授業時間を出すことが難しいと報道されております。ある公立小学校の校長先生は、多種多様な時間で対応するとされているが、学校に多くのことが期待されていて、休み時間や休日ぐらいいか余白は残されていないと話しております。また、村は、人口増により、上伊那トップクラスの大規模校で、さまざまな問題が今起きていることも承知しております。こういう中で考えられる課題についてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先ほどは失礼しました。思いがいろいろあるので。

議員御指摘の中学校の状況を踏まえながらの、一つは新学習指導要領に向けてのということが1点かなというふうに思いますが、その前に、今度、私の立場は、村長から直という。村長の権限が強くなるということも確かでございますが、意向がかなり教育委員会の中に、総合教育会議も含めてでございますが、反映されるというふうに思いますが、ただ、教育委員は、連絡・調整協議をしていく場でございますので、最終決定は教育委員会というふうに思って、施策については、です、いずれにしろ、村長との連絡・連携がうんと大事ななというふうに思っています。ある意味、ありがたいところもあるかなというふうに思っています。

学習指導要領でございますが、今、パブリックコメントが行われているところというのは御存じというふうに思っています。10年に1回、約10年に1回改訂がなされてきているものがございますが、小学校は29年、来年度周知徹底、それから、2年間の移行期間を経て、32年度、2020年から完全実施、中学校はその後、おくれてございますが。

今、御指摘のように、英語が、あるいは外国語が、活動が3、4年から入るとい、そのところがかなり話題になっていますが、私、全体像を私なりに見させていただく中で、一番大事なことは何かなということを見る中で、一つは、主体的、対話的で深い学びという言葉が、アクティブラーニングとちょっと重ねながらでございますが。アクティブラーニングというのは、若干活動ありきで学びという点で、誤解を招くということで、文科もそこら辺の使い分けは気をつけているところがあると思いますけれども、そのところ。それから、いわゆる学校がカリキュラムをどうマネジメントするか、その2点が一番大きなところ、それをどう連携させるか。例えば、時間割りの、先ほどお話がありました英語の時間をじゃあ、外国語の時間をどうしようかと、そういうようなところになるかなというふうに思っていますので、その柱を踏まえながらの授業構築といいたいまいしょうか、英語なら英語をどうするかということになると思いますので、その点については、学校でも今検討を始めて、例えば、モジュール化で、45分の中を15分、15分、15分、3日ですかね、どれの時間を充てようとか、というのは検討を始めていて、昨年度からもやっていますけれども、見通しながらということでございます。

ただ、そこも一つでございますが、先ほど申し上げました二つの柱と、それから、関連するところで、学校をどう開いていくか、それがコミュニティスクールとうんとかかわるところかなというふうに考えます。学校を開くといいますと、コミュニティスクールもそうですけれども、今、関係機関との連絡・連携が非常に大事になってきております。それが、学校

としての課題にも、解決にもつながる大きな動きかなというふうに思っています。

それから、もう一点が、部活動が、後の御質問とも絡むかもしれないですが、部活動については、非常に、全国的に中学校の先生方が超過勤務の可能性はある。それを、文科省も含めて、今後ガイドラインをつくろうかと、そんな動きも出ているかなというふうに思っていますので、それも見ながらでございますが。村のほうは、わくわくクラブということで、部活とはそこは一線をきしていますのでという理解しております。

いろいろ課題はございますが、学校、特に中・小の連携の中で詰めていくことも大事なかなというふうに思っております。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

本当に、今の先生たちの多忙な状況が、さらにいろんなことで力が注がなければならないということで、両立できるのかという心配がされておりますけれども、次にも関連しますけれども、学校徴収金についてお聞きします。

就学援助の資料もつけました、参考資料として。

義務教育は、憲法、そこに書いてありますけれども、第26条の2により、これを無償とするとなっています。教育基本法の第4条では、教育の機会均等、学校教育法第19条では、就学困難と認められる児童生徒への援助等、法律で定められています。

小学4年生の場合は、お聞きしたら、給食費が5,300円引かれ、修学旅行ほかで3,000円毎月引かれると、PTAは年1回、地区PTAが集金する。そのほかに、学年ごとに彫刻刀とか、習字の道具とか、裁縫道具とか、さまざまなものを買うことになっているということです。これだけの多くの金額を先生たちがかかわって集金するところもあると思いますし、そういう中で、滞納が出た場合には、先生たちの対応があるのかなというふうにお聞きしますけれども、その辺について、実態はどんなふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 一つは、学校徴収金についてということで、そこに関してまず。それから、今、学校の先生方がその徴収に関してという、そんなお話のところで、その2点でよろしいでしょうか。

1点目ですが、徴収金の滞納等々も含めたならということでございますが、学校徴収金の滞納等の質問、観点で言いますと、PTA会費、学年費、修学旅行の滞納の御家庭はございませんが、給食費については滞納されている御家庭もございます。滞納額は、全額で37万ほどであります。支払いが完全に滞っている御家庭はございませんが、おくれながらも滞納されているという、そんな状況があります。南部小では滞納者はございません。

それから、卒業した世帯で、一部滞納になっている世帯につきましては、教育委員会事務局のほうで連絡、あるいは督促のような形をとらせていただいている、そんな状況がございます。

また、滞納者の対応につきましても、保護者の状況に合わせて、学校の事務の先生、職員と、それから担任等と連絡をとりながらということで対応しております。

この間、学校の先生方とお話をする機会がございまして、一つは、その滞納金を納めていただきたい御家庭との連絡・連携をということで、学校の中だけではなくて、先生方も、本

来の業もごございますので、教育委員会事務局もできることがあって、そんな方向も描きながら、先ほどの連絡・連携と重なりますが、密にとりながらやってまいりたい、そんなことを思っています。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） それでは、本村では、なるべく事務局が担当でやっていただいているという対応で、ありがたいというふうに思います。

それでは、3番目の先生の超過勤務についてでありますけれども、今、働き方改革ということで、歯どめのない残業時間が進められようとしています。ブラック企業というふうに言われて、社会問題にもなっておりますけれども、学校でも、先生方が時間外、超過勤務が80時間は当たり前で、部活を持っていれば100時間超えになっているというふうにお聞きしました。教務以外の負担も多いというふうに言われております。例えば、ポスター展とか、標語の募集とか、地域の行事の協力等あり、子供一人一人に対する時間が減り、不登校児童の増加、また対応等で体調を崩す先生も多いというふうにお聞きしております。

学校では、超過勤務の実態を調査しているか、その対応や指導は的確に行っているか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育長。時間が少ないです。

教育長（清水 閣成） 教員の超過勤務ということでございますが、調査はしております。平成23年度から県のほうからの指示も含めて、学校が動いてきています。

端的にでございますが、この12月、昨年12月の超過勤務の実態でございますが、南箕輪小が47.47、12月一月で47.47、南部小が32.19、時間でございます。中学校が46.16です。南箕輪小のほうが、数字の上では中学校よりも多い、そこが非常に大きな課題かなというふうに受けとめています。中学校は、先ほど申し上げましたが、部活の関係は、わくわくはカウントに入れてない状況があるかなと思っていますので、ですので、小学校のところ、特に、その会議等が非常に多くなっている、特に支援会議、ケース会議と言いましょか、そのところをどうするか等々含めながらでございますが、先生方と懇談の中で、内からの改革、学校の中で、先生方がこう変えていこうや、ここはこうしようや、そういう改革。それから、先ほど申し上げましたが、事務局も含めて、何ができるだろうか、外からの改革、そこを両軸にしながら考えていきたいなというふうに思っています。先生方の健康第一、元気に子供と向き合う、それが一番でございます。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

最後にですけれども、児童憲章に立ち返ってということで、児童憲章の1項をちょっと読みます。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられるということで、さらに努力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時04分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 一般質問を始めさせていただきます。

昨日、放射性廃棄物を全国に拡散させないようにということで、ネットワークの方から依頼がありまして、飯島町へ行って、陳情の結果等、上伊那、上下伊那ですね、上伊那、下伊那の議員を中心にした一般の方との懇談を行ってきました。やはり、大震災の後の廃棄物の処理については、本当になかなか遅々たるものがありますけれども、やはり汚染の拡散、全国民への命の危険をさらさないようにという意味を込めて、行ってまいりました。

さて、一般質問の内容ですが、こども館の開館準備はということで、先ほど、同僚議員からいろいろ出されておりますので、やはり準備不足というか、説明不足というか、一般の非正規職員の方にいろいろ説明がなされなかったという事実があったのではないかと思います。

1番について、兼務辞令を出すと思うがということですが、今、教育委員会が建設工事を担当しておりますが、それが、ことしの4月は支援課ということで、行政として継続していくためには、健康福祉課、教育委員会、子育て支援課の3課がかかわるので、兼務辞令を出すべきではないかということで、子育て教育支援相談室のことについてお伺いしますが、いかがでしょうか。

それから、子育て教育支援相談室は、伊那市に次いで、郡下、早期に取り組んでおり、既に7年が経過しております。なぜ新設なのか、お聞きしたいと思います。

1番、2番についてお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

こども館関係、2点の質問をいただきました。

説明不足ではないかということでもありますけれども、これから、十分、その点につきましては準備室をつくりますので、やってまいります。ただ、建設段階でということにつきましては、そういうこともあったらというふうには、そういう指摘があったということでもありますので、そうであったとだろうなというふうに思っておるところであります。しかし、つくることの部分で精いっぱいだったということでもありますし、これからしっかりやりますし、運営にかかわる部分でもありますので、これからでということでも十分じゃないかなというふうに思っておるところであります。

1点目の兼務辞令を出すべきと思うがということでもあります。

今、全ての課におきまして、連携というのは非常に重要となってきております。縦割りから横割り、横軸、このことが非常に重要となってきておりますので、連携をどう強化していくのか、そのことに尽きるわけでありまして、したがって、この臨時職員を含めて全ての職員というのは、村の職員として任用をさせていただいておるところであります。便宜的に、担当課ということで配属しておるということでもあります。関係分野が幅広く対応をしていく、このことが当然のことであるというふうに思っておりますので、連携ということの部分で考えていきますと、辞令につきましては一つの課へ辞令ということで出させていただきます、後は

連携の中でしっかりやっていただくというのが考え方でありますので、今のところ出す考えはありません。職員の意識、そこまで私は十分到達をしているのではないかというふうに思っておりますし、そうしていったいただかなければならないところであります。そういうことでお願いをしたいというふうに思います。今のところ出すつもりはありませんけれども、やっていく中で、不都合が生じれば、当然それは違った考え方に立っていかなければならないというふうに思っております。しかし、そういう考え方に立たないようになる、そのことが重要でありますので、そのことは十分職員として考えていただけるんじゃないかというふうに思っております。

子育て教育支援相談室がなぜ新設なのかという問題であります。

こども館の中に入って、新たに子育て世代包括支援センター等々の重要な分野を担っていただいておりますので、改めまして村の組織規則の中の一つの係として定めさせていただきましたので、そういった意味での新設という言葉を使ったところでございます。新設、あるいは従来からあるじゃないかという、そのこと自体にえらい私は意味はないというふうに思っておりますので、そんな点で御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 今の村長のお考えは、それはそれとして受けとめさせていただきます。

たまたま、飯島町の防災キッズの拠点施設、建設中でありまして、それは、子育て包括支援センターというようなことで、未就園児のみということだそうです。それで、国やいろいろ県から、いろいろな補助金を使ってつくるようでありますので、防災キッズ拠点ということでやっているようです。

たまたまこども館自体は、多くの子供たちが集まりますので、昔、すくすくはうすをつくったときに、片や学童クラブ、片や赤ちゃんが寝ているということで、結構トラブルがありましたけれども、そういうことがないように、ぜひお願いします。

そのほかの質問につきましては、準備室等に向けて、これからも今後、福祉教育の委員会として問題点が把握できれば、それを提言していき、軽井沢町でも、委員会として障がい者の問題を挙げておりますので、また検討させていただきたいと思っております。

次に移ります。

村長の3期12年間任期満了後4選出馬を目指す、反省と抱負についてということですが、3期12年が経過して、無投票を阻止しようという声も幾人かお聞きします。そうした中で、安倍政治をどう思うかということで、中川の曾我村長さん、余りに安倍さんはむちゃくちゃと言っているようですけれども、どうお考えでしょうか。

それから、担当課を変えたり、学校から学童クラブを引き離すことは、サービス低下ではないか。それから、小学校の生ごみ処理機の復活は。それから、子供は宝で、4期目の目玉で、給食費無償化をということで、8,500万円も出せないというようなお話も聞きましたので、余り細かく聞いてみてもちょっと失礼かなと思われましたので、簡単に。

子供は宝だということで、6人に1人は貧困で、お母さんたちも低賃金で働いて、満足な食事もとれない子供が、本当に給食だけがまともな御飯という子供が多い中で、介護保険なんかは、550人の介護老人にかかる費用が10億円を超えているというようなこともありまし

て、4期目の公約に、給食費を無償化にさせていただければ、本当に最高にすばらしいなど。342市町村中、47%に当たる163市町村が、独自に補助をしており、全額補助が23町村あるということです。やっているとところもあるようですので、そのことについてお伺いします。

それから、大北森林組合を県が招いてしまった不祥事、なかなか根が深くて、この森林税についてもどう思うか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐澤議員、1番の質問の（2）以下は省略ということでよろしいですね。

6番（唐澤 由江） 済みません。先ほどの同僚議員の話もありまして、準備室で取り組むということです。これらの問題点について考えていただきたいということと、福祉教育常任委員会でもんで、また問題点があれば、村に挙げる問題点があれば、全協、あるいは委員長会等で問題を挙げていって、検討してもらったらどうかなと思いますので、そのようにお願いします。

議長（原 悟郎） それは、そういう意見です。

それじゃあ、2番の答弁を。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 3期12年の部分の御質問であります。

まず、安倍政治をどう思うかという御質問でございます。

人口1万5,000人の村の首長が安倍政治を語ることは、これは本当に難しいことであります。村の発展を考えれば、交付税や補助金に頼らなければなりません。そうした中での発言であることはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。国に頼らなければやっていけないという、そういう面もありますので、そんなことは御理解をお願いいたします。

安倍首相が誕生して5年目となりました。この間、アベノミクスを軸に、経済の再生に努め、地方ではまだまだ実感は乏しいところではありますが、全国的には景気回復が図られ、有効求人倍率も上がり、過去最高となっている地域もあります。また、株価も上がり、曲がりなりにも、そういった面では成果を上げているのではないかと考えておるところであります。

しかし、反面、各法案の提出審議、これは本当に強引に映るところもあるわけでありまして。まさに、これ、一強多弱の面があらわれているのではないかなというふうに思っております。そんなところが心配な面でございます。これは、いろんな法案の部分におきましてということで御理解をお願いいたします。

しかし、これ、国民が選挙で選んだ国会議員により首相が決まっております。そのことは民主主義の根幹であります。今後、経済の再生、地方再生、平和外交等々によりまして、安心して生活のできる日本を築いていただくことを願っておるところでございます。日本の経済を強くする。外交問題等々によって、国防の問題も今大変難しい時期になっております。そういったことを平和的に解決していただく。それと同時に、地方再生の部分をしっかりやっていただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

一緒にいいわけだね、これは。

担当課を変えたりという問題であります。

村では、子供や子育て支援に関するサービスをできるだ1カ所に対応するために、こども

館を設置しておるところであります。子育て支援課が中心となり、関係各課、関係機関と連携をとりながら、総合的な子育て支援サービスを行っていくことを目指しておるところであります。したがって、放課後児童クラブや子育て教育相談室など、子育て支援に関する事業は子育て支援課へと移管をさせて、サービスの充実を図っていくということでもあります。そういうことを考えますと、このサービスの低下を招かないようにやっていく、よりよいサービス体制の確立、このことを目指してやっていくということでもありますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、(3)につきまして、小学校の生ごみ処理の復活につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

続きまして、給食費の無償化の問題であります。

子供は村の宝である、このことはそのとおりであります。論をまたないところであり、私自身も、この3期12年間、子供の元気な声が地域の中から聞こえる、そんな村を目指してまいりました。おかげさまで、出生者数も多くなりまして、子供が増加しており、本当にありがたいというふうに思っておるところであります。

4期目の目玉で、給食費の無料化という質問がありますが、今、選挙を控えておりまして、議会という公の立場で、私自身の具体的な公約、このことを申し上げることは控えさせていただきたいというふうに思っております。これは公の場でもありますので、そんなことは御理解もいただきたいというふうに思っております。

ただ、仮定の話として申し上げます。仮に、給食費を無償にした場合、小学生は年間1人5万3,000円、中学生は1人6万円の費用となります。村費の年額で、現状で約8,100万円ほどとなるところであります。本村の場合、児童生徒数がふえておりますので、現時点でのピーク時の人数で計算しますと、単価が上がらなくても、8,700万円ほどの費用が必要となってまいります。これは、単年度で終わらずに、毎年その額が支出となっていくということになります。給食費が無償ということ、これができれば一番いいわけではありますが、これは本当に村の財政に大きな負担となってまいります。財源の捻出、これは大変であるという、そのことだけは申し上げておきたいというふうに思っております。

現在の施策として、年間で、わずかではありますが1人当たり2,000円、この給食費に対して補助をしております。この制度につきましては、当時、この制度を始めたときは、余り近隣では例がなかったところでありまして、今でも、無償というところとか、補助をするところが出てきております。そういったことを考えれば、いち早く、私はこの問題に取り組ませていただきましたので、その点はそんなことで御理解をお願いしたいと思います。

費用と財政の問題、これは本当に両面を考えていかなければならない問題であります。将来にわたる村財政のこと、このことを考えていくことも首長としての私は任務だというふうに思っておりますので、そんな点だけ申し上げさせていただきたいと思っております。

続きまして、森林税をどう思うかということでもあります。

長野県の森林税、今年度で9年目を迎えておるところであります。平成20年に導入されました。里山の間伐を中心に、森林の整備事業が行われてきておるところであります。

村の事業としては、大芝村有林の間伐のための樹木調査や設計の費用に使われておるところでございます。現在の森林税の第2期目の事業期間、29年度で終了になります。森林の機能というのは、単に木材の生産にとどまらず、災害防止や水源の涵養、バイオマスエネルギー

一供給源、保健休養などの多くの公的な機能を有しておるところであります。

大北の問題の話も出されましたけれども、これは特殊な部分でありまして、ああいったことが行われているということにつきましては、それは森林税の趣旨から反するというふうには思っております。このことは、きちんと改めてやっていこうというふうには思っておるところであります。

さらに、切り捨てから搬出というような問題も出てきております。見直しを行いながら、さらにより制度として継続はしていただければと、私自身は思っておるところであります。

しかし、この問題につきましては、現在、国による森林環境税の導入ということも検討をされておるところであります。この場合には、二重課税などの問題も出てまいりますので、県の森林税の廃止というのは当然、私は必要となってくるのではないかと、二重に住民負担というのは好ましくないのではないかとというふうには思っておりますので、今後の動向を注視してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 小学校の生ごみ処理機の復活という御質問でございます。

学校給食センターでは、生ごみを入れるだけで、光熱費がかからず、生ごみを自然に還元できるものとして、環境面、衛生面、それからランニングコストの面から、平成22年度にトラッシュという生ごみの処理施設を設置いたしました。しかし、子供たちの増加に伴い、当初見込んでいた処理能力をはるかに超えてしまっているという状況がありまして、現在全く機能していない状況となっております。そこで、今、復活という言葉が使われたと思うんですが。

センターの生ごみにつきましては、当時の導入業者が、無償で週2回回収をしているという状況がございます。現在機能していない処理機とともに、今後の処理方法につきましては、来年度から予定している給食センターの増改築の計画にあわせて、総合的に検討してまいりたいということを考えております。また、残菜が少なくなる、そんな営みも、栄養士さん初め、先生方、調理員さんもちろんですけど、していますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 生ごみの処理機の復活は困難ということですが、週2回、業者さんが来て、回収していただくということは、本当にありがたいと思います。予算の中でも、ごみを一本化して、処理したり、収集運搬したりする方向にあるということですので、今後はまた、総合的にいろんな面を考えていただいて、修理不能なものというのがないように、ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。

地域福祉、地域支援事業の構築をということで、2月17日に、1時半から3時半まで、なるほど・ザ・地域講演会が開かれまして、お手元の資料にあるように、地域の中で、自分らしく暮らし続けるとして、池田昌弘氏の講演、その後、かま塾、縁側サロン、セジュールの発表がありました。縁側サロンというのは、大泉が長いので、2カ所、第2公民館と西部地区館に、合わせて2カ所の縁側サロンをやっているというものですが、これは、私の家に温

室というか、フレームというか、をつくりまして、果樹部会のお年寄りの方たちに来ていただいて、ちょっとお茶飲み会をやったら、こういうふうにな年寄りの面倒見てもらえるところが欲しいよというような話がありまして、地区社協、日の出会で、昨年4月からやって、本当に200人近い方が、延べですけれど、楽しんでおります。こういったことが、これはお茶を飲んでいるだけですけれども、げんきあっぷクラブの人たちがいまして、手遊びだとか、それから健康体操もやってまして、それぞれお茶を飲みながら、自分の出番があって、本当に話が、誰とも話をしてないんだけれど、ここへ来れば話したり、いろんな、自分で歩いてこられるので、それが仕事になったらということでやっています。

今後、要介護の支援1、2が介護保険から外されて、村が、介護支援計画に基づいて、地域ケアシステムを構築するということですが、大泉の人口は1,455人、65歳以上が346人で、高齢化率が23.8%なんですけれども、介護保険の要支援1、2ですので、今のところ介護保険が、これが総合事業になるということで、特別この事業、介護保険事業に、総合事業に当てはめようかなとも思ったんですけれども、要支援1、2というふうな断定というのがなかなか難しいので、やはり地区社協事業でこのまま継続していったほうが無難かなというふうな気がします。

ぜひこういった活動を各地区でできれば、デイサービスに、ミニデイサービスとして地元の公民館へ行くということですので、このボランティアの人たちが、にわかにはデイサービスの職員がわりになりまして、お年寄りが元気で長生き、健康で長生きをしていっていただけるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

これ、1、2、3、4、5までを一括でお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域福祉、地域支援事業の構築をという御質問で、（1）から（5）番であります。

介護保険前はわずかなサービスしかなかった、それはそのとおりでありますし、本人と支え合う多様なつながりがあった、それもそのとおりであります。気がつけば、制度サービスが整ったけれど、それもそのとおりでありまして、個別支援の強化でさらなる個別化を生む、これも御指摘のとおりでありますし、最後に、縁側サロン、各地区にできれば、これは理想であります。そんなことを感じたところでございます。

この地域福祉、地域支援事業についてでございますけれども、御承知のとおり、介護保険制度の改正によりまして、市町村の独自のサービスや住民主体の多様なサービスの創設が求められてきております。これ、本当に大切なことであります。そのことが、孤立を防ぐため、かつてあった御近所づき合い、お互いさまの支え合い活動、もう一度、各地域に取り戻すために、市町村による支援が必要であるというふうにご考えておるところでございます。昔のように、さまざまな近所づき合いができれば理想であります。今の社会環境やライフスタイル等を考えてみますと、かなり変化してきております。そうしたことが難しい時代となってまいりました。そのため、村でも、地域の支え合いができる環境づくりに向け、事業を展開しておるところでございます。

村では、今年度において、村の社会福祉協議会に委託して支え合いの地域づくり事業を実施してきておるところであります。内容といたしましては、アンケートやヒアリングによるニーズ調査、また、なるほど・ザ・地域塾、なるほど・ザ・地域講演会、地域ケア会議などを実

施してきたところであります。また、来年度におきましては、今年度策定しました地域福祉計画の基本方針に基づく取り組みに位置づけられます。そういったことをしていかなければならないと思っておりますので、なるほど・ザ・地域塾の引き続きの開催や、全ての地区において地域ケア会議を実施していく、こんな計画となっております。

その中で、地域課題を明確にし、住民の手で課題解決に向かっていけるような、さまざまな地域活動団体によって構成される活動母体としての協議体組織の立ち上げも含め、支援をしていかなければならないだろうというふうに思っております。まずは、地区社協が中心となりまして、多くのボランティア的な団体が生まれてきていただければ、これは本当に理想だなというふうに思っておりますけれども、これ、なかなかすぐにというわけにはまいりません。本当に、これは難しい問題でありますし、南箕輪におきまして、本当に必要なことであります。したがって、今、大泉の唐澤議員御指摘のような、そういった先進的な事例もあるわけでありまして、そんなことが村じゅうに広がっていけば、ありがたいというふうに思っております。その支援は、村でもしていきたいというふうに考えております。

また、せんだって、ある住民の方とお話をいたしました。地区社協や村のそういったことも必要であるけれども、それ以外に、どこか場所があれば、そういったことをやってみたいなという、そんな人とお話をしたところであります。そういった場所の提供というのも、私は必要かなというふうに考えておるところであります。強制して、行政が主体となって行政指導でやるのではなくて、そういった面ができれば、本当にやってみたいという、その人の考え方でありましたので、私もそういうことも必要だなというふうに感じたところでございます。しかし、本村の場合には、空き家等々、そこら辺の調査も今進んでおりますので、そういった部分がそんなふうになっていけばいいのかなというふうに思っておりますし、1人ではもちろんできませんので、それに加わるボランティア的な皆さんも出てきていただければ、ありがたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域住民の意識を向上させていく。このことに、今、力を注いでおるところでありますし、地域ケア会議、これ全地区につくっていかなければ、そういう部分を構築していかなければなりませんので、そんなことで、また御意見、御提言をいただければと、先進的な取り組みをやっております大泉地区でのことも参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） これは、やっぱり、区の区長さんの、前々からそうですけれども、使用料が無料ということですので、大分、全然違うかなと思います。

それから、次の6番目、民生委員、ボランティアの送迎中の事故は。自分の保険で本当は送迎中の事故処理をするということを聞いておりますが、御見解をお願いします。

それから、げんきあっぷクラブの現状と傾向についてもお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 民生委員の送迎中の事故であります。

一番の問題は、御質問の民生児童委員による送迎というのが委員活動の対象になっていないということでありまして。その点はそんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

ボランティア的に行う活動につきましては、自動車事故の場合には、本人の入っている保険で対応していただくという、今そういった面であります。このことは、本当にいいのかどうかという部分につきましては、またこれは違った面で考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。

これから、高齢化社会、進展すれば進展するほど、高齢者の足の確保というのが本当に重要な課題となって、問題ともなっております。そういった部分で考えますと、住民ボランティアによる送迎というのも期待が大きいところでもあります。その辺は、そういった部分を構築していく必要はあろうかというふうに思っておりますけれども、まずは、この福祉移送サービスという、本村ではそういった制度を、施策がありますので、その範囲の拡大、これを図っていくことのほうが先決かなというふうに思っておるところであります。その辺は、そんな考え方をお願いしたいと思えます。

げんきあっぷクラブの現状であります。

現状は、人数が206人、延べ人数が1,305人、これが今年度の上半期のまとめでございます。上半期であります。

平成24年に開始されて以来、徐々に減少はしてきておりますけれども、この間、いろんな参加者の皆さんのお声をお聞きしたり、あるいは、まっくん健康ポイントの活用などの対象にしたりということで行っておりますが、このことがすぐ参加者の増加につながっていないという、こういった状況にもなっております。さらに周知をしながら、会員数の増加、参加数を増加しながら、事業の充実に取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

しかし、こういったことをやっているのか、どうなのかという、それも要因もわかりませんけれども、そのことも一因として、介護認定率につきましては約14%と、本当に低い水準であります。他の介護予防事業とあわせて、一定の効果が出ているのではないかなというふうに思っております。介護認定率が低いということは、そういった効果が出ておるというふうに考えておるところでございますので、これからさらにその内容は充実させていく。それと同時に、ほかの事業とも組み合わせていく。こういったことをしながら、さらに認定率が下がるように、そういった皆さんを出さないようにしていくことが必要かなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 運動というのは本当に効果あるのではないかなと思っておりますので、げんきあっぷクラブにさらなる皆さんが参加されることを期待して。

次に、農業振興と地方創生ということで、土地は財産か、農業の団地化を、阻むものは何かということで、先日、果樹研で、女性グループで、全農長野で研修を受けました。私も、農業歴50年以上、土日ですけれど、果樹栽培の経験があります。今、若手の農業者の勢いに押されておまして、遠大な農園計画を立てるにも、放棄地となるとわかっているのに、なかなかクレームをつけたら、土地は財産だと思っただけの方が少なくありません。ぜひ、土地開発公社事業であろうと、何か、まとまった場所を計画的に村が農業用地として団地ができないかなと思えます。

そんなことで、それからキャリア教育の農業、パセリ、イチゴ、リンゴなどをということ

で、ちょこっと農業塾にも、こういったパセリ、リンゴ、イチゴなどの農業キャリア教育というのも取り組んでほしいなと思います。私も以前、リンゴの関係で、中学生への指導の経験もありますし、現在、小学校3年生のリンゴ学習の体験でも、子供たちは目を輝かせて、リンゴのなりようというか、本当にリンゴになるまでの間、通ってきてくれております。

そんなことで、1番、2番についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業振興関係の御質問でございます。

土地は財産かという御質問でございます。

端的に言えば、持っている人の考え方だろうというふうに思いますけれども、一般的に言えば、土地は財産だと、こういう考え方が多いのではないかなというふうに考えております。

御指摘のとおり、この集団化、団地化をしていくことは本当に必要なことであります。農地の団地化、集積化については大きな課題となっております。国は、大規模農業化を目指しております。そういったことで、農地中間管理機構というのができました。事業を実施しておりますけれども、なかなか進展しないというのが実態であります。なぜ進展しないのかというのは、貸し手が多く、借り手が少ないということもあるわけでありまして、逆に、知らない人に貸したくないという現象も出ておることもそのとおりでございます。そういったことを考えますと、先祖代々から伝わる土地は財産であると思っている人が圧倒的に多いんだというふうには感じておるところでございます。

農地の団地化でありますけれども、これは必要であるというふうに思っております。土地開発公社で農地は取り扱えませんが、これはまた別の機関でということになるかというふうに思います。ただ、本村のような農業につきましても、団地化というのにも必要でありますし、兼業農家をどう育てていくかという、このことにも力を入れていかないと、農地の荒廃というのが進んでしまいますので、あわせてやっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

キャリア教育の御質問であります。

いろんな体験をしている人、本村もふえてきております。果樹だとか、パセリだとか、イチゴだとか、そんな皆さんもふえてきておるところでありますし、新規就農の皆さんもふえてきておるところであります。県外から来た人もやっていただいております。そのような実態がありますので、そういった皆さんをお呼びしてのキャリア教育を実施していくことは必要であるというふうに考えております。

ちょこっと農業塾、実施をしてきましたけれども、かなり好評でありました。こういったことを村内の部分でもやっていくことも必要かなという思いもしておりますので、そんな点は必要性はあるということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 先日、名古屋大学の研修を受けた男子職員が、本当に優秀であるというようなことで、記事が載っておりました、役場の職員の。やっぱり、ドリフト対策で、本当に困っていたときに、窓口のほかの職員が、こういうものがあるけれどというような話をしてくれたりして、本当に心強いなど。農業というのは、本当にこれからは期待されるんじゃないかなと思っております。

そんな中で、ここに資料をつけましたが、横山タカ子さんと、それから果樹試験場の玉井浩さんの記事がありまして、横山タカ子さんの話ですが、日本食が世界遺産に取り上げられて、その日本食というのは、ごちそう料理ではなくて、昔の伝統食だと。御飯を食べるには、酢の物、さしすと言って、昔から、横山タカ子さんのさしすというふうに、砂糖、塩、酢でもんだラッキョウ酢というのがJAの関係にありますけれども、ラッキョウ酢の酢の物の野菜、それから、御飯の雑穀、漬物、煮物、切り干し大根とか、そんなような煮物、それから動物性たんぱく質とみそ汁というふうに、そういった日本食だけでも、一汁四菜、御飯の雑穀御飯に、みそ汁に、漬物に、煮物に、酢の物に、動物性たんぱく質のものというようなことで、これが血糖値を上げない食事だと。死ぬまでトイレに行きたい御飯というふうに言われました。死ぬまで自分でトイレに行くということが、この食事の、日本食の伝統食だと。おいしい料理を食べる、ごちそう料理ではありませんよという話が印象的でしたので、ちょっと参考に。

それから、玉井部長の話は、この資料にもありますように、リンゴの効果が山ほどありますけれども、医者や栄養士が、果物消費量は114グラムに下さいよと言っていると。それは、果物200グラム運動を今やっているんだよということでは言っているわけです。

それから、ふるさと納税の返礼品に果物をという話ですけれども、今、日本農業新聞でいろいろとってみると、シナノスイートとか、秋映とか、ぐんま名月、それからふじというようなものが言われて、おいしい果物だというふうになっているそうです。

そういった中で、各1万円とか、3万円とか、5万円とか、10万円とかで、ふるさと納税のところへ、リンゴ、5キロの101ケースしか枠がないようですけれども、1,000や2,000は、この南箕輪では売れると思いますので、秋のふじではなくて、シナノスイートぐらいからどんどん、5キロ、各農家に希望をとりまして、やっていただければいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 野菜中心のという話でございます。

一般的には一汁三菜と言われておりましたけれども、議員御指摘のように、横山タカ子先生の提言、一汁四菜、そんな動きもあるようであります。南箕輪は、多くの野菜がとれますので、地産地消の推進とあわせて、多くの野菜をとるようにPRをしていくことも必要であるというふうに思っております。この辺は、栄養士や保健師の力が必要でありますので、そんな運動を広めていければというふうに思っております。

果物200グラム運動につきましても、これは農水省で推進をしておるところであります。あわせてやっていければというふうに考えております。

ふるさと納税の返礼品の話であります。

昨年といいますか、今年度、かなりふるさと納税も多くなってまいりました。体制が整わなかったようなことで申しわけないなという部分もあります。数量が、ナシ、リンゴ、あじーなをお願いしているのが実態であります。それぞれ100個、100袋ずつということでお願いしましたけれども、今後、これはふやしていかなければならないというふうに思っております。100個ずつということになれば、受け付け開始後すぐに数量に達してしまう、こんなあれもありましたので、あじーなと事前に打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

そういうことと同時に、味工房でそういうことを取り扱えるようにしていきたいなど、ふ

るさと納税の品物を、そういうことも検討してまいりたいというふうに考えております。この辺は、一番難しいところが品質とクレーム対応でございます。この辺を解決しながら、そういった体制ができれば、私は一番いいのかなというふうに思っておりますので、そんな検討もしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 前向きにお願いします。

最後に、開発公社事業を柔軟にということ、大芝荘の料理がマンネリ化しているのではという住民の声でしたけれども、これ、つけてありますが、これ、たつのパークホテルの料理で、一般的な料理です。コイのうま煮が人気がありましたので、これを入れて、この値段でできますかと言ったら、それは幾らでも、どれかを削って検討させていただきますよという返事がありました。お品書きで、本当にこういったおもてなし料理がいただけたら、うれしいなと思いますので、またお願いします。

それから、お子様ランチを手づくりでということ、冷凍食品なんかも使っているようですけれども、ぜひそういったことも検討していただきたいと思いますが、お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 開発公社の料理の件の御質問であります。

先ほども開発公社の御質問ありましたけれども、村長と理事長を兼ねておるということでありますので、答弁をさせていただきます。

料理というのは本当に難しいなというのは、人それぞれによって違いますので、ただ、マンネリ化しないような工夫はしていかなければならないというふうに思っておりますし、工夫はしております。たつのパークホテルのお話も出ました。私も、パークホテルへも宴会に参ります。どちらがいいのかなという面もあるところでありますし、それはそれぞれの好みによって違います。ながた荘にも何回か行きますので、そういった面は見劣りのしないようにしていかなければならないというふうに考えておるところであります。新年に向けて、そんなこともしっかりと打ち合わせをしながら、お願いしていきます。

コイのうま煮が人気であります。そのことは承知しているところでありますけれども、これはなかなか、今、値段が上がってきまして、1品八百数十円という単価になってきております。本当に頭の痛い問題であります。したがって、今、料理で5,000円コースにはこのコイのうま煮というのを入れさせていただいておるところであります。コイのうま煮、4,000円の中でという話は、これは予約時にそういう話をいただければ、そういう対応もできますので、その辺も、こちらから、そういった予約が入ったときには、そういう話もしていく必要があります。向こうではわかりませんので、それはお子様ランチにも言えることであります。お子様ランチもやっておりますけれども、予約時に希望を聞いて対応していくということも大事なことであります。金額等の面もありますけれども、これは、きちんと予約を受ける際に確認するように指示はしてまいります。

いずれにいたしましても、マンネリ化をしないように、常に工夫をしていくということが大事でありますので、そんな点もあわせて指示をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ありがとうございます。

最後に、まっくんバスの停留所をアルプス信金へということですが、担当課長さんから、銀行さんも商売なので、相談してみるようにということで、本人にそう申し伝えておきましたので、これは、そういう余裕があったら検討していただくということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（原 悟郎） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、丸山豊議員。

4番（丸山 豊） 議席番号4番、丸山でございます。

午前中の議員さんも、3月11日、東日本大震災のことを述べられておりました。私も思いは同じでございますけれども、まだ防潮堤の建設の話なんかが20%強というぐらいのところでございます。なかなか復興がおくれているなというような印象でございます。早く復興していただければと思います。

また、先日は、防災ヘリが墜落という、人を助けなければいけない皆さんがこんな犠牲になったということで、本当にお悔やみ申し上げながら、御冥福をお祈りするところでございます。

また、防災計画、報道によりますと、順調に進んでいるというお話を聞いておりますので、スピーディな完成を願うところでございます。

それでは、私のほうは、大項目1点目、建設が進む公共施設等の適正配置と整備、維持管理計画の今後についてをお願いいたします。

先日、議会のほうへも提出いただいた公共施設等総合管理計画案についてでございます。私どもの村も、こども館の建設、生涯学習施設の建設と、たくさんの建設が続いておりますけれども、それにも関係していますので、よろしくをお願いいたします。

地方公共団体は、厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本村も、先週までの予算審議において、施設老朽化対策については言及されておりました。また、人口も増加中ではありますが、いずれは減少すると予想しており、公共施設等の利用需要の変化を鑑みれば、早急に全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、このことによって財政負担を軽減、平準化し、公共施設等の最適な配置を実現するという計画でございます。

国からの要請もありまして、この計画づくりに、平成27年度から取り組まれ、先日、全協に策定案が示されました。人口増で、学校などの施設不足により、建築物が多くなっている状況での40年という長期計画での策定案であります。議会への説明と同時に、パブリックコメントを2週間の期間を設け、村民の皆さんに意見等を伺ったところでございます。

このことについて順を追って質問をいたします。細かい部分もありますが、関連しており

ますのでお願いいたします。

1点目でございます。委託調査結果の概況と御所見をとということでございます。

この策定案の調査結果を見たときに、私は、数字はともかくといたしましても、現状を考えればそうだろうと、そんなような理解をしたところでございます。現役時代、長くインフラ整備にかかわってきたこともありまして、耐用年数が過ぎたときはどうなるんだろうと、思っていたところでもございます。時代の潮流の中でのことですが、きちんと後も考えておかなければならないような、国レベルでの時の行政のリーダーの責任は大きかったと思います。道路整備、下水道整備などは、余りにも一気呵成に取り組み、利便性、安全性は向上し、生活環境、生活水準はよりよくなったものの、その反動は、自治体の財務状況だけでなく、民間、とりわけ建設業界には多大な影響と変化を生じさせました。今では、政府は、1,000兆円余と言われる借金をつくり上げるなど、遅きに失した感もありますが、固定資産台帳整備をにらみながら、公共施設の管理計画策定が、地方公共団体へ要請されたことは、将来を見据えた村づくり、まちづくりには不可欠なことと理解もできます。

2点ほど、この中で質問させていただきます。

委託調査結果の概況説明と、これに対する村長の御所見をお願いいたします。

2点目でありますが、計画期間が40年という長い期間をとっております。村の公共施設では、経過年数は20年から40年、20年と30年、30年から40年と分けてありますけれども、この20年から40年が62.8%を占めています。一応、目安として、耐用年数50年から60年を考慮すれば、計画期間20年から30年が妥当でないかと私は考えました。インフラ施設でも、平成51年ごろから回収更新費がふえていることから、同様なことが言えるのではないかと思います。40年としたメリットをお聞かせください。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、丸山豊議員の御質問にお答えいたします。

公共施設等の適正な配置と整備について、委託調査結果の概況と御所見をとという質問でございます。

この調査につきましては、先般、議会全員協議会で御説明申し上げたところでございます。築30年以上経過している公共施設の延床面積の割合が約37%となっており、また、インフラ施設におきましても、道路や上下水道の管渠等において老朽化の進展が明らかになってきております。

こうした中で、国の計画策定ということになりました。国の全国標準的な試算ソフトで算出した結果となりますが、村の直近5カ年投資的経費の平均で3億円で試算をいたしますと、77施設のうち約4割しか改修、更新ができないという結果となっておるところでございます。計画は、施設量を現在から約4割削減し、なおかつ、長寿命化を図らなければ、財政上やっていけないというものであり、改めて、これは大変厳しい状況であるという認識はしておるところであります。こうなることは、そうなるだろうなということは予想しておりましたけれども、実際にそういったことをやってみますと、改めまして大変厳しい状況だなというふうに思ったところがございます。

本村の場合には、人口がふえているとはいえ、生産年齢人口というのは、平成37年をピークに減少に転じてまいります。そうした中で、税収も大きな伸びが見込めない中、施設の維

持管理、改修にかけられる経費もふやせないということ、これもまた現実の問題というふうに捉えておるところでございます。長期的な視野に立って、財政負担とのバランスを考えながら、これからの公共施設やインフラ施設のあり方を考える契機になればと考えておるところでございます。

財政状況、非常に厳しくなってきました。国、地方問わずであります。そういった中で、国も、この長寿命化という言葉をやや使い出してきたところでございます。そういった中の計画策定ということで御理解をお願いいたします。

年数の問題の御質問であります。

村の公共施設というのは、建設から20年から40年が経過しているものが6割以上を占めておる、このことは御指摘のとおりでございます。60年を更新目安とした場合、計画期間を20年から30年にするというのも一つのそれは考え方だろうというふうに、私自身は思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、計画の重要な部分である更新費用を算出する、このことでありますけれども、国の全国標準的な試算ソフトが、公共施設、インフラ施設ともに、調査時から40年間の固定費用を算出するようにもうセットされておりますので、本計画もそれにあわせて、計画期間を40年とさせていただいたところであります。おっしゃることはそのとおりだろうというふうに思っております。既に、経過している部分というのは、かなりの施設、6割ということになります。そういったことを考えれば、そうすべきだろうというふうに思いますけれども、国の一律の計画の一律の試算ということで御理解をお願いいたします。

その中で、どう具体的な進め方をするかというのは、また計画等の部分とは整合性がとれない部分もあろうかと思っておりますけれども、そういった考え方でお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 大変な金額ということ、報告書を見れば、大変な金額であるということとは十分わかりますものですから、もう平準化させながら、長寿命化させていくということになってくると思います。だから、一つの考え方とすれば、40年ということで今言われましたけれども、この計画期間も大した問題じゃないと言ってしまえばそれまでなんですけれども、実は、算定を出してくる数字まで考えれば、この40年というのは微妙に違ってくるわけでありまして、私は、20年から30年の方がいいと、先ほども話をしたんですけれども、今、40年の2分の1を長期計画の期間にセットすれば一番いいんじゃないかなというふうには、実は内心は思っておりました。これには、実は、五つほど理由があるわけなんですけれども、今、村長の言われた一律40年の、標準ソフトで40年がセットされているからということ、ちょっと私はその考え方というか、そうなのかなというのは少し疑問を持っていますけれども、これは、今、40年で計画できておりますので、それについて、私はどうのこうの、ちょっと言うつもりもありません。ただ、20年のほうが適当じゃなかったかなということで、理解をして、聞いていただければと思うんですけれども。

人口増が続くという話になっていきますけれども、私たちは、ちまた、日常の生活の中で、お互いに会話する中では、いずれには減少するという、こういう話をしています。でも、この報告書の中は、52年までの計画しかのせておりません。その後については、2.07、置き換え

数字も使いながら、その数値を延長したままで使っているから、人口はふえて続けていくんだと。だから、40年後も人口はふえ続けているという、そういう設定の仕方をしております。それで、これにつける、裏づける財政計画ができていないという。これが2番目です。

もう一つは、まだほかにもあるわけなんですけれども、将来分析期間というのは40年でも、何十年でも、たくさんとればとって、それだけの分析はできると思うんですけれども、計画期間は10年でもよいというのは、総務省で10年以上ならよいという、そういうセットの仕方を総務省は言っておりますので、それにも合致していないという。

それから、一番私がポイントだと思ったのは、下水道が平成元年ごろから始まっております。これが、実は大規模更新改修が始まるのが平成50年だとすれば、そこまでに、これから約20年かかるわけなんです。20年というのが、ちょうど一番いいタイミングじゃないかなと。ちょっと村が40年と言うんだったら、40年と20年をとって30という数字も出てくるかなと。長期計画ですから、そんなぐらいの考え方でいいとは思いますが、もう少し検討をする余地があったんじゃないかという、そういうことを私は言いたいです。

もう一つ、最後に、やっぱり総務省が出しているQ&Aにも、計画期間が長過ぎる、こういう場合はどうやって答弁するんだという、こういうことも載ってまして、理念のみが、先走ってしまうんじゃないかという、こういうような言い方もされております。

だから、決して40年ということ、私、ちょっと今、ケチつけちゃっているような結果になってしまったんですけれども、コンサルさんの言うとおりにこれをつくったんじゃないかという、そういうようながった見方をちょっとしてしまうんです。だから、コンサルさん相手にするときは、非常に大事、担当課だけでは対応し切れない、そういうような問題があるんじゃないかということをお私は一つ言っておきたいんです。

だから、ちょっとこれからというか、この後の質問で、この計画、地域づくり推進課がやっているんですけれども、本当に関係する課がいっぱいあるわけなんです。総務課から、それから子育て支援課から、教育委員会から、産業課、建物関係するものみんな関係してくるわけなんですけれども、その皆さんたちとそれなりの打ち合わせをやって、コンサルさんにその対応をさせているかどうかという、ここのところだけちょっとお尋ねいたします。やったかどうか、協議を。

議長（原 悟郎） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） ただいまの全庁的な調整をしてやったかどうかという御質問でございますが、これは、もともとの資産に関することは担当課が一番わかっていることでもありますし、財政担当課ともそういった点については打ち合わせをさせていただいております。また、この計画案、素々案というような段階においても、各課等にも照会をして、内容を十分精査していただいておりますし、庁内横断的な組織では、総合計画推進委員会がございます。その中でも、担当係長たちとも打ち合わせをして、この計画案に至っている状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） わかりました。

やっぱり、コンサルさんと打ち合わせをするときに、相手はもうプロですので、ましてや今回みたいなこの計画は、千七百幾つの市町村全部がかかわるというか、みんなやらなきゃ

いけないような、そういうことになっているものですから、この建設コンサルタントさんは、非常にもうあちこちのところで、それなりのこともう進めているわけなんです。物すごいノウハウを持って進めているわけなものですから、なかなか、私たち素人のような立場で物を言ったりすると、言い含められちゃうような、そういうことも考えられますので、なるべくだったら、一緒になって、いろんな対応の仕方を考えていただければと、そんなふうに思いました。

2番目のほうにいきます。

目指す方向の方針と具体的な方策についてということでお願いいたします。

ここの2番については、主に公共施設のことについて伺いまして、その3番目のところには、インフラのほうのことについて伺うようにしてあります。

策定案でも示されていますが、施設量の適正化、施設の量というのは、面積だとか、そういうものの量なんですけれども、適正化と長寿命化を進めるとしております。施設量を縮減パーセントで明示して、今回40%ということなんです、さらに長寿命化対策や統廃合により、現行の投資額との比較による計算を組み立てて、先ほども村長が言われたように、毎年3億ぐらいずつがこの5年間でかかっているという、これと比較することです。具体的な再配置を検討していくこととしておりますが、計画案の中に、根拠を伴う事例を挙げるなどの踏み込んだ精査が必要だったんじゃないかと考えます。マネジメントの実行欄で基準を示していますが、民間移管とか、村民移管とかいう言葉を使っております、これは、当然これからはそういうふうになっていくんだろうとは思いますが、少し混乱のもとをつくっているようにも思います。施設には、目的を持って使用者が存在するわけでありますから、簡単に廃止はできないにしても、統廃合も詳しく調査しなければ、答えは出せないものであると考えます。

ここには、ちょっと4点ほど質問をさせていただきますけれども、この落札額に大きな差が生じております。予定価格作成の基準は何かということをお願いいたします。これ、もし見積もりか何かがあるんだらば、これ平均なのか、最低なのかとかいうところをお答えしていただければと思います。

2番目といたしまして、77施設について、目視程度の劣化状況、耐用年数の割によいとか、悪いとかいう、そういうことですが、これを調査したのか。内容、業務内容、あるいは仕様書に沿った、村民が望んでいる調査分析をした報告書となっているかということをお尋ねいたします。

3番目が、類型別方針の課題。これは、学校だとか、あるいは福祉施設、あるいは行政の公民館とかいう、施設の分けた類型別の方針の課題が書かれておりますけれども、これと管理する方針、これが施設総量との縮減目標に整合できているのかどうなのか。だから、これ、明示していないということが、先ほど、事例を挙げてくださいというような言い方、ちょっと私したんですけれども、これが整合できているかどうか、裏づけの資料として持っているかどうかということをお尋ねいたします。

4番目といたしまして、ここが一番知りたいところなんですけれども、私たちの村、人口がふえていきます。これ、40年後もふえるような数字をいただいております、報告書の中では、縮減により、村民1人当たりの施設面積、今が、現在4.13平米という数字になっておりました。これが2.35平米に変わります。60%になります。この数字というものは、他町村とい

うか、ちょっと他町村のがなかなか調べにくいということだったものですから、平均みたいなのがあったら教えていただきたいということです。

以上、4点ほどお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大変難しいといいますが、この調査といいますが、この計画自体が大変難しい計画だということは、私自身も思っておるところであります。40年間でどう見越していくのか、これ、財政計画もできません。正直申し上げまして、40年先の財政計画はどうなっているのかなんていうことはわからない部分が多いところであります。そういった中での計画であり、国のそういった策定の指示によってつくったものであるということ、このことはそういった面でお願ひしたいと思ひます。

質問の内容の中で、予定価格という話が出ました。

本業務にかかわる積算基準、これはありません。したがいまして、複数業者からの見積もりを通して、その中で低価格なものを参考にして、積算をし、設計金額をもとに予定価格を決めております。見積もりで安い部分で決めておるところであります。本計画の入札には、4社が応札し、そのうち2社については予定価格を超過しておりました。本件の場合、その2社のうちの低い予定価格の部分、低い部分で落札決定をさせていただいたということでもあります。応募者は4社ということであり、2社、2社に分かれたところでもあります。

続きまして、目視程度の状況、調査したのかという御質問であります。

施設の現地調査は実施しております。実施しているところでございます。施設の配置状況の確認や建物の外観の老朽化等、目視で確認はさせていただいたところでもあります。それと同時に、あわせまして、それぞれ管理関係部署からの利用状況、収入や支出の状況、コストの状況、そういったものを調査する中で、分析を行い、計画に反映をさせております。そのことはしておるところであります。

続きまして、類似型の問題でございます。

これの計画につきましては、これはあくまで村全体の方向性を示すものであります。したがいまして、類型別の課題及び方針では、更新の際には、統廃合だとか、用途変更だとか、いろんなことが出てくると思ひます。それはそうなるだろうと思ひしておるところであります。したがいまして、具体的には、施設ごとに個別施設計画を策定し、計画的な維持管理をしていかなければならないというふうにおもっておるところであります。そういったことで、長期的な視点からは、縮減目標と整合性はできているのではないかとおもっておりますけれども、本当にこの縮減ができるかどうかというのは本当に難しい面でございます。

また、後ほども質問に出てこようかと思ひますけれども、施設の縮減、統廃合というのはやはり時間がかかりますし、住民合意という部分は大前提になってまいりますので、そういったことも考慮に入れていかなければならないというふうにおもっております。

住民1人当たりという部分の御質問であります。

既に策定済みのところにおきましても、公表していない、もしくは縮減による住民1人当たりの施設面積を公表していない、こういったことが実態であります。公表していないというのが、したがいまして、他町村がどのように変化するのは不明であります。

その中で、26年度の市町村別の公共施設状況調査というの、これ、毎年やっておりますけれども、その調査の中で算出をしてみますと、平成27年の国勢調査人口で除して算出した結

果でございますけれども、県内の町村の平均は11.5平米であり、上伊那管内町村の平均は6.1平米、類似規模の県内の1万以上3万人未満、うちは1万5,000人ちょっとですから、大体真ん中辺に入りますけれども、これが5.7%であります。本村の場合は4.13%であります。これは平均ということですので、お願いいたします。公表されている範囲での施設量の縮減率だけを見ますと、辰野町が公表されております。10年間に12%の縮減を目標、目指すということになっております。したがって、40年間ではやっぱり40%余になるということになろうかと思えます。

これは、どの町村も、行政サービスのために、同じような施設を人口規模に応じて保有しておりますので、国の全国標準的な試算ソフトを使って試算すれば、施設総量の縮減量というのは、大方、本村と同じような傾向になると思われまゝです。そんな状況であります。ただ、いずれの町村にいたしましても、財政状況が厳しい中で、施設総量の削減や長寿命化を考え、修繕や更新にかかる経費を確保していくということは、共通の課題だというふうに思っております。

本村の場合には、村自体がコンパクトにまとまっております。そういったことを考えれば、施設面積というのは県内の平均を下回っておるということになっておるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） わかりました。

うちの面積、村民1人当たりの面積というのがそんなに高くないという、そんなような数字は理解できました。

先ほど村長は、財政計画、40年は立てられませんというところから始まったんですけれども、実は、建物を、いろんなものをつくっていくのに、やっぱり財政計画がないと、何をするにしてもできないと思うんですけれども、うちの総合計画にも、後ろの方に少しのっていた程度で、もう少しきちんとした財政計画というのはつくっていくべきじゃないかなというようにも思いました。今回、この計画書を読んだときに、財政計画の必要性というのは十分感じたところでございますので、また検討していただければと思います。

40年間の財政計画ができないというから、もう少し短い計画期間のほうがよかったんじゃないかなというふうにも思いました。

それと、もう一点だけ、今、4.13平米の話が、うちの村の面積なんですけれども、これ、福祉・教育・学校施設、40年間に年少人口、老年人口というのがふえていくということになってますから、ふえていくのにもかかわらず、縮減させていくのかとか、あるいは大芝公園、先ほども出ておりましたけれども、こういう観光施設、スポーツ・観光施設、それから交流人口拡大を目指しているのに、将来減らそうとしていくことを考えるのかとか、あるいは公民館、それぞれ人口が減らないのに、年少人口、年少者から年寄りまで使う公民館でさえ、どんどん減らしていくのかという、こういうことについて、これ、一番、村長が認識する中で、本当に村長が今思うところで、40年間先のことだけ、わからんと言ってしまえばそれまでになってしまうかもしれませんけれども、減らしていくっていいものなんではなかろうか、ちょっとお尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 計画として立てるとそういうことになるということで、御理解をお願いしたいというふうに思いますけれども、本当に減らせるかどうかということは、大変難しいだろうというふうに私自身は思っております。今、丸山議員に御指摘をいただいておりますように、本当に高齢者がふえていく段階で、高齢者の福祉の施設が減らせるかどうかということになれば、これは大変疑問になるところであります。同時に、学校関係にいたしましても、本村の場合には、小学校が2校、中学校が1校しかないわけであります。そういう中で、減らしていけるかどうかというのは、なかなか悩ましい問題だろうなというふうに考えておるところであります。そういったところは、これからの推移を見ながら、個別的にそれぞれ考えていかなければならないことだろうなというふうには思っております。

先ほども申し上げましたけれども、施設の縮減、統廃合というのは本当に難しい問題だなというふうに思っております。住民合意という部分、大変このことも大前提となつてまいりますし、本村の場合は、他市町村と違って、今、他市町村の中では、公共施設統廃合の問題、学校にしろ、保育園にしろ、かなり出てきております。本村の場合は、それが今、足りないという状況であります。そういった面の違いというのものもあるわけであります。しかし、いずれは、そういった時代が訪れるてくるというふうには考えておりますけれども、現時点では、縮減や統廃合というよりも、既にそういった施設、学校や保育園につきましては足りないという実態もありますので、それは必要最小限のそういったことも考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

したがって、将来見通しをいかにつけていくか、これにかかっているというふうに思いますし、それを間違えると、私自身も反省として、南原保育園のような事態も生じてくるのではないかなというふうには考えておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 計画だからといって、私たちが聞いていると、何か逃げられているような、そういうような感じを受けてしまうんですけれども、でも、やっぱりわからないから計画を立てて、積極的に、先ほども、今、個別に考えていくんだという、これ、詳しく見てみれば、この策定案の下に、個別施設計画というのがついて回って、多分、3番目のところで、後で説明、またお聞きしますけれども、その個別施設計画についても、この計画書には載っていないものですから、私は余計、また疑問に、いろいろなことを聞きたくなるわけなんです。

ちょっと、それは置かして、先ほどの入札予定価格のところちょっと戻りますけれども、最低価格を使ったということなんですが、見積もりの予定価格の参考にした業者さんは何社でやりましたか、お聞きします。

議 長（原 悟郎） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） はっきりと何社というように、具体的にはちょっと記憶が今ないんですが、四、五社程度。例えば、これ、もともと固定資産台帳整備というものとセットでありましたので、そういった会計事務所関係も、その当時は、この公共施設等総合管理計画の策定について、随分、実施しようという考えがありましたので、そういったところも含めてであります。四、五社程度を参考にいたしました。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 入札は、別の9月14日にちゃんと行われておりまして、私が今聞きたかったのは、その予定価格を算出するための、先ほど村長が、最低価格を見積額にしたというそうなんですけれども、だから、その見積額を算定するとき、幾らぐらいかかるんでしょうかって、業者さんに見積もりをとると思うんですけれども、これが何社でしたかというのをちょっと今お聞きしたんですけれども、それが四、五社ということでもいいんですか。

議長（原 悟郎） 田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） そのとおりです。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） わかりました。

これ、実は、見積価格をとって、村長が予定価格を決めたときに、予定価格は676万で、落札額は450万だったんです。450万が落札されて、それから、もう1社、400万台があつて、それから700万台があつて、最後に1,400万台があつたということで、ちょっと余りにも落差があり過ぎるわけなんです。だから、その大きな落差があるのが、この仕様書だとか、あるいは業務内容を提示した入札条件みたいなところに、相手方が1,400万に札入れる人、400万に札入れる人、これだけの差が1000万近くあるというのに、どういうふうに相手が解釈したかということなものですから、それで、今ちょっと簡単に答えられたらと思ったんですけれども、なかなか、ちょっと今資料もないと思いますので、それはあれとして。

それで、あした、うちの同僚議員が、その手続上のことについては聞いている人がおりますので、またそんなところで話ししていただければと思いますけれども、私は、この事例の中で、この公共施設等の計画の中でどういう入札方法をやったかというのを少し聞きたかったわけなんですけれども、飛ばします。結構です。

3番目のほうに移らせていただきます。

インフラ施設の具体的方策はということをお願いいたします。

このインフラ施設は、ライフラインとして、村民生活に密着しておりまして、安全・安心の確保の観点からも、現在の整備水準は今後も維持すべきと考えますが、報告書では厳しい数字が示されております。複合化、集約化等の改善や用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、どのような方策を考えておられるか、伺います。

報告書の中の公共施設に比べ、調査、検討しているページ数が余りにも少な過ぎます。個別計画施設対応で対応しようとしているのかどうなのか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 最初に、前段の質問の中で、計画、答弁、逃げているのではというような御質問もございました。決して逃げているわけではありませんし、40年先の部分の計画、なかなかこれは難しいという、この部分で御理解をお願いしたいというふうに思います。

御指摘のとおり、このインフラ施設というのは、公共施設とは違いまして、廃止や集約化等にそぐわないものであります。それはそのとおりだろうというふうに思っております。施設ごとの特性や事業性を考慮した方策が必要であると考えております。具体的な方策につきましては、施設ごとの個別施設計画を策定し、中長期的な視点から施設の長寿命化を図り、

修繕や更新を実施していきたいというふうに考えております。

道路の舗装や橋梁につきましては、長寿命化計画を策定済みであります。上水道につきましては、現在策定中であります。また、下水道施設につきましては、来年度から計画を策定していく予定であります。

したがいまして、財政負担の平準化に努めていかなければなりませんので、この個別計画の中で、財政負担の平準化に努めていくということで考えておるところでございます。下水道施設ができれば、道路、舗装、橋梁、できておりますし、上水道は策定中であります。下水道ができますと、さらに平準化という部分が見えてくるのではないかなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） インフラのほうは、道路だとか、下水道、それから上水道、それぞれ計画があつて、長寿命化計画、ちゃんと立てられてやっているということであります。だから、これには、本当はこういうところが、財政計画がちゃんと立てられて、入っているものだと思います。

個別施設計画の中で、やっぱり、先ほどのまた2番に戻るんですけれども、やっぱり建物についての個別施設計画というのを、じゃあどうやってつくっていくかという、それが、実はないというか、本来ならば、これに載るわけなんです。これ、読んでみますと、個別施設計画の指針になるものだと書いてあるわけです。だから、本来は、これに載せないと、こういうふうにつくりますよということをこれに載せないと、報告書にも何もならないという、そういうものだと思いますけれども、それが欠けているという、ちょっとそれも残念であります。だから、体育館にしろ、学校にしろ、これからいろんなことがあるかもしれません、出てくるかもしれませんけれども、いつから、どのぐらいのスパンをかけて、どういうふうにして、どのぐらいの費用をかけてというところまで、そういうものをセットにして、どこかで作り上げていかなければいけない。だから、そういうことをやりますよということをこちらのほうへ載せればいいと思うんですけれど、それも載っていないということ。だから、不備な報告書になっているんじゃないかということ、先ほどからちょっと言っているんです。

だから、同じことのちょっと繰り返しになるかもしれませんが、要は、契約するとき、相手の東日本、何でしたっけ、そういう会社と契約するとき、こういうことを皆さんのところにはお願いしたい、どうだ、こうだという話を、お互いの協議、打ち合わせというのを徹底的にやらないと、こういうところというのはできてこないと思うんです。だから、ある程度、皆さんたち、もしかしたらノウハウがなかなか持っていないものですから、みんな協力しながらというのは、各課でまとまって、こういうことを業者にやらせようよという、そういう打ち合わせぐらいはしていかないと。だから、多分、あしたの同僚議員の質問もそういうところになるかもしれませんけれども、同じようなことを繰り返しているだけなんです。だから、なかなか委託の事業というのは難しいところはあるかもしれませんけれども、1人でできないものだから、各課協力しながら、いろんなものを作り上げていくというのをやらなきゃまずいと私は思いますけれども、いかがですか。

議長 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） この計画につきましては、これから、この施設ごとの個別施設計画を策定していくということになっておりますので、その辺はそういった部分でお願いしたいと思います。

それが抜けておるじゃないかという御指摘であります。

セットにしてできればいいわけでありますけれども、そもそも、国の計画というのは、突如として出てまいります。いつまでにつくりなさいよということであります。そういった中で、とりあえず計画をつくっておかなければ、いろいろな財政措置がないという面もあるわけでありますので、その辺は、丸山議員の言うことはよくわかります。そこまでしてやるべきじゃないかと。しかし、本村の自治体の実力からいって、それをしていくには、余りにも、もう少し職員体制をしっかりしていかないと、それは私は無理だというふうに思っております。計画をつくるだけで精いっぱいという状況が今のところ続いております。これを何とか改めていかなければならないことだろうというふうには思っておりますけれども、その辺は、そんなことで御理解をお願いしたいなというふうに思っております。そのことをきちんとしながら進めていくということ、このことは本当に大切なことだろうというふうに思っておりますけれども、それをしていくと、計画期間までに間に合わないという、そういう悩みもあるわけであります。本当に、現在の本村の事業量、それから人口規模、職員数、こういったところを総合的に考えて、これから、そういったことのできる体制はとっていく必要はあるんじゃないかなという、そのことはそのとおりだろうというふうに思います。また、そうしていかなければならないという、そのこともそのとおりだろうというふうに思いますけれども、現状ではなかなか難しいという、このことだけは申し上げておきたいなというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） なかなか難しいと言われると、ああそうですかとなってしまいうんですけれども、私たちの立場からすれば、どうしても皆さんたちにやってもらわなきゃいけないようなことを言っていかなきゃいけないものですから、ぜひ、これからもまた嫌な役目だとして言わせていただきますので、ぜひやっていただきたいと思います。

いつから、じゃあ個別施設計画に取り組む予定というのはあるんですか、それだけ、じゃあお聞かせください。

議 長（原 悟郎） 原副村長。

副 村 長（原 茂樹） これから、それぞれの施設について、どこのどういうくくりですかということとはございますけれど、個別計画を定めていくということになります。一つの例として、29年度、南箕輪小学校のほうの放課後児童クラブ室の改築を予定しておりますけれど、これについても、起債事業を取り入れたいなと思っております。その条件として、この施設の個別の計画が必要だということになっていきます。そういった部分、村長のほうから先ほど、財政部分でもそういうことがあるというお話を申し上げましたけれど、いろいろ補助金、あるいは起債のところでもそんな関係が出てくるかと思っておりますので、そういうところから先にとりか、格好になろうかと思っておりますけれど、随時というか、順次、そういうものを整備していくということで考えております。

議 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） いつ補助金をもらえるかだとか、起債の対象になるんだとか、ならんだとか、そんなことを言っていると、計画何にもできないんで、進まないような気もするんですけども、大丈夫かなってというような気がします。それだけちょっと御指摘させていただきます。

次にいきます。

4 番目、マネジメントの実行、評価、対策についてということでございます。

これは、報告書の中に、実は先ほどもお話しした、少しきつい部分があるかなというところでございますけれども、マネジメントの実行欄に、方向性検討の基準が記載されています。評価に対して、民間移管、村民移管などと、ソフト化による対策が、保育園、老人ホームなど、例としているが、具体的な説明を願いたいという。先ほどから、なかなか難しいというお話を申されているものですから、それはコメントできたらしてください。

民間の活力も入れなきゃいけないということを言われておりますから、民間移管ということが出てくるということは、もう民間の活力を導入しろということで、指定管理者制度はもうもちろん、もしかしたら、その部類に入るのかなとも思いますけれども、これについての考え方を一つ伺います。

それから、以前、大分前になるかもしれませんが、同僚議員は、ネーミングライツという、建物に名前をつけることも提案として言っていたことをちょっと私も思い出したことがあるんですけども、それについてどうなのかというのをお聞かせください。

それともう一点、計画にはもうつきものの、PDCAのそれなりの検証もやっていくことを考えているかどうか、それだけお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 幾つか質問をいただきました。

更新をするのか、あるいは統廃合、統合するのか、廃止をするのか、あらゆる角度から施設管理の方向性というのは検討していかなければならないというふうに思っておりますし、同時に、必要なものから個別計画をつくらざるを得ないというのが、今の本村の実態であります。それでいけないというのはよくわかります。わかりますけれど、現実問題として、そこからやっていかなければ、前に進んでいけないというのが本村の力量でありますので、大変申しわけないなというふうに思っております。それを改善していくということは、これは本当に相当な労力を要するなというふうに思っております。

民間活力の話が出ました。住民合意というのが大前提であります。そのことを解決していかなければ、これはなかなか前に進んでいけないなというふうに思いますし、指定管理者制度というのも民間の活力の一つでございます。今、具体的に、じゃあ、どうだ、こうだという、そのことは申し上げることができないところでございます。

それから、ネーミングライツ、名前をつけるという部分、それは必要に応じてやっていく必要はあるかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、計画の部分。

4 番（丸山 豊） PDCAの検証やっていくのか。

村 長（唐木 一直） それは当然やっていかなければならないことだろうというふうには思っておりますけれども、ただ、いろんなものにそれもやっていかなきゃなりませんけれども、全てにできているかという、それはそういうふうには今のところなっていないとい

うのが残念な結果であります。常に、どんな事業でもそれは必要でありますけれども、なかなかそこまでいって、到達していないというのが本村の実態でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

ちょっと5番飛ばせていただきまして、6番の村民への周知というところでお願いいたします。

ちょっと前段、もう読みませんけれども、パブリックコメントを今2週間で、私たちに説明していただいた後、ホームページのほうへ出されておるとのことなんですが、何件あったかということ。それから、この報告書のこの成果品というのは、これ、いつが最終なのかということ。それから、村民への説明する場を設けるなり、村づくり委員会などに提示して、意見を求めることが必要でないかと思うが、どうかということ。その3点をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） パブリックコメントであります。

3人の方から御意見をいただきました。この内容でありますけれども、大芝高原の老朽化施設への対応や郷土館の新設、こども館の新築や今後の味工房の改修など、総施設量を縮減していかなければならない計画との整合性の問題を提起していただいております。当然の御指摘だなど、縮減をする計画を立てながら、ふやさなければならぬものもあるということでもあります。しかし、この辺は、丁寧に回答していく必要があるというふうに思っております。

計画策定ができましたら、全戸へ概要版は配布させていただくつもりであります。と同時に、ホームページにも掲載して、周知を図ってまいります。ただ、この周知の方法等々につきましても、いろんな方法があるかと思っておりますけれども、概要版とホームページということで御理解をお願いしたいというふうに思いますし、本計画の策定というのは、くどいように申しわけありませんけれども、来年度から実施する予定の道路修繕等の補助金や、そういった公共施設等の長寿命化事業等を実施する際の地方債の財政措置の条件となっておりますので、どうしても今年度中に策定をということでもあります。その点も御理解をいただきたいというふうに思います。今年度中ということでございます。

村づくり委員会等々の話が出ました。必要があれば、そういった面はやってまいります。ただ、この計画、本当に悩ましい計画というふうに申し上げたところでありますけれども、縮減をしろと行って、今言ったようにふやしていかなければならないという、こういう面があります。本当に大変な面だなどというふうに、私自身も感じておるところであります。財政計画の整合性というのも出てまいりますので、本当に真剣に、これから個別計画をつくるときにやっっていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

25分まで小休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時26分

議長（原 悟郎） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長にお伺いいたします。

質問内容が次期村長に対しての質問もありますが、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、1項目めの村政運営の1件目、3期12年、村政運営での反省点についてをお伺いいたします。

平成17年4月16日に、南箕輪村村長に就任以来、早いもので3期目の任期もあと1カ月を残すのみとなり、時の流れの早さを感じているところであります。

本村は、平成8年、南箕輪村第3次総合計画を定め、「健やかに伸びる緑の郷土、みなみみのわ」を将来像として、この10年間に、教育環境の整備や福祉、医療の充実、基本的なインフラの整備、産業振興などに取り組み、多くの成果を上げてきました。

また、平成19年3月には、南箕輪村第4次総合計画が策定され、「人が元気」「自然優先」「自立・協働」を基本理念に、子供から高齢者まで、一人一人が輝く、個性的で魅力的な村づくりを目指し、村の将来像である、「みんなで創ろう住みよい南箕輪～人・自然・協働～」の実現に向け、村民の皆さんと行政がパートナーとしてともに協力して進めていく方向を示し、また計画策定に当たり、住民アンケートや全地区において懇談会を実施し、大勢の村民の皆さんの意見を聞き、国の財政危機、行政改革と地方分権の推進、情報化社会の進展、少子高齢化の進行、また、かつてない世界不況を背景とした、極めて厳しい社会経済情勢の中、総合計画に掲げる将来像実現に向け、各分野にわたる事業を推進し、平成23年には、前期基本を検証、検討し、「人が元気」「自然が優先」「自立・協働」の基本理念のもと、平成23年から平成27年までの南箕輪村第4次総合計画後期基本計画を策定し、特に、「日本一の子育ての村」を基本とした「福祉教育の充実、活力と元気を育む村づくり」「安心・安全なむらづくり」「生活優先のむらづくり」に加え、「共生のむらづくり」を重点施策とし、さらに推進し、3期目の公約の1番目、子供が伸びやかに育つ村に、2番目、みんなが元気に暮らせる村に、3番目、安心して暮らせる村に、4番目に、豊かな村を築く活力ある産業振興、5番目に、快適な生活環境と地域の活性化、6番目に、健全な村を目指し、協働共助の村づくり、信頼される村政、7番目に、広域的課題などへの対応などを挙げ、本定例会冒頭の挨拶で、3期目の村政を振り返り、自分なりに努力し、公約はおおむね達成できたとの挨拶もあり、人口が増加し、県下一若い村として発展、全国からも注目される村になったとの充実感の言葉もあり、反省点もないと思いますが、12年を振り返り、反省点などがあればお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

村政運営についての、3期12年、村政運営の反省点はこの御質問であります。

御質問にもありましたように、私の任期もあと1カ月となってまいりました。平成17年4月16日から村政を担当させていただいて、3期12年が終わろうとしております。この間、村の発展と村民生活を守るために、私なりに努力しながら誠心誠意務めてまいりました。しかし、反面、全てが完璧だということは難しかったところでもあります。不十分な面も多々あったことと思いますが、その面はお許しをいただきたいと存じます。

反省点ということでもありますけれども、まずは施策の部分では、この12年間の人口減少時代を見越して、子育て、福祉、教育の充実、村民生活を守ることをメイン施策として、さまざまな事業展開を図ってまいりました。福祉面におきましても、他市町村では余り例のない介護サービス利用料の補助制度、福祉移送サービスの実施、医療費の無料化等々、多くの施策を実施してきたところでもあります。また、人口増加への対応、地方創生事業の対応等々、本当に忙しさに追われた12年間であったかなというふうに思っておりますし、悩みの尽きない12年間でありました。

反省点でありますけれども、もう少し、村民との意見交換、できたらよかったのかなというふうには思っておるところでございます。それと同時に、ただいまも御質問でいただきましたけれども、事業の実施に当たって、もう少しきめ細かな対応ができたかなという、そういう反省はあります。事業優先が先立ってしまったことでもあります。そうしなければ進んでいかなかったという面もあるところでもあります。そんな点は、もう少しきめ細かな対応が必要であったな、あったのかなというふうには感じておるところでございます。また、特に、この3期目の後半には、他の役職が多くなりまして、時間的な余裕がなくなってきた、本当に忙しさに追われておった、そういったことも、このきめ細かな村政に若干欠けたのかなという、そんなことを痛感したところでもあります。

しかし、総じて、おおむね私自身は、不十分な面も本当に多々ありますけれども、公約はおおむね実現できたのかなというふうに思っております。そういった中で、他市町村から、南箕輪はいいなという話を常に聞き、本当に充実した12年間であったなというふうに思っておるところであります。大勢の皆様方の御理解と御協力に感謝を申し上げます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 3期目の後半は、人口増加に伴い、施設の不足に対応する期間となり、施設整備にも一定の見通しを立てるなど、対応もできてきているとも思われます。今後も、人口増加による施設整備が必要とも思われます。よりよい対応ができることを新村長に期待して、2件目の財政運営の健全財政維持についてをお伺いいたします。

村では、20日に、総額55億6,900万円の平成29年度の一般会計当初予算を発表し、村長選を控えての継続事業が中心の骨格予算、28年度予算当初予算に比べ10億円余り少ない、15.2%減であります。今後の人口増加に対応と、村創生総合戦略に基づく事業を進め、充実を図っていくとしています。

歳入では、村税が2.8%増の20億8,350万円、固定資産は、住宅の新築などにより、4.1%の9億6,500万円を見込み、蓄えに当たる基金は、人づくり基金から717万円の取り崩しを行い、29年度末の残高見込みは28億1,510万円を見込んでおります。村債は、本年度の約9億9,000万から、71.7%減の2億8,000万円にとどめ、29年度末で52億4,077万円となります。

歳出では、大型事業があった29年度に比べ、民生費が23%減、教育費も35.8%減となり、

27、28年度に引き続き、衛生費には、南原住宅団地の焼却灰処理運搬に1億4,385万円を計上し、平成29年度での完了させる予算となっております。今後も、学校、保育園に対しての教育費、民生費がかさむことと思われまます。

では、お伺いいたします。

2件目の財政運営、今後の健全財政維持についての考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 財政運営の件の御質問であります。

まず、過去の財政運営の分から答弁させていただきます。

私が初当選しました平成17年度の当初予算額というのが43億5,000万円でありました。それから11年経過しまして、28年度の当初予算は65億7,000万円と、1.5倍と伸びたところであります。予算が伸びるのは当然の部分もあろうかと思えます。

村の貯金に当たります基金につきましては、私が引き継いだ16年度末では約17億2,100万円でありましたが、27年度、これ、28年度、まだ決算できておりませんので、27年度末では29億9,000万と、11年間で12億5,000万円ほど積み増しをさせていただいたところであります。

また、地方債残高につきましては、国の普通交付税の不足を補う制度的な起債である臨時財政対策債を毎年度数億円単位で借り入れてきておるところであります。しかし、27年度末では、11年前とほぼ同額の46億9,500万円となっております。財政指標を見ましても、財政の弾力性を示す経常収支比率では、常にその70%台を保ち続けております。国や県の町村の平均から、かなり平均よりも低い数字であります。借金等の債務の度合いを示します実質公債費比率におきましても、27年度は5.4%と、17年度が18.1%でありましたので、大幅に改善してきておるところであります。また、同時に、将来負担比率も24年度からなくなってきたところであります。そういったことを考えると、今までは健全財政が維持できてきたのかなというふうに思っております。

ただし、この近年、特に平成28年度は、人口増に伴う子育て関連施設の整備を中心とした大型事業が続きました。これで基金の活用、起債の活用をせざるを得ない状況となったところであります。平成28年度末の見込みでは、積立金の減少や起債の増加は避けられません。このことは仕方がないことだというふうに思っておりますし、今後も、施設の長寿命化対策なども課題になってきております。それに対する整備もしていかなければなりません。そういった整備やいろんな施設建設に当たっては、補助金や交付金の活用のほかに、起債につきましても、後年度に交付税措置がある記載を活用することなどによって、健全財政を維持していかなければならないと思っております。また、私自身は、健全財政維持をしていけるというふうに思っておるところであります。

おかげさまで、税収も20億円を下回っておりません。いつときの本当に厳しい財政、世界的な財政の悪化のときには20億を切りましたけれども、最近はまだ20億円台に回復し、21億円近くになってきておりますので、そういったことを考えれば、これから行ういろんな事業を考えましても、健全財政は維持できるのではないかなというふうに思っておりますし、維持をしていかなければならない、このことであります。したがって、財政状況を見きわめながら、施設の計画というのを、事業計画というのを立てていく、両にらみでやっていけば大丈夫ではないかなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 村の財政状況は、景気の低迷による税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大により、厳しい状況が続くものと見込まれております。健全財政維持も大変なことと思われませんが、村民の暮らしを守り、みんなの笑顔、輝く自然、安全・安心の村、南箕輪村の村づくりの基本理念に向けて取り組むことをお願いし、2項目めの村の防災、天竜川の洪水対策、1件目の天竜川の浸水想定区域図公表での村の対策についてをお伺いいたします。

平成28年12月15日に、国土交通省は、水防法改正に伴い、天竜川流域で想定し得る最大規模の雨量で起こる洪水の浸水想定区域図を公表いたしました。上流域で2日間での降雨量が605ミリに達する1,000年に1回程度の大雨が降った場合、上伊那郡辰野町平出から飯田市龍江にかけての約73キロで、3,663ヘクタールの浸水を想定、早期の立ち退きが必要な区域や適切な避難場所を反映したハザードマップ作成など、敏速な避難や災害防止に向けた対策を地元市町村に促しました。また、2日間の総雨量が250ミリの100年に1回程度の大雨による浸水想定区域は、計855ヘクタールとした。

以上、天竜川の浸水想定区域図公表での村の対策はどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 天竜川の浸水区域の御質問であります。

御指摘のとおり、1,000年確率での洪水浸水想定が公表されたところであります。このことは、一昨年の鬼怒川の決壊等の災害を受けて、避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取り組みへの活用を生かすためのものであります。100年確率の洪水の浸水想定図では、現在の防災マップの浸水予想エリアに比べて縮小をいたしました。しかし、1,000年確率の洪水浸水想定においては、主に、箕輪町境において、エリアが広がったところであります。こういったことは、これからの、また後の質問にあらうかと思っておりますけれども、そういった面でのマップ等に生かしていかなければというふうに思っております。

この想定の部分でございますけれども、基本的に、早い段階での避難勧告、避難を呼びかける、この必要性の中で出てきた問題であります。そういったことにつきましては、いかに早く避難勧告や避難指示、避難準備含めまして、住民の皆さんにお知らせをしていく、指示をしていく、そういったことが必要であるというふうに考えております。今回公表されました洪水浸水想定区域を参考に、防災会議で御意見をいただきながら、避難勧告等の発令基準を見直し、住民の皆さんに周知をしていく必要性はあるというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 現在は、天竜川沿いの下段地区には、住宅地域が広がっており、多くの住民も住んでおり、浸水の折の対応が必要です。素早い対応ができることをお願いし、2件目の防災マップの浸水想定区域、浸水深さの見直しについてをお伺いいたします。

現在、南箕輪村の防災マップは、平成27年9月に作成されており、現在も使用されております。浸水想定区域に浸水した場合には、想定される水深の記載があり、0.5メートル未満から5メートル未満の記載があります。国土交通省から公表された区域図には、南箕輪村の

一部に想定し得る最大量の雨が降った場合、水深の想定が5メートルを超え、10メートル未満の地域もあります。今後、防災マップの見直しの修正も必要とも思われます。考えをお聞きし、防災マップの見直しについての質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災マップの修正の考え方の問題であります。

中部地方整備局が公表しました想定最大規模の降雨による浸水区域と浸水の深さについて、平成27年度に作成いたしました村防災マップとのずれが生じました。これは、見直しを行う必要があるというふうに思っております。この調査自体が、平成28年度ということでありましたので、ずれが生じてしまいました。県の伊那建設事務所におきましても、この県の管理河川においても浸水エリアの見直しを行っていく計画があるということでもありますので、この状況を見ながら、防災マップの改正をしていく必要がありますので、そうしていくということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 住民の安全・安心、生命にも関係しております。流域の3市も、洪水対策の見直しを考えているようであります。村の対策もお願いし、3件目の、現在、電柱やポールなどに表示されている浸水想定深さの変更についてをお伺いいたします。

南箕輪村での浸水想定区域は、0.3メートル未満から10メートル未満の範囲に入る場所もあり、現在の表示との差が出る場所もあると思います。深さの表示の変更も必要と思われま。浸水深さの表示の変更についての考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 電柱表示の浸水想定深さの変更の御質問であります。

現在、北殿、南殿、田畑、神子柴の天竜川周辺の電柱などには、現地での浸水の深さのわかる表示板が15カ所設置されております。今回の見直しにより、表示の変更が必要になるものと考えております。現在、天竜川上流河川事務所から配布されている公表図、これ、1万分の1でありますので、かなり詳細が不明瞭でありますので、データ照会を今しておるところであります。防災マップの見直しに合わせて、現地表示の修正ができるよう、計画的に事業を進めていく必要性は当然あるというふうに思っております。そういうふうになっていくものと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 財政的にも厳しいとも思われますが、1,000年に一度の豪雨がいつ起こるかわからない状況です。対応をお願いし、3項目めの松くい虫対策の1件目の今年度の被害状況と処理状況についてをお伺いいたします。

県内民有林の平成27年度の松くい虫被害、約7万7,000立方メートルが、都道府県別で最多になったことがわかりました。前年度1位の鹿児島が、松の減少に伴い、被害量も減り、順位が入れかわりました。28年度の長野県内は、前年度同期比1割減の約6万2,000立方メートルです。県は、被害をほぼ横ばいに抑えられているとし、市町村への支援を通じた対策を続ける方針であります。村内の松くい虫被害は、平成22年度に被害を確認してから、近年

は枯損木が250本以上発見されており、処理本数も300本を超えて、処理費用も800万を超えていると思います。

それではお伺いいたします。

南箕輪村の今年度の被害状況と処理はどのような処理方法であるかをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 松くい虫対策についての御質問でございます。

今年度の被害状況でありますけれども、今年度は336本の枯損木が見つかっております。昨年度に処理をし切れなかった枯損木と本数を合わせますと、約400本の被害木を今年度処理していかなければならない状況になっておりまして、被害地は主に、久保、南殿、田畑、神子柴地区に多くなっております。他の地区にもありますけれども、これは被害が点在しております。今年度、320本の475立方の処理をいたしました。まだ80本ほど未処理の状況となっております。年枯れという、こういう年越し枯れというのが多くなってきております。春には、まだまだ被害木が出てくるのが予想されておるところでございます。

被害の拡大によりまして、予算的にも、村内の全枯損木の伐倒駆除が困難な状況になっておりますので、村は、森林協議会と協議をしながら、大芝村有林内の大芝村有林からおおむね2キロメートル、また通行の安全を確保するために、道路沿いや人家の近いところを優先的に伐倒駆除をしていきたいという考え方で今進んでおるところであります。大芝高原は守っていききたいということで、2キロメートルの部分は伐倒駆除を優先的にやっていく。そのほか、人家や通学道路、そういうところを優先的にやっていくということで今やっておるところでございます。

本村の発生量自体は、つい最近の新聞で報道になりましたけれども、若干減少したというような報道がなされておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） ちょっと質問ですけれども、昨年度、県に依頼した検体の本数と陽性の本数がわかればお願いします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 平成27年度に検体の鑑定の依頼をしましたものが、全部で9本依頼いたしました。内訳は、大芝公園に近いところ、それが8本、あとは、その八幡宮、役場の前の八幡宮、殿村八幡宮のところは1本ということです。その結果で、陽性が、1本は大泉川の高根橋付近、大芝のすぐそばです。広域農道の大泉川の橋のところ。それから、もう一本は八幡宮で出たということで、2本陽性ということになりました。

ちなみに、今年度の検体の状況は7本依頼しておりまして、6本が大芝公園付近、それから、1本は新四国霊場ということですが、陽性はゼロ本ということになっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 伊那市福島の松くい虫被害対策に向けた樹種転換対策も行われており、切り倒したアカマツを切断し、ペレット工場に運び、木材がペレットに生まれ変わる。

松くい虫被害対策が山の資源を循環させることにもつながり、エネルギーの地産地消にもつながると思われま。私有地でもあり、対策にも限界があると思ひますが、的確なる対策をお願いし、2件目の大芝高原の松くい虫対策についてをお伺ひいたします。

大芝高原のアカマツ林には、以前より樹幹注入などを行っており、樹幹注入は、高原内約1万3,000本のアカマツのうち約2,300本を選んで、6年輪番で実施している。現在は、標高800メーターを超える高地でも被害が確認されており、被害侵入が危惧されております。また、平成30年度オープンに向けた大芝公園の道の駅構想もあり、村のシンボルである大芝高原のアカマツ林の松くい虫対策がより一層必要と思われま。今後の対策についてのお考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝高原の松くい虫対策の御質問であります。

大芝高原のアカマツ、これは本当に樹齢100年を超えるような松もあるわけでありま。で、何としても守っていききたいという、この思いでおるところであります。したがいまして、経費はかかりますけれども、1万3,000本のアカマツのうち2,300本につきましては、樹幹注入を定期的に行っております。このことは、地区懇談会もしながら、御理解もいただいたところでありま。また、大芝村有林の整備計画、整備基本計画に基づきまして樹種転換も行っております。間伐をしながら、広葉樹に変えてきております。そんなことで、守るべき松はしっかりと守っていききたいということで、今後も樹幹注入や樹種転換によって守っていききたいというふうにお思っております。

と同時に、先ほどもお話し申し上げましたけれども、大芝村有林から2キロメートル、被害木が出た場合には、優先的に伐倒しておるところでございます。被害を大芝高原に近づけないようにということでやっております。そんなことで、あらゆる対策をとっておりますので、よろしくお伺ひいたします。

ただ、この松くい虫につきましては、一旦入りますと、これもう防ぎようがないということでありま。ので、その辺も御理解をお願いいたします。できるだけ、大芝高原には侵入させないというつもりでやっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 昭和50年に制定され、一年じゅう青々とした葉が美しい常緑樹、天に向かい伸びる姿が明るい南箕輪の未来を象徴している、村の木であるアカマツ林の健全育成をお願いし、4項目めのふるさと納税についての1件目、企業版ふるさと納税の導入についてをお伺ひいたします。

企業版ふるさと納税は、自治体の地域活性化事業に寄附した企業の税負担を軽減する制度で、県内では、上水内郡信濃町と駒ヶ根市、松本市の3市町であります。市の取り組みに共感した、社会貢献したいといった申し出である。信濃町は、町内で森林を整備して、社員や住民らに親しんでもらう活動をしてきた部品製造の会社より寄附を得ております。寄附金は、森林セラピーを核とし、企業向けに進めてきた癒やしの森事業を発展させ、森林体験プログラムに向けての環境を整えるとしていま。人口増加対策に追われる日々と思ひますが、企業版ふるさと納税の取り組みについての考えをお伺ひし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税の、初めに、企業版ふるさと納税の導入の考え方という御質問でございます。

地方創生応援税制、企業版ふるさと納税は、企業から積極的に寄附をしてもらい、地方創生を実現しようという、こういう取り組みのもとで、平成28年度の税制改正において創設されたものであります。寄附額が約6割軽減されることとなっており、企業にとってもメリットがあるというふうに思う税制改正であります。

ただ、この企業版ふるさと納税で事業を実施する場合には、まず寄附をしてくれる企業を探すということ、このことが第一点であります。それから、寄附の確かな見込みを立てる、この手続が必要となってきます。その後、内閣府に地方再生計画を申請し、認定後に事業を公表し、広く寄附を集めるという、こういう流れが必要になりますので、事業を計画してもすぐに実施ができるという、こういう事業ではないところであります。内閣府の認定を受けるということであります。

企業版ふるさと納税の導入は、必要であるとは考えております。寄附をしてくれる企業を探し、寄附の確かな見込みを立てるといふ点では、なかなか難しい事業だなという考え方は持っておりますけれども、必要であるというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 続いて、2件目の返礼品の是正策が必要ではについてお伺いいたします。

ふるさと納税の返礼品での是正策を総務省が検討を表明しました。総務省は、お金にかえやすい商品や家電などは返礼品に望ましくないとし、自粛を要請しています。県内自治体でも、是正必要の声が多数で、是正が必要とした自治体からは、返礼品目当てでの納税となっており、本来の趣旨から逸脱しているなどの意見が出されております。村長は、以前よりの考えで、趣旨に反した納税には反対であったと思います。県下自治体の中でも、是正が必要でないとした回答が21%ありますが、村長の見解をお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 返礼品の是正の必要性の問題であります。

関心の高まりの中、各自治体、ふるさと納税に力を入れてきておる、このことはそのとおりでありますし、多額の寄附を集める自治体がある一方では、都市部の自治体では、住民税控除により税収が減少したりしておる自治体もあるというふうに報道でなっております。また、高額な返礼品や地域と無関係な品を送るケースなど、弊害もあり、総務省では、今春に、自治体に改めて是正を促す方針と聞いておるところであります。本村の場合は、当然このような指摘を受けるものはないわけであります。

私は、以前から、このふるさと納税のあり方というのは、前々から議会で申し上げてきたとおりでございます。本当のふるさと納税の趣旨に反するようなふるさと納税というのは、やはり改めるべきだろうというふうに思っておるところであります。本来のふるさと納税の趣旨を踏まえて、地域活性化に取り組むべきだというふうに思っておるところであります。したがって、この一定の是正というのは必要であるというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 続いて、5項目めに入りますけれども、一括の質問といたします。

5項目めの米作付調査、現地調査についての1件目の作付でのタブレット活用による実証実験の成果についてをお伺いいたします。

米の生産調整の事務で欠かせない作付現地確認を、タブレット端末を使用して効率化するシステムが開発され、南箕輪村では、平成28年の作付で実証実験を行い、29年度より本格導入を決めたとあります。

それではお伺いいたします。

実証実験の成果は何であったかをお聞きし、質問といたします。

続いて、2件目のシステム導入によるメリットについてをお聞きします。

現地確認業務支援アプリは、端末画面に上空からの水田の写真を表示、衛星利用測位GPS機能で数多くの機能を持っているように思われます。システム導入によるメリットは何であるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 米の作付調査、現地確認のタブレット活用に対しての御質問であります。

御承知のとおり、米政策、大きく変わってまいります。平成30年度以降は、米の直接支払交付金7,500円、10アール当たりが廃止となってまいります。と同時に、生産数量目標の配分も廃止となってまいります。しかし、この水田活用の直接支払や畑作物の直接支払、この交付金は継続されるところでございます。したがって、いわゆる転作確認という作業は実施していかなければならないということとなっております。農業再生協議会の皆さん、地区役員の皆さんに、転作確認の事務を担っていただいております。

タブレット、現地確認を試行したところであります。成果としましては、動作は良好であり、現地がわかりにくい地図が見やすく、タブレットを使用した班においてはスムーズな確認ができたところであります。しかし、試行してみて、幾つかの改善点というのも見えてきたところであります。この数カ月をかけ、システム改修を行いました。その結果、南箕輪村の要望を全て盛り込んだシステムができたところであります。今後は、この転作確認だけではなく、耕作放棄地の調査、まっくんファームの作業管理などの現場に活用できるのではないかと考えておるところでございます。したがって、今後については、スムーズな作業ができていくのではないかとこのように思っております。

メリットの御質問であります。

現地確認をするときには、少ない地区で8名、多い地区で15名の地区役員の皆さんに出たいただかなければならないところであります。と同時に、転作野帳など、地図を持ち歩く、持ち物も多く、また小さな土地、密集している土地については、地図上では見えにくいと、現地確認の難しさがあつたところであります。再度確認に行ってもらおう等、二重の経費がかかったこともあつたところであります。こういった面がかなり省力化されてくるというふうに思っております。地区役員においても、専業農家の方が少なく、兼業農家の方が多くなってきております。同時に、平日に休みがとりにくいという、こういった状況も出てきており、大きな負担をかけていたところでありますけれども、システム導入によりまして、省力

化が図れるという、このことが大きなメリットでありますし、現場確認が正確に実施できる、このこともメリットであります。また、地図の印刷も不要になるという、このことにより経費が削減できるという、こういったメリットがあるところであります。やはり一番は、経費の削減と同時に、地区役員の労力の軽減ということにつながっていくのではないかとこのように考えております。

したがって、できる限り、こういった最新鋭の機器を使ってやっていくことは必要だというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 以上で、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 議席番号9番、大熊恵二であります。

私は、さきに通告をさせていただきました問題について、これから教育長並びに村長にお尋ねいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第1点目ではありますが、新教育委員会制度についてを質問いたします。

この日本の教育的な大きな課題といたしまして、六十数年続いてまいりました教育委員会制度は新たな段階を迎えました。全国各地で新しい教育長が誕生いたしております。教育行政の第一義的責任を担うこととなります。

また、今回の制度改革の目玉として、首長、いわゆる本村では村長が、総合教育会議を主催し、招集できるようになりました。既に、村長と教育委員との協議の場が設定され、教育に関する大綱づくり、そして忌憚のない意見交換が始まっていることと思います。より一層、教育への村長の責任が明確化される一方、教育委員会に対しての要請も、これまた強まるものが想定されます。地方創生が叫ばれる中、特色ある南箕輪の教育行政を推進する上で、また推進をするプロセスの中で、この地域の活性化が図られるものと大いに期待しているところであります。

したがって、この通告の文書にも書いてあります、制度がスタートして、本村は、前教育長の任期が今年の9月でございましたから、今年の10月から新しい教育長であります清水教育長が、今度新たに就任され、今までは、一般職、行政職でありました教育長が、特別職として、責任の重さを痛感しているものと思います。この議会では、全協の際に、新しい教育長に所信の一端を述べていただきましたが、この本会議場におきまして、教育長がきちんとしたお考えで発言されるのは、また質問するのは最初かと思っております。どうか、そういう意味合いにおきまして、半年間が経過いたしました。事情も十分飲み込めておることと思っておりますが、一つその辺をしっかりと我々に、本村の教育がどうあるべきか、またどうしなくて

はいけないか、それらのことを含めてお尋ねしたいと思います。

また、村長は、先ほども同僚の議員から質問も出ておりますが、3期12年、3期目の最後の定例議会となります。その最後の定例議会で、村長にも、この教育問題については非常に権限が、大きなものが村長には課せられたというふうに思います。それらのことを踏まえて、村長にも御答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、新教育委員会制度についての御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） それでは、先に答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 気持ちの入ったお声をいただいて、ありがとうございます。

新教育制度が10月から本村でスタートしてということで、その辺についての私の所感をまず一点というか、それを大枠でございますがお伝えしながら、また後の質問でいろいろ丁寧な答えができればと思っております。よろしくお願いいたします。

新たな教育委員会制度につきましては、2011年に、大津市で非常に悲惨ないじめの自殺問題があつて、それを期に、いじめ防止対策推進法も施行され、そのような背景をベースにしながらか、この制度が動き出してきています。そのように受けとめています。

先ほど、大熊議員もおっしゃられましたが、10月から教育長を拝命し、私自身、非常に責任の重さを痛感して、5カ月余が過ぎようとしている自分です。この間、定例会が5回、それから臨時の教育委員会を1回招集させていただいて、4名の教育委員の皆様のお力をかりながらの今がある、そう思っております。

本村の子育て、教育、あえて子育てという言葉を使わせていただきましたが、子育て、村長もうんと大事にしている子育てのこれからのあり方について、いかに学校、地域、そして家庭が持つ課題、課題を願いと置きかえてもと、よく私思っているんですが、それを受けとめながら、教育施策に反映していくことが求められている、そういうふうに考えております。

そのためにも、村長と顕密な連携をしながら、教育施策の方向性を共有し、一致した執行がなされていくことが肝要と考えています。

また、教育委員も、定例会の前に研修会を毎月行ってきて、自己研さんに励んでおります。また、村の実情も理解を深める研修と、私は設定させていただいております。また、教育委員のメンバーを含めて、各学校の先生方と、昨年度は福井県、今年度は富山県での県外視察を行ってまいりました。来年度は、3校の先生方とともに、三重県松阪市の三雲中学校を中心に、三雲中学校は、全国的にもICTを活用した教育の学びを深めている学校でございます。小学校、近隣の小学校等々含めながら、今、生涯学習施設もできまして、中学校、その活用をどうしていこうか等々含めながら、研修視察に行く予定でございます。また、今後、参考となる教育委員会、他市町村の教育委員会から学ぶ、そういうようなことも行いながら、見聞を広めていくことを考えていきたい、そんなことを願っております。

議長（原 悟郎） 続いて答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

新教育委員会制度の経過と私自身の教育観についての御質問でございます。

今、教育長のほうから答弁がありましたように、昨年10月から、教育委員長と教育長を一本化した教育長の設置によりまして、新教育委員会制度が発足して6カ月が経過しようと

しております。

教育行政における第一義的な責任者が教育長であることが明確となりました。これは、私は本当にいいことだなというふうに思っておるところでございます。今までの教育行政というのは、教育委員長がおり、教育長がおりというようなことで、そういった面では、大変わかりにくかった面もあったかというふうに思います。そういったことが解消され、教育長がトップ、教育行政のトップ、こういうことになりましたので、本当に明確化になったなというふうに思っております。緊急時にも、教育委員会の招集などが適切に遂行されてきていると考えておるところであります。

以前から、私自身は、新制度になる前から、副村長、教育長と、定期的な打ち合わせを行いながら、連携を深めてきておるところであります。この連携というのを大切に考えてきたところでもあります。毎月月曜日、毎週月曜日には、打ち合わせをさせていただいております。どんなに忙しくても、その時間だけはとるようにしておるところであります。日程の確認の後、課題等につきましても意見交換をしておるところであります。この辺は、思い出してみますと、大熊議員の御指摘であったかなと、かなり前にそういった緊密な連携をとることが必要ではないかという、そんな考え方の中で、それ以降、ずっとさせていただいております。そうした考え方は、新たな制度となっても変わっていないところでもあります。

今後は、この制度の目的とされる教育行政の責任体制の明確化、新教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築を初め、総合教育会議の開催とともに、教育委員会との密接な関係を維持していくこと、このことが大切であるというふうに考えておるところでございます。

新たな教育委員会制度につきましては、そんなことで御答弁とさせていただきます。

教育観につきましては、また、これ、後で質問があるわけですかね。

それじゃあ、以上とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 今、お話をいただきましたが、最近、私、非常に教育に思うところがあります。要するに、教育にかかるお金は誰が負担すべきなのか、今の日本の教育にとって極めて重要な問題だというふうに認識しております。教育が重要であるという、そのことの重要性は国民ひとしく認めるところであります。そこに使う公的な予算につきましては、できるだけ少ないほうがよいという考え方が日本の社会の本流に現在なっております。特に、大学進学ということにつきましては、その傾向が顕著だというふうに言われております。教育をよくするためには、十分に税金を投入せよと、そういう考え方が非常に日本の社会は弱いというふうに言われております。

これは、一部のデータであります。富山県、そして東京、それから全国幾つかの県で意識調査をした結果であります。多くの方々が、優先して導入すべき、投入すべき分野として、教育よりも医療、介護、年金を選び、その背景には、教育は当人や家族の責任でという意識の強さが浮かび上がったと、意識調査の結果はそういう結果になったようであります。結果として、日本は、家計の教育費負担が重く、所得による進学格差が大きい不平等社会となっております。

また、日本の教育費の公的負担、これをOECD諸国の中で最低水準であるといった国際的な比較や、1%の消費税増税で、全ての大学の授業料が無料にできると、具体的な数値を

文科省は広く発言すべきであります。

進学格差などの公平や平等の問題をそのまま訴えても効果は薄いというふうに言われておりますが、いわゆる、福祉や介護やそういったものは公的な資金を多く使ってもいいと、教育は個人で頑張れと、こういう考えが日本の底流にあるとすれば、これは非常に大きな、私は問題だというふうに思っております。子供たちにそういった教育をすることで、その子供たちが社会に戻ったときに、多くの税を納めていただくような、そういう社会にすることが理想的なそういう教育の根本に私はあると思っております。

そんな中で、この教育委員会の、ちょっとまた話が断片的で、飛んで恐縮であります。教育委員を村で、今、教育長含めて5名いらっしゃいます。それぞれの教育委員が地域でどのように活躍しているか、こういったことはほとんど報告されておられません。月一度の会合に出てくる、そのレベルの教育委員会というのが従来の考え方です。やはり、教育委員に選ばれた教育委員は、地域でどのような教育がなされているのか、今度、教育委員会の会議に行ったときにこういうことを発言しよう、ああいうことを発言しよう、私が本村の教育委員会を傍聴したときも、ほとんど意見らしい意見が出ないのが非常に寂しい思いでありました。ぜひ、教育委員に選ばれた教育委員は、それぞれ地域社会で、教育問題についてももう少し幅広く活動していただきたい、頑張ってもらいたい、決して名誉な職だと、名誉職だと思ってあぐらをかかないでほしい。そういったことを、教育委員会を代表している教育長に申し上げておきたいと思えます。また、御意見もお聞かせください。

それと、この総合教育会議に入る前に、それじゃあ、そこで一つ御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 教育にかけるお金の話は、学校に勤めた男ですので、ずっと思っていたところでもあります。本当に、もっともっとということ、それから、いつか新潟のほうでしたか、米百俵というお話があって、子供にしっかりお金をかけるというのが将来にそれがつながるよと、そういうことを自負しながら学校の中にいた、そんなことをうんと思って、大事な御意見かなと思ひながらでございますが。

今、OECDの話が出たので、下から2番目だったように、日本が、予算が。その中で日本の教育は頑張っているという、そういう見方もできるかなと、課題はいっぱいあるわけでございますけれども、そんなことをまず。

それから、教育委員の皆様、私以外4名の方、先ほどお力をいただいているというふうに答えさせていただきました。委員の方々も、それぞれの地区で、あるいはそれぞれの分担といたしまししょうか、学校をこういうふうに大体持ち分けししょうかなとか、そんな話も動いてきている中で、学校の様子を、例えば、部活の様子を見に行ったりとか、学校の様子を見に行かれたり、行事だけではなく、そういうような動きもされているということ。それから、私、着任する前の総合教育会議の資料を見させていただきまして、そのときは村長の当然招集でございますけれども、非常に、今課題としてという意見を、その総合教育会議では出されている、そんな認識を私は持っています。私の思う中で、定例の教育委員会で、それぞれの委員の方々の所感といたしまししょうか、今の動きの中で感じられている点、そういうような時間もできるだけ設けるようにして動いてきています。ですので、幅広く委員の方々の意見を、逆に定例の中で出していただくように私進行してまいりますので、そういうふうに務めなければいけな

いかなと。

それから、先ほど、村長おっしゃいましたが、教育委員会がより充実といいましょうか、中身が、審議が深まる、そのところを私も目指していきたいなど、そんなことを委員ともども考えていきたいなと思っています。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） それでは、2番目に移ります。

総合教育会議についてを質問いたします。

教育行政に対して、村長が今何を考えていらっしゃるのか、そして、教育委員会が何を課題として捉えているのか、その辺について御質問をいたします。よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 教育総合会議の御質問であります。その前に、教育観、ちょっと述べさせていただければなというふうに思います。

教育者でないので、本当に難しいことであります。この第5次総合計画の基本目標にも掲げてありますけれども、次代の担い手、一人一人が輝く村、子供が伸びやかに育つ村、と同時に、今、大熊議員の御質問にありましたけれども、子供に対する利益が公平かつ最大限尊重するように配慮した支援策、こういったことが推進されることが大切だというふうに思っております。

教育観というのは人それぞれ異なるんだろうというふうに思っております。私は、自分自身の経験の中で思うことでありますけれども、子供一人一人、本当に、これは人格が違うわけでありますので、その人格、個性をどう尊重し、伸ばしていくか、そのことが大切だろうなというふうに思っておるところであります。そんなことを考えながら、どういった教育がいいのかなというふうに常に考えております。私は、まず、これ、学校でありますので、学ぶこと、このことは大切だというふうに思っております。学ぶということにつきましては、勉強はもちろんでありますけれども、生活面や人間関係等、数多くあるところあります。学校生活の中で、子供たちには、さまざまなことを学んで身につけていただきたいなというふうに思います。学力の向上は当然のことです。その年代に則した基礎的な学力を身につけてほしいと思っております。同時に、学校生活を通じて、仲間の大切さや人を思いやり心の醸成、その中から、自分で生きる力というのを身につけていただければなというふうに思っておるところであります。これは本当に難しいことだなというふうに思いますが、義務教育9年間あります。児童生徒が学校生活が楽しい、そう思うような学校にしていきたいなと、そのことが理想だなというふうに思っております。これ、本当に難しいことであります。しかし、首長として、そういったことの実現のための努力していく必要はあるというふうに感じておるところであります。

総合教育会議であります。村長が招集しということですので、招集をさせていただきました。初めての会合が、教育大綱の素案を審議したところあります。1年前であります。その後、教育総合会議開催をさせていただいておるところあります。この中では、教育大綱の協議、教育条件の整備等の重点的に講ずべき施策、そして同時に、児童生徒の生命、身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置などの協議、調整を行う場ありますので、まずは教育大綱の策定をいたしました。と同時に、教育条件の整備につきましても議論いた

しました。その議論の中から、こども館等いうことができてきたところであります。私自身は、学童クラブ、放課後児童クラブの施設をつくりたいという思いで、これは教室不足に対応するためであります。しかし、総合教育会議の中で、複合的な施設をつくるべきだと、教育委員会にも施策、何回もされたようでありまして、そういった御意見もいただいたところでございます。そんなことで今まで進んできておるところでございます。

この総合教育会議につきましては、本来でありますと、事務は総務課で担わなければならないところでもありますけれども、今、教育委員会に担っていただいております。これは、改めていかなければという思いもしておるところでありまして、していかなければならない問題であります。人員の関係で、どうしてもそこが担えないという苦しさがあるわけであります。そんな点はぜひ御理解をお願いしたいのと、早急に解決をしていかなければならない問題の一つとなっております。

学校教育の課題といたしましては、今、問題の児童生徒の増加に伴う教育環境の整備であります。これを早急にめどをつけていくことかなというふうに思っておりますし、今、不登校の問題を抱える子供が多くなってきております。この支援をどうしていくのか、本村の場合には、本当に大規模校となっている部分につきましては、今、本当に喫緊の課題となっております。そういったことをまずやっていく必要があるというふうに思います。そのための対策として、今議会の予算、新年度予算にも、教育専門員の設置というのをさせていただきました。ぜひ御議決を賜りたいと思っております。学校の安定化を図る必要がありますので、ぜひそんなことはお願いをしておきたいというふうに思います。

また同時に、子供たちの一番の生活の基盤は家庭であります。この家庭教育、大切であるというふうに思っております。こうした家庭内の生活環境を整えていかなければならないなというふうに考えておるところであります。これも難しい問題でありますけれども、やっていかなければならないことだというふうに思っております。

課題解決に向けて、教育委員会の連携、さらに深めていきたいというふうに思っております。そういったことを連携しながらやってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、清水教育長。

教育長（清水 閣成） 総合教育会議につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、今、村長から、総合会議、村長が招集して、その二つ目に挙げられた教育条件等の整備のところ、そこにかかわって、より教育委員会も、先ほどと重なりますけれども、機能といたしまししょうか、いろいろ話を詰めながら、村長としっかり話を、要するに施策に生かしていくといたしまししょうか、それが予算にもつながるところだと思います。そこを確かなものにしていかなければいけないかなと、そんなことを思っております。

ですので、例えば、今話題になっております放課後の学習のこととか、不登校の状況にあるお子さんへの支援のあり方とか、そういうようなものももっともっと、総合教育会議、そんなに頻繁に開けないというのは承知していますので、タイミングを見ながら、中身を濃く会議を持つ方向を村長に具申ししていきたいな、そんなことを思っています。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番(大熊 惠二) 総合教育会議は、前にも村長にお尋ねしたことがあります。年3回、もしくは4回ぐらいというのが、どこの市町村でもそういう傾向にあるようです。その際、自由闊達な議論が出ますように、一つ頑張ってほしいなというふうに思うところがあります。

教育大綱についての質問をいたします。

今、村長からも、家庭教育をどうするのかと、こういうお話が出ました。これは、学校でもかなり力を入れておられるんだと思いますが、強制力もないし、PTAを通じて話をするとか、担任の教師から話をするとか、そういったことなんでしょうが、本村のこの教育大綱を見ますと、この部分が欠落しているといいますか、余り強く訴えられておりません。それで、本村の教育大綱、これ、議会も了承したわけですけど、議会にも責任があるわけですが、これが私どもがいただいたときには、私自身、まだ知識もなく、非常に漠然としておりましたが、いろいろ勉強していく中で、ああ、家庭教育のことが非常に欠落といいますか、薄いなという部分と、本村の教育大綱について、中学という部分が欠落をしております、教育大綱を見ていただくとわかるんですが。

それで、今、第5次総合計画の中で、いわゆる前期と後期に分かれているわけですが、前期は、いわゆる昨年度からスタートいたしまして、平成32年まで前期があるわけですが、後期は、平成33年から第5次の計画は入ってくるわけですが、ぜひ、これを見直す必要が。それと、もう一つ大きな変化は、本村のこの第5次総合計画、そして教育大綱もつくった中で、大きく変わってきていることは、文科省で10年に一度開かれると言われております学習指導要領の大幅な改訂といいますか、変更といいますか、そういったものが非常に変わってきてまして、これについていかないと、本村の大きなエアポケットといいますか、そこが欠落してしまうという心配をすることがあります。したがって、この総合計画の見直しといいますか、修正といいますか、そういったことを一つ頭の中に入れて、これをやっていってもらわないと、前期も32年まであるわけですから。

後ほど申し上げる予定ですが、来年度から道徳ですか、それが教科化されます。それで、今、道徳は、35時間ですかね、年間、たしかそうだと思います。35時間ですが、それがいろんなことで削られて、35時間やってないというのが教育現場の実態だという報道もあります。本村の場合はわかりません。その辺、わかりましたらお知らせをいただきたいと思えます。

それと、どうか道徳の時間になりますと、これがカリキュラムの中で一番最後なんです。午前中にやる授業にはほとんど入ってこない。一番午後の最後の授業についていると。これは調整しやすいから、そこへくっつけて、最後はうやむやになってしまうというような、そういう学校運営のテクニックがあると思います。これ、校長が変わりますと、学校の雰囲気のがらっと変わるというのも実態であります。したがって、教育長は、学校長との親密な連携を保つことによって、早く学校長には本村の状況を飲み込んでいただいて、それで、どう学校運営をしていくのか、そういったこともじっくり話をさせていただく。それから、今度、教育には村長も大きくかかわるわけがありますので、その辺も含めて、村長のほうからも校長にしっかり話をすること、私は大事だと思っております。

それから、ちょっと脱線しておりますが、この教育大綱をつくる中で、この見直しが私は必要だと思うところですが、この辺について、村長と教育長と、これは村長の分野でありま

すが、村長と教育長、両方から御答弁をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） それでは、先に唐木村長。

村 長（唐木 一直） 教育大綱、平成28年2月24日に策定いたしました。議会にも御報告申し上げたところであります。

今、大熊議員からの指摘がありました、中学校のことがないんじゃないかという御指摘であります。読んでみますと、中学校という言葉はどこにも出てまいりません。さっと見ただけでありますので、出てこないんじゃないかなと思っております。

家庭につきましては、私は、先ほど、教育観の部分で、家庭における教育というのは非常に大事だというふうに申し上げたところであります。出てくるところが、青少年の健全育成の中で、団体と家庭というような、そんな面かなというところであります。

したがいまして、この大切な部分というのは、柱を起こして、きちんと大綱として定めていくことが必要かなというふうに思っております。この大綱につきましては、必要に応じて、その都度見直すものとするというのが最後に特記事項として載っておりますので、見直していくということになるかというふうに思います。早急にという、今の私の立場では申し上げられませんけれども、それは必要だというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） まず、家庭教育というところがございますが、難しいという言葉を使っているかどうかですか、どういうふうにしていけばいいのかなというのほうとを考えます。1点思う、何点か思うそのうちの1点は、非常に、いわゆる子育てで、小さいお子さんから就学、うんと大きく、そこでの不安感を持つ御家庭が、実際子育てって、本当に答えがあるわけではないというか、マニュアルがあるわけではないとは思っているので、迷いながら、惑いながら、本当に子供と格闘しながら、でも、それが本当の子育てだよと私は思うんですが、何か、そのところで不安感をお持ちの親御さんもいらっしゃるな。そういった意味で、相談機能、あるいは学校が家庭と連携を持って、お子さんを真ん中に置きながら相談ができる、あるいは、やっぱりこのところはお母さん、お父さん、苦しいよね、だからこうしていきましょうよという話を、やっぱり丁寧に、今までも営んでますけれど、そこが大事かなと思っております。

それから、学校の子供たちの様子を、ちょっと違う観点で言うと、より発信をしていく、お子さんのことを家庭に伝えていく。子供さんの自尊感情という側面から言うと、やっぱ、どの子どもできたいし、勉強もできたいし、学びたいし、わかりたいし、そのところを一生懸命やっていますよ、でも頑張っていて、今これだけ、例えば、テストは頑張っていますよとか、そういうアプローチがうんと大事じゃないかなと。それを大事にするのには、今、例えば、偏差値とか、点数だけでその子の人格を見ってしまうような風潮もなきにしもあらず、ちょっときつい言葉かもしれませんが。そういった意味合いでは、地域もやはり変わっていく必要があるだろうなど、そんなこともちょっと、個人的ではございますが思っています。

今、村長のほうからも、中学校がないんじゃないかというんですが、ちょっと重ねさせて、義務教育ということで、小中くくって、確かな学力、それから生きる力、心の豊かさという文言で入れ込んでますので、議員、そこは中学校が欠落という意味合いではないというふうに御理解いただければ幸いというふうに思っています。また、もしあれでしたら御質問くださ

い。

それから、新学習指導要領が、きょう、午前中の御質問にもありましたけれども、動いていきます。新学習指導要領というのは、転換期なんですけれども、ただ、今までと路線がうんと変わるかという、そういうふうではなくて、今まで、ある程度モデル的というか、試験的というか、大事にしてきたものをより整えていく。それから、今の時代に合わせたものをそこに入れ込んでいく。そういうことを重ねながら、その要領ができていく、私はそういうふうに思っております。ですので、そういった意味合いでは、大綱とそんなにずれは生じないだろうと、そういうふうには踏んでます。

大事な御意見でございますので、指導要領の改訂と大綱の見直し、それを重ねていく、そんなことを考えております。

それから、道德のことについてなんです、道德、1時間という枠、よく特設道德というような、時間の道德、それから、ふだん生活、学習の中、それも道德的なところの学びは当然、学校生活全体を通してあるわけでございますので、ですので、それを大事にしながらも特設的なというの。それで35時間は履修していますということ。それから、文科大臣、当時の文科大臣、下村大臣でしたっけ、おっしゃったのは、道德を体験的にやっとうと、体験をうんと大事にしながら、生活の中でそれを直結する学習の学びの場としての教科。それから、もう一つが、今度のアクティブラーニングとうんとかかわるんですが、主体的、対話的、深い学び、それが道德のところも貫いている。だから、道德もほかの教科ももちろんそうなんですけれども、教科、領域もそうなんですけれども、ぜひ、そこは道德の中でもそれを大事にしていかないと、何か、ああそうかいで終わるといふか、というふうには思っています。それは、学校と連携をとりながらというふうには、校長とも確認をしてと思っています。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 何か、時間が早く過ぎて、私の質問のときだけちょっと進むのが早いんじゃないかなと、こう思ったりもするわけですが、もう時間がありませんので、最後の問題は、私の一方的な発言で、答弁を求めずにいきます。言うべき問題点を言うておかないといかんと思います。

今の御答弁ですが、教育大綱の中で義務教育と入っているから中学校は入っているんだと、この答弁は私は納得できません。こういう答弁をするような教育委員会では先が見込めない。義務教育なら、小学校も入れなくてもいいじゃないですか、それじゃあ。そういうへ理屈を言うような、こういう答弁ではだめです。これを官僚答弁と言う。人をごまかすような、もっと住民にわかりやすく、明確な大綱にしてほしい。村長は、任期が4月14日だか15日に切れるわけですから、申し上げますが、また新たに出てきましたら、申し上げるつもりであります。義務教育というなら、小学校も入れなきゃいいじゃないですか。小学校は入っていて、中学校が入っていないと、そういう、いわゆる、わかったような、わからないような答弁をするような、よその市町村の大綱を見てください。伊那市の大綱にしても、宮田村の大綱にしても、みんなきちんと載っております。私は、辰野から全部調べました。辰野、箕輪、伊那市、宮田、それらを調査した上で言っているわけですから、ただ単に私の思いつきで言っているわけじゃないんですから。一つ教育長に、私はうんと期待しているんです。頑張っ

てほしい、よくしてほしい、ああ、清水教育長でよかったな、こういう一つ教育委員会、村の教育行政が前進するように頑張っていたきたい。私も、できるお手伝いは、エールぐら
いしか言えませんが、ぜひ頑張っていたきたい。口先、手先でごまかすようなことじゃな
く、それは、本来、教育長の本心ではないと思っています。教育長は、体で覚えて、全力で
それを達成しようとする、私が今まで何度も何度も教育委員会へ、教育委員会へ議員が行く
回数では私が一番多いんじゃないかなと、そのぐらいに私自身思っています。教育長とも話
をしています。うんと期待しているんです。頑張ってください。

最後に、教育に関する諸問題につきまして、一方的に申し上げていきます。

2020東京オリンピックの年から英語が教科化されます。今、小学校に、全国で40万人を超
える小学校の教師がいます。その中の英語の教えられる先生の比率が4.5%と言われており
ます。4.5%、まことに気の遠くなるような話です。これをどうしても克服していかないと、
南箕輪の2020から始まる英語の教育が進んでまいりません。これについてどうするかとい
うことも聞きたいんですが、時間がありませんのでお聞きしませんが、そういう問題がありま
す。

それと、それに沿って、全国の抽出した教育委員会から、教育長のアンケートをとったデ
ータがあります。その中で、道徳が教科化される、そして英語が教科化される、そういう中
で、カリキュラムを組む時間がどうか。その中の21.2%が、土曜日の授業の復活が必要だ
というふうに言われております。土曜日も授業をやるように。それから、今のやりくりでは、
入学式、卒業式の前後にも授業をやるという学校も出てきているようです。非常に現場は苦
労しております。土曜日の授業を始めるということについては、本村で、これからどうい
うふうに考えていくのか。また、新しい村長が出てきたところで、その辺の話もしっかり詰め
ていただきたい、そういうふうに思います。

まだ言いたいこといっぱいありますが、時間であります。

今定例議会をもって、この壇上に並んでいる管理職の皆さんの中から、お二人の方が退職
をされます。私も、長年おつき合いもさせていただき、いろんな御意見も申し上げてまいり
ました。お二人の顔がこの次の定例には見えないなというところに、一抹の寂しさを感じる
ところではありますが、どうか今まで、本当に村のために御努力いただいたことに、議会を構
成する議員の1人として、お礼と感謝を述べさせていただきたいと思います。本当にお疲れ
さまでございました。これからもよろしくお願いを申し上げます。

それから、最後になりました。12月の議会については、水の話をしていただきました。黒田如水
の水五訓も申し上げました。今回は、教育の話をしたので、きょうはこれを書いてまい
りました。これは、私が大好きな木村佳乃さんという女優さんであります。この不如学と書
いて、学ぶに如かずと読みます。学ぶに如かず。この意味は何かと言いますと、いかに自分
は多くの物事を知らないかということを知ることが勉強だと、こういう教えであります。こ
れは、論語から来ております。いかに自分は多くの物事を知らないか、そういったことを知
ることが大変勉強だと、だからもっともっと頑張れよと、私は自分にむちを打っております、
大したむちじゃありませんが。

そういう中で、きょうは最後にこの不如学を申し上げて、9番、大熊恵二の一般質問を終
わります。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、あす14日の午前9時から一般質問を続ける
といたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午後 4時22分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 9 年 3 月 1 4 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

5 番 百 瀬 輝 和

3 番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	埋橋嘉彦
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	有賀由起子
総務課長	堀正弘	産業課長	唐澤孝男
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	出羽澤平治
会計管理者	小澤久人	教育次長	藤澤隆
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年3月14日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、的確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、5番、百瀬輝和議員。

5 番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和。

あの東日本大震災から6年、未曾有の災害の犠牲になられた全ての方々に、さらに震災後の苦難の中で逝去された方々に、改めて心から哀悼の意をささげます。

風評と風化という二つの風に立ち向かい、誰一人として置き去りにしない人間の復興を果たすその日まで、寄り添い、励ましていきたいと考えます。冬は必ず春となる。

最初に、村の業務委託、選定、入札等について伺います。

村では、特別な場合を除き、入札により業務委託者を決めて、事業を行っております。制限つき一般競争入札、指名競争入札の方法で行われております。年間100件以上、約18億円の業務をこの方法で委託しております。全てというと、少し幅の広い話になりますので、人口増加対策で、施設整備事業がふえている建築工事について伺いたいと思います。

村の規定では、南箕輪村建設工事入札制度等事務処理要綱の第1条で、建設工事並びに建設工事に係る測量調査、設計及び工事監理の業務の入札並びに事務処理について、適正かつ合理的な運営を図るため、村財務規則、村建設工事等請負人選定委員会要綱で定めとなっております。建築工事と設計監理業務の二つに分かれると思いますが、業者の指定等について、どのように決めているか、村長に伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問であります。

村の業務委託についての入札業者選定の関係でありますので、この関係につきましては、私はノータッチということになっておりますので、責任者であります副村長のほうから答弁を申し上げます。

なお、（1）から（7）につきまして、副村長の答弁となりますので、よろしく願いいたします。（8）からは私のほうで答弁をさせていただきます。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副 村 長（原 茂樹） それでは、最初の御質問でございます、業者選定、指名業者数等はどのように決めているかとの御質問に対しまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、入札に付します案件といたしましては、村の財務規則によりまして、工事ですと予

定価格130万円を超えるもの、業務委託につきましては50万円を超えるものが対象となります。副村長、総務課長、建設水道課長、工事等の担当課長、それから財務課長で構成いたします南箕輪村建設工事等請負人選定委員会におきまして、南箕輪村建設工事入札制度等事務処理要綱に基づきまして、業者の選定を行っております。

次に、指名業者数でございますけれども、要綱に基準がございまして、設計額が4,000万円未満の場合は5社、それから、4,000万円を超えるものについては8名ということになっております。8社ということになっております。ただし、状況に応じて、5名を最低といたしまして、必要に応じて、3名程度の増減をすることができるというふうにされておまして、この基準の中で業者を選定しておるということでございます。

建築工事と設計監理業務、いずれの場合もこの基準で行っておるということでございます。
議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 入札参加をされる方は、入札参加願を村の財務課に提出して、審査に通れば、入札資格者名簿に登録され、入札参加ができるようになっております。

名簿には、登録業者の許可を受けている業務、できる仕事ということですが、業務内容に丸がついております。これ、設計コンサルの関係なんです、建築関係、建設コンサル業務の区分では、建築一般、意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、調査、耐震診断、地区計画、地域計画と、12項目に分かれた区分になっております。丸がついていないと受けられないということになるんですが、その指名していく中で、このできる業務、できない業務という、この丸がついているか、ついていないかについて、チェックをしながら業者選定もしていく必要があると思いますが、この業者を、丸のついていない業者を指名していることはないでしょうかという質問なんです、どうでしょう。

議 長（原 悟郎） 原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 村が発注をいたします工事等の入札に参加を希望される業者につきましては、お話がございましたように、あらかじめ村へ競争入札の参加資格審査申請をしていただきまして、該当する各業務につきまして、その登録資格を有する業者の中から選定をすることといたしております。また、委託する業務の内容によりまして、特別の資格を持つ社員、職員がいることが必要になってくると、そういった選定の条件になってくるということもございます。それらの条件も含めまして、業者選定等をさせていただいているということでございます。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） そこら辺、少ししっかりと、各担当課で、これ決められているというお話を聞いていますので、そこら辺、担当課のほうでしっかりチェックできているのかどうなのかという、ちょっとはてながつくんですが、この入札の場合は、結果が公表されていて、私たち一般も見ることができます、ホームページ上。ただ、随意契約だとか、プロポーザルで契約されている場合は、ちょっと今のところ公表されていないので、プロポーザルの要綱も村ではつくっておられるということで見せていただいたんですが、その追加事項で公表するというようになっておりますが、ただ、今、公表されておられません。

入札契約の取り決め方法が財務規則に書かれておりますが、先ほどの名簿を見ると、上伊那でも限られた業者になっているような気がします。設計業務の場合です。それが、また全て辞退という業者さんもおられるみたいで、この全て辞退される業者さん、何か理由がある

んだらうなと思うんですが、この村で出している辞退届、これを提出されて辞退されていると思うんですが、この届け出には理由を書く欄がないわけです。その理由、担当課のほうに聞いても、ちょっとわかりませんというお話なんですが、この理由を求める必要があるんだらうなと思うんですが、そこら辺と、あと会社の能力判断を厳格に取り組んでいく必要が僕はあるんだと考えますが、そこら辺、どう考えておられますか。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 先に、プロポーザル、随意契約の関係の公表の関係でございますけれど、年度でまとめて公表をするようにいたしますので、まだ出てないというお話でございましたけれど、年度分、また公表はしてまいりますのでお願いいたします。

それから、会社の能力判断等についてということでございますけれど、指名に当たりまして、限られた業者が多いのではないかというお話でございます。業者選定に当たりましては、他の多くの市町村、同様な形でございますけれど、地域経済への効果ですとか、あるいは、地元業者の育成という観点の中で、適正な競争原理のもとに、公平を確保しながら、さらに過去の実績ですとか、あるいは有資格者の数ですとか、そういったものを勘案して指名をしておるということでございます。

また、入札の辞退のお話でしたが、入札心得の中で、入札辞退届の提出ということで求めております。理由の記載までは求めておりません。他の市町村の中には、理由の記載をさせているというところもあるようでございますけれども、その場合でも、本村と同様に、入札辞退届を提出したと、そのことだけをもって、以後の競争入札の指名等に不利益な取り扱いをしてはならないということが明記をされておるということでございます。ただ、参加希望登録をしてあるにもかかわらず、辞退が繰り返されるというような場合には、考えなければならない、判断を、総合的な見地から判断をしなければならないということがありますので、今もそんな形で進めておりますし、今後もそういった総合的な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） しっかりと、そこら辺の判断、なかなか難しいことかもしれないんですが、取り組んでいく必要があると思います。

入札、プロポーザルも含めてなんですが、委託業者が決まります。契約になります。金額により、議会の承認が必要になるということなんですが、建築工事では、工事のほうでは特記仕様書、設計図書、現場説明事項、施工条件等明示書があり、業務の内容が明確になっていると思います。設計監理業務についてなんですが、業務内容は、私が調べた限りでは、明確になっていないんだなというふうに捉えました。担当課ごとで契約書をつくって、交わしているというお話なんですが、その契約書に、監理業者が業務内容を十分認識できるように特記仕様書もありませんし、特記仕様書とか、契約の図面に監督業務実施要項だとか、工事監督の心得等を、これ、添付する必要もあるんじゃないかなと思います。

建築士の業務には、工事監理がありますけれども、これは建築士法で定められた業務、設計図書と照合、確認することを指しております。

公共工事は、従来から、社会的にニーズを踏まえて策定された技術基準に基づいた設計の品質の向上が図られるとともに、適正な工事監理のもとで良質な施工が行われることによって、その品質が確保されなければなりません。阪神淡路大震災を契機に、公共工事全体に対

して、安全性、耐久性をより一層の品質確保の必要性が指摘され、公共工事の品質確保促進に関する法律ができました。地方公共団体の果たすべき役割が明示されたわけです。

建築工事監理業務委託の基本方針、建築工事監理業務委託契約書及び建築工事監理業務委託共通仕様書で、工事の監理の業務内容を契約上、権利義務の関係等を明らかにして、工事監理に関する業務委託を効果的に行うべきだと私は考えます。公共工事などの工事監理委託業務では、監理業務内容を示すことで、その能力、業務の適正、履行を確保するのにつながっていくと考えますけれども、この村の状況はどんなふうか、ちょっと伺いたいと思いますが、また、これ、必要だと思いますが、その辺も含めて答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） まず、契約時の業務内容の確認等についてでございます。

設計監理業務の業務内容等につきましては、今、百瀬議員さんからは、仕様書、特記仕様書がないというようなお話でございましたけれど、仕様書等も定めてやっておるところでございます。基本的には、村では、長野県の建設工事監理業務委託仕様書、また建設工事監理業務委託要領に基づいて、監理業務を行うことを契約書の中でうたっております。さらに、別に定めております仕様書、あるいは要領、これによりまして、より細かい工事監理業務の内容と区分をお示ししまして、監督員と管理業務受注者とのかかわりもその中で示しておるところでございます。これらの内容に基づきまして、村の監督員が、工事監理者、請負業者との調整を十分に行っておるところでございます。工事を設計図書と照合していかなければならないわけでございますけれど、それが設計図書のとおり実施されているかどうかということなどを確認しながら、良質な工事、目的物を完成できるように取り組んでおるところでございます。

次に、品確法の話がございました。建築工事監理業務委託の監理内容の見直しということでございますけれど、村のほうでは、基本的に、県の仕様準じて行っておりますので、契約書や共通仕様書の改定、あるいは関係法令の改正等に対応をしております。設計と監理を別の業者、あるいは別の担当者が行うということもございますけれど、そういうことをすれば、両者の関係が明確になるわけでございますけれども、実際問題として、建築の監理業務については、設計をした設計業者と随意契約というような形が多くなっております。業者に一任をすることなく、長野県の建設部のほうで作成をしております長野県の建築工事の手引等を活用しながら、正確かつ効率的な業務が行われるようにということで努めておるところでございます。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 私が見せてもらった契約書は、県のひな形を使っている、今、副村長の答えられたとおりだと思いますが、その書かれたことが、その担当職員の方が理解して、きちんと職務されているのかなというところが、やはり、今回、私の質問の中で一番言いたいところなんですけれども、監理業務の共通仕様書についても、監理のガイドラインについても、村の担当課ごとでなくていいんですが、その本がきちんとあって、担当職員がそれを理解して、工事監理をされている方の評価できる、後で言いますけれども、そこが見られるかどうかということ、専門家じゃないんで、なかなか難しいとは思いますが、ある程度、その契約書で、例えば、今、業務委託内容の契約書、基本方針にのっとってやられているというお話の中で、それを理解するためには、やはりこの共通仕様書も読まなきゃい

けないし、監理のガイドラインも読まなきゃいけない。でも、それを、その本がないから、それを理解せずに、ただ、お任せでやられているのが、今、実態なんだろうなと思います。そこら辺はしっかりと、担当職員も大変かもしれないんですが、理解しながら、契約書に書かれた内容を理解して、業務委託している内容を理解して、理解しなければ、やっていただくこともわからないし、出てきたものが全てそれでオーケーになっていけば、いいものはできていかなと思いますので、そこら辺はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

質問事項の（５）と（６）は、関連がありますので一緒にお聞きしますが、プロポーザル、これ随意契約になるわけなんです、これも財務規則の第119条に書かれてあります。また、プロポーザル方式実施のガイドラインも村では制作されております。地方自治法の第234条の２項、地方自治法施行令第167条の２の１項にも書かれてあります。この意義については、地方公共団体が、競争によらないで、任意に特定の者を選定して、その者と契約を提携する方法とあります。プロポーザル方式の考え方と随意契約の考え方、またプロポーザルも含めた随意契約のガイドラインが必要だと考えますが、そこら辺のお考えを伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 随意契約につきましては、議員御説明もございましたとおり、地方自治法の施行令第167条の２の各号で定められている内容に限りまして行っているというところでございます。プロポーザル方式は、質の高い建築設計を実現するために有効な手段でございます。その業務の内容が競争入札に適しないものであるということとして、随意契約の一つということで扱っておるところでございます。

この方式の採用に当たりましたも、参加業者の範囲の特定及び内容審査等につきまして、公平性、透明性を確保するために、本村におきましても、プロポーザル方式により業者選定を行う場合の指針となるものとして、その実施手順、あるいは審査委員会の構成ですとか、審査基準の策定等を定めまして、南箕輪村プロポーザル方式実施に関するガイドラインを定めまして、平成28年から適用をしておるという状況でございます。

プロポーザル方式とする場合につきましては、このガイドラインに沿いまして、担当課からプロポーザル方式を採用する理由、審査方法、審査基準、また審査委員会の構成などを定めた審査資料を選定委員会のほうに提出をさせまして、委員会でもって、あらかじめその内容等についてチェックを行い、指名業者の選定を行っておるところでございます。

御質問の随意契約ガイドラインにつきましては、大都市等でそういったものが策定されていることは承知しております。参考にいたしまして、本村でも今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（原 悟郎） ５番、百瀬議員。

５番（百瀬 輝和） このプロポーザル方式、随意契約のガイドラインをつくっておけば、プロポーザルも入っちゃうわけですし、財務規則では、随意契約できる項目というのは限られた中、それを超しちゃう部分については、どういう理由なのかということで、いろいろな項目ごとに理由書、表、こういうふうですよ。ですから、各課ごとで、こういうもの、取り組んでおられるんでしょうけれども、村としての、やはり一定ルールで、各職員がこれをわかりながら取り組んでいくことが私は必要だと考えます。ですから、随意契約の理由のわかりやすい表をつくって、ガイドラインもつくって、そうすれば、プロポーザル独自のガ

イドラインというのは要らなくなるわけですから、随意契約のガイドラインというもので全ての職員が把握する中で、こういう理由ですよというのが明らかになるというのが、私は、職員の仕事も軽減されてくるし、村としても一定の評価ができてくるものだと思いますので、この取り組み、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、この随意契約についての公表が年度にならないと公表されないという、何か、これ、理由があるんでしょうか。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） ガイドラインの公表につきましては、その公表の要綱を定めまして行っておりますが、正直申しまして、各課のほうには通知をしているわけですけれども、なかなか資料が上がってきていないのがありまして、この間もちょっと催促をしたところでもありますので、そこら辺、また改めて各課に通知をいたしまして、早く上げるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） これ、公表、最後の、年度最後で公表されても、ちょっとチェックのしようがなくなってきてしまいますし、入札については、その時点で結果は見られます。ただ、随意契約、どんなふうなのか、私も、その担当課に、一々行って聞くわけにもいきませんので、できれば、ホームページ上で、スピード感を持って公表していただいて、見られるようになればありがたいので、よろしくお願ひしたいと思います。

通告には少し書いてなかったんですが、このプロポーザル方式で取り組んだこども館の工事について、少しお伺ひしたいと思います。お伺ひというか、私なりの意見で、これ、どうするかという判断をしていただきたいと思いますけれども。

こども館の工事が、当初、村長が言われていた、私たちに説明、一昨年ですか、初めて、こども館をつくるよという、議会に説明がありました。その中で、28年度末完成を目指すというお話の中で説明を受けて、それでずっと続いてきていたと思います。ただ、昨年の9月議会のときに、同僚議員の質問で、教育次長のほうからは、当初、取り組みとしては、早いうちから話は進んでおりましたけれども、若干、いわゆるプロポーザルの関係の取り組みですとか、その取っかかりが少しおくれましたと、地権者の関係もありましたけれども、原因としては思った以上に時間がかかっておりますという答弁です。村長からは、平成28年度完成を目指しておりますけれども、これはちょっと厳しい状況となっておりますと、オープンにつきましては慎重にやっていきたいということで、だんだんトーンが落ちて、この巧みな村長の話術だと思いますが、初めからそうだったのかなというふうに思わされていったのかなと思います。

これが、発注者側の責任なのか、受注者側の責任なのか、工期を守ることを重視して、全ての業者さんたちもあわせて、そちらの方向で向いていけば、恐らく、私の思うには、私も建築関係の仕事をやっておりますので、多少見ているとわかるんですけれども、村長の思いどおりにある程度行ったんじゃないかなという見方をしておりますけれども、どこに原因があったか、これは検証することが大変重要なことだと考えます。工事の予算だとか、品質確保は当然重要なことなんですけれども、建築工事については、この工期を守ることを、これは非常に大切な項目です。今回のケースで、最初に示された期間、工程が厳しく、例えば、プロポーザルの時点で、辞退した業者さんとか、延長提案をして審査の中でマイナスになった

場合があったとしたら、これは公平さに欠けることとなります。反対に、工程内にできるというアピールをして高評価になった結果として、審査側のそれが高評価につながった結果となったとしたら、審査側の公平さが問われます。今後の対応も問われることとなりますけれども、この件、ちょっと私も通告していないので、監査委員さんにしっかりとこの件を調べていただいて、お願いしておきたいと考えております。

村では、入札制度等事務処理要綱、建設工事等入札参加者に係る指名停止要綱があります。過去には、これ、適用されたことがあるか、また罰則、ペナルティーというのが、この担当者のさじかげんで決められては、業者としては迷惑な話になります。公平性が問われる問題です。もし、こういうこと、行使されたことがあるかないかと、また、行使しなければならないときには、明確な基準のもとで行われているかどうかを伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 今、御質問の中で、審査の中で、マイナスになったといますか、部分はあるかどうかというお話がございましたけれど、そういったことはございませんので、まず、それは申し上げておきたいと思います。

それから、罰則、ペナルティーについてのお尋ねでございますけれど、業者の指名停止につきましては、南箕輪村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領というものを定めております。工事における事項ですとか、あるいは贈賄、不正行為等を行った業者につきましては、それぞれ定められた期間、指名停止の措置をするということになっております。

過去の適用例でございますけれども、県の指名停止の情報をもとに、村のほうでも同時に指名停止を行ったという事例がございます。その業者が、郡外や県外であったり、あるいは、停止期間中にその業者が参加を希望する入札業務がなかったというようなことで、実際的にはその業者選定から外れたという事例はございません。

業者選定に当たりましては、直近の工事ですとか、業務の実施状況、どんな施工がされたかというようなこと、あるいは、業務中での関係者への対応の状況ですとか、そういったものも判断の中では考慮いたします。あるいは、成果品がどうだったかというところなどがございます。そんな部分はございますけれど、総合的な判断の中でやっていくということでございます。先ほども話ございましたけれど、ずっと辞退している業者さんだとか、あるいは、今申しあげましたような点で何らかの問題があった、成果品はともかく、成果品はきちっとなってますけれど、いろいろな部分での問題があったような場合には、次の機会に1回指名をしないというような、総合的な判断の中で限定的な対応を行うということはございます。そんな状況でございます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 工事のおくれの御質問がございました。これ、私の部分でお答えを申し上げます。

このこども館、大変大きな事業であります。私の思いとしては、平成28年度いっばいに完成をさせたいという、その思いはあったところであります。ちょっと、その思いが強過ぎたのかなという、この反省は私自身がしております。その中におきまして、プロポーザルに至る経過のおくれ、あるいは開発行為の期間、意外と長かった、そういった部分がありまして、おくれ、おくれになってきておるということでございます。厳しいという部分は、最初から私自身もこれは厳しいかなという思いはありましたけれども、少し私の思いが強過ぎた部分、

それは申しわけなく思っておるところであります。私の任期との関係もありまして、ちょっと思いが強過ぎたという、こんなことかなというふうに、今考えればそういったことも思われるわけであります。そんなことは、議会のいろんな場面でお話を申し上げてきておりますので、今、現段階としては、夏休み前にはオープンしたいなという、この思いでおるところでございます。

決して、最初からというわけではございません。できることであればという、こういう28年度末の完成ということでやってまいりました。最初からおくれを見越してやってきたところではありません。そんなことはぜひ御理解もお願いしたいと。

巧みな話術というような話がありましたけれども、私自身、余り話術がうまいほうではありませんので、正直に議会の皆さんにお話を申し上げ、御理解もいただきながら進めてまいりました。このことにつきましては、この建築工事のみならず、全ての事業につきまして、議会と御相談を申し上げながらやってきたつもりでおるところでございます。そんな点もぜひ御理解もいただきたいというふうに思います。

いろんな長と議会の関係ありますけれども、きょうの新聞を見ましても、ある町では、再び、三度、修正議決なるのかなというような、そんな事例もありました。私自身は、そういったことが起こらないように、できる限り、議会と相談しながらやってきたつもりであります。そんなことで、御理解を賜りたいなというふうに思います。

この事業につきましては、くどいようでありますけれども、最初から厳しさはあるなという思いはありました。そんなことでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） そうですね、私も、話を聞いたときに、いろいろ開発行為が入るだとか、建築規模を見て、少し大変な工事になるなということ、最初にお話しさせていただきましたし、質問をさせていただきました。ただ、その中で、順調に来ていたのが、少しどこかでこけちゃったのかなという思いも私自身は持っておりますので、そこら辺はまたしっかりと、先ほど言いましたが、監査委員さんのほうにお任せしたいと思います。

その工事の成績評価については、この村の事務処理要綱の中の25条ですか、工事成績評定というふうな、監督員または検査により確認し、その事項に基づき工事の評定を行うものとするというふうなふうに書いてあります。これ、村では、どんなふうな形でこれを行っているか、お伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 評定の関係でございますけれども、それぞれの業務、あるいは工事、それぞれの担当課のほうでの評定ということになりますけれど、5段階での評定、A、B、C、Dの5段階でございますけれど、Cが標準的な位置になります。これでの5段階の評定ということで、先ほど答弁の中で申し上げましたいろいろな要素、成果品のできから、その工程における監理ですとか、そういう要素の中での評定を行っております。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 財務規則の中にも、監督員または検査の方法というのが定められております。契約書、仕様書、設計図書、その他関係書類というふうな書かれております。先ほども申しましたけれども、この職員の方たちが、その設計、契約書に書かれている内容、または設計監理業務であれば、その監理業務の内容をきちんと、これ、把握しないと、この

評価っていうのはなかなか難しいものになってくると思うんですけども、そこら辺の、やはり職員さんへの教育というのも必要だし、村としての、やはり専門家がないという中では、そこら辺の統一性を持ちながら、きちんと評価したり、それを検証して、検査が終わり、その業務委託が終わって、支払いにつながっていくことになっていくんだと思います。この支払いを起すための、やはり検査というのも、同じその評価でもう終わるということになるわけなんですかね。

議長（原 悟郎） もう一度説明してやってください。

5 番（百瀬 輝和） 財務規則では、監督または検査の方法、これ、支払いを起すための検査だと思うんですが、ここの監督というのは監督職員のことを書いている部分だと思います。ですから、監理業務委託をした監理者を監督監理する職員さんが、その業務について評価をする中で、この要綱の中では、次につながる、これ、評定だと思うんです、今の副村長の答えた5段階というのは。ただ、ここでは、財務規則のほうでは、支払いを起すための検査だと思うんですけども、そこら辺の検査が契約書に書かれた内容だとか、その仕様書をきちんと理解していなければできないことなんですけども、村ではそこら辺をどんなふうな、今、5段階で終わって、もう支払いを起しちゃうんですかという質問なんですけども。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 評定につきましては、今、百瀬議員おっしゃった引き取り、いわゆる引き取り検査、支払いのための検査でございますけれど、それとは別、同時には行いませんけれども、別の書式のものになります。評定は評定書のほうで、次の業務等に生かしていくということでやっておりますし、引き取り検査のほうは検査調書ということで、これ、検査員、別の、担当者でない検査員を置きまして、その中で適正な成果品になっているかどうかというところの検査をしておるといところでございます。実際には、担当者も入りまして、検査、一緒に行いますので、同時進行の形で検査自体は行われますけれど、評定書と引き取りの検査調書とは別ということになります。

職員が、その辺、十分でないというところはあるかと思いますが、今後、さらにそういったところの研さんは進めてまいりたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） これ、ちょっと難しい取り組みを、ちょっと僕、質問しちゃっているんだなという思いがありますけれども、どっちにしても、職員さんがしっかりと、村職員が、きちんとその業務委託したところを監督できるようなシステムづくりというのは必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

指定給水装置工事業者制度について伺いたいと思います。

これは、平成8年に水道法が改正し、専門の知識と技術、経験を持つ技術者として、給水装置工事主任技術者を国家資格として位置づけるとともに、給水装置工事事業者の指定要件を全国一律の基準としました。基準では、給水装置工事主任技術者を持ち、工事に必要な機材、資材を取りそろえ、適切な工事と事務手続を行える業者となっております。

ここ、私、聞いたところ、村では、この更新制がとられていない。これ、制度ができて20年が経過しております。この村で、これ、更新制、水道工事店の育成だとか、信頼される水

道工事店をつくっていくために、この更新制の導入が必要だと考えますけれども、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 水道指定工事店の更新制についての質問でございます。

確かに、村におきましては、現在、一度指定をしますと、そのまま永久的に業者から廃業等の届けがない限りは、水道指定工事店として指定をしております。こういった状況がなぜ生まれてきたかといいますと、過去の取り組みの中で、本来の水道、平成8年以前につきましては、水道施設につきましては、水道事業者の管轄内で、ある程度の経験、もしくは、その事業所を有するという条件のもとに指定をしてきたということでありまして、そういった取り組みが、要するに、他の業者が他地区へ参入できないといった弊害を起したことによりまして、規制緩和の一環として、要するに、全国どこでも一律の基準を持った者であれば、どこでも仕事ができるようにということが始まった制度であります。

そういった形で、水道指定工事店の制度ができまして、先ほどもありましたが、20年を経過する中で、更新制ということについては、国のほうでも一切考えてこなかったところがあります。ただ、議員が心配し、指摘されたとおり、現在の国の段階におきましては、そういったことにおきましてトラブルが生じているということで、そのいろいろな要素があります。指定店の問題もあれば、要するに、水道事業者がもっと適切に指導ができないとか、案内が、要するに、利用者に対しての紹介等の案内ができないとか、そういったいろいろな問題がありまして、国の厚生労働省におきましては、昨年7月、更新制を導入することを決定いたしました。現在、資格は国家資格となっておりますので、国がそういった資格について更新制を設けるといことがあれば、当然、村は資格を持った人を指定店で指定しておりますので、更新制が導入されれば、その内容に従って、村も更新制を導入していきたいと、そんなふうに考えているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） そうですね、これ、更新制、やはり取り入れていかれたほうが、私は、工事店の育成、信頼される工事店になっていくんだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

これ、村で決められるんじゃないですか。

次に、済みません、時間がないので。

居住支援、住宅セーフティネットについて伺います。

村では、平成24年4月に、単身入居障がい者家賃補助金交付要領で、障がい者の単身世帯については、公営住宅以外に住んでいる方には最大1万円の補助をされております。2月現在で13の方が受けられているということですが、これを住居の困窮する高齢者世帯だとか、低所得者世帯、ひとり親世帯、子育て世代にも支援できるような形で広げていきませんかという提案なんですけど、これ、村営住宅が現在18戸しかない状態で、あき自体は、27年に3回、28年1回で、倍率は、4倍から8倍という倍率になっております。この住宅の困窮者に対する支援の拡充、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） その前に、若干前の項目の質問であります。監理者を監理するシ

システム等々の御質問をいただきました。

これ、そういうことができれば、一番理想的だというふうに私は思っております。土木関係では、技術OBを臨時職員として、広域連合の土木振興課のOBを臨時職員としてお願いしておりますけれども、建築関係はなかなか、これ、本当に難しい問題であります。ここが町村の一番の悩みであります、技術職の養成ができないという。広域連合でも、専門職のそういったことを検討した経過がありますけれども、なかなか難しいということで実現に至っていないというのが実態であります。職員の質を高めていく以外にはないのかなというふうに考えております。

続きまして、住宅の関係であります。

住宅の補助の関係、御指摘のように、障がい者関係の家賃補助制度というのがあるわけがあります。これで140万円弱の補助をさせていただいております。この制度も、何年か前に創設をした制度であります。私もこの数字を見て、ああ、13人利用させていただいているんだなという思いがしたところでもあります。

このきっかけにつきましては、精神障がい者の皆さんとの話し合いの中で、本当に大変だという切実な訴えをいただいた中から生まれた制度であります。公営住宅、本村の場合、本当に少ない状況であります。このことが一番問題かなというふうに思っております。本当に生活に困っている皆さんの住むところを確保していくという部分、もう少し村営住宅があれば、そういうことができるかなという思いはあります。他町村との状況比較を少しさせていただきたいな、そういう中で方向性を見定めていく必要性は、私自身はあるんじゃないかなというふうに思っております。

生活の格差というのは、どんどんどんどん進んできております。そういう中で、本当に厳しい皆さんをどうしていくことができるのか、このことは考えていく必要はあるというふうに思っております。今、いろんな制度を見ましても、所得要件をつけていない制度というものもあるわけがあります。これは、私は、一定程度、所得要件というのは必要だなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 時間になっちゃいました。

居住支援協議会議という設立も提案しておきたいと思えます。

最後に、文豪ゲーテの言葉です。真剣にやらずしてできるものはこの世にはない。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わりました。

55分まで、小休憩をいたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時57分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ここで、先ほどの百瀬議員の質問に対して、説明不足があったようですので。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 先ほど、随意契約のホームページでの公表のお話の中で、ちょっと私の認識がなくて、誤って御報告申し上げたところがございますので、訂正させていただきます。

きます。

随意契約の公表でございますけれど、本年度から250万円以上ということで公表をさせていただきます。ちょっと、そこも訂正させていただきます。250万円以上の公表を現在しております。この中で、本年度分としまして、16件、既にホームページのほうでは公表をしておるということでございます。その中で、先ほど財務課長がお話ししましたように、この16件が全てかという、ちょっとその確認ができていないところがございますので、それについては今年度中に公表をさせていただくということでの御理解をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） それでは、一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

今議会の最終の一般質問を行いたいと思います。

初めに、3月11日の東北の大震災から6年、これについて復興を願うところではありますが、私としては、もう一つ忘れてならないのが、次の日の3月12日の未明に起きた長野県北部地震、栄村を中心に震度6の地震が起きました。直接の亡くなられた方はなかったんですけども、その後の避難所の生活等でストレスがたまったりして、3名の方が亡くなったということを知っております。それから、この地震の中で、あの大雪で有名な森宮野原駅の駅前の道路、ボランティアに行った際に視察したんですが、陥没しまして、下水のマンホールだけが20センチ以上突き出て残って、周りは全部陥没して、もう道路としての通行が非常に不便だったと、それから国道も、橋は落ちなかったんですけども、重量制限がかかり、飯山線も一時不通になり、いろんな道路が寸断されまして、交通の生活のところに大きな影響があったと、こういうところを見てきました。それから、地面にひびがいった水田のところを、国の検査が待つまでは何も手をつけられないということで、仕方なく、県のほうで検査したところについては、復興そばをまいたと、こういうようなところを見て、人命以上に、インフラの復旧というのも大変なものだなということ、特に本村と照らし合わせてみて、内陸型のこの大きな地震のところに、防災ということで大きく学ぶべきところがあるのかなというところで、さらなる復興を願うところがあります。

今回、私は、3点について質問をしたいと思います。

村長が任期間近ということで、先の話についてはということで説明もありましたけれども、村長も3期12年の成果等を載せたパンフレットも配布しました。見させていただくに、その大きな成果については認めるところでありますけれども、今後についても、いろんなところで決意表明的な課題を載せてありましたので、そこら辺も含めて、答弁をお願いしたいというふうに思います。

1番目です。道の駅の整備に向けて、大芝公園の都市公園からの卒業を考えてはというテーマにいたしました。

大芝公園は、我々の先人が残してくれた大芝の村有林にあります。この村有林があったということで、今までこの村は、いろんな施設をつくるたびに、土地を借りるとか、買うとかいうことをしなくても、この土地を利用して、いろんな施設をつくることができたということについては、先人に対する、非常に、今からでも感謝をしていくべきだというふうに思いますけれども、その村有林があるために、逆に、いろんな制約等も出てきていたわけ

であります。

この大芝公園は、都市公園法に基づいて、村の都市公園条例に載っております。私は、後から出てきます道の駅だとかいう部分についても何回か質問をしておりますけれども、その開発等について、都市公園法の枠内にあるということによって、いろんな建物を建てる建築面積の制約というのが入ってきております。最大で20%ぐらいですか、そういうもので、現在の大芝公園の施設等については、もう上限に近いということは何回か村長からの答弁で受けております。

しかしながら、今度の道の駅の整備を進めるに当たって、従来のこの都市公園法の枠の中での補助制度等はなかなか期待ができない。今後は、道の駅に関する補助制度等を模索していく中での開発をしていきたいという答弁がありました。そういう意味では、この今までののっています大芝公園が都市公園条例の中に入ってます。このところについては、都市公園という枠組みの中から除外をして、道の駅、その他の方法によって、今後、大芝公園を整備していくという、そういうことが今後ともずっと可能であるのかどうか、この辺のところについての、まず1番目の質問として、村の考え方をお聞きしたいというふうにお思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えいたします。

都市公園関係の御質問でございます。

大芝の都市公園につきましては、昭和53年に都市公園として、長野県で都市計画決定をされたところであります。施設整備は、昭和47年度の旧大芝荘の建築を皮切りに、これまで都市公園事業の補助などを受けながら、いろいろな施設を整備してきたところであります。都市公園の機能としては、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場所や都市環境の改善、生物多様性の確保など、大きな効果を発揮する緑地を確保しつつ、災害時における避難地などの機能があります。このことから、建築物がないオープンなスペースが必要な、建築面積の制約があるところであります。

山崎議員から御指摘のありました都市公園からの卒業ということではありますが、都市公園の廃止ということになるかというふうに思います。これにつきましては、都市公園法第16条に、みだりに都市公園の区域の全部または一部について、都市公園を廃止してはならないとされておるところであります。また、廃止できる例外も決まっております。公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、その他公益上、特別の必要がある場合や廃止される都市公園に変わるべき都市公園が設置される場合に廃止ができると、こういうことになっております。こういったことから、大芝公園の都市公園の廃止は大変難しいんじゃないかなというふうに思っております。

さらに、現在進めている老朽化した施設の長寿命化対策による修繕やリニューアル、防災公園の機能強化など、都市公園事業の交付金を受けて行っております。都市公園事業による国の交付金を受けておるところであります。そういったことも難しさがあるということでもあります。また、地方交付税の個別算定、経費というのがあるわけでもあります。これ、公園費ということで算出をされております。都市公園の面積等々によりまして、現在、だんだん減らされてはきておりますけれども、2,700万円が参入をされておるところであります。

したがって、都市公園から除外するということになりまして、端的に申し上げますと、

この2,700万円が入ってこないということになるわけでありまして。都市公園の指定によるメリットというのは本当に大きいなというふうに思っております。昔は、これが4,000万単位ぐらいで参入されておったところでありまして。不交付団体であれば、これは関係ないところでありまして、南箕輪村は交付団体でありますので、この効果というのも非常に大きいというふうに私は思っております。したがって、都市公園からの卒業ということは難しいことであると思っておりますし、考えていないということで御理解をお願いいたします。

面積の話がございました。

都市公園法や村の条例で、公園の敷地面積に対する建築物、この面積の総計が100分の2を超えてはならないとされております。しかし、休養施設や運動施設、教養施設、災害対応の施設、こういった事業のための施設などは、100分の10を限度に上乗せすることができると思っております。現在、村の条例では、100分の2ということになっております。私も、これ、初めて、この質問で承知をしたところでございますけれども、この100分の2というのは、参酌条件ということになっているようでありまして。この100分の2を参考にして条例を定めるということでありまして。したがって、面積につきましては、10分の3ぐらいまでの条例改正は可能ではないかなというふうに思っております。将来的にオーバーするようであれば、条例改正で対応は可能であるというふうに考えておりますので、そんな点もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 面積制約があるんですが、10分の3までということでありまして、今後の整備の計画等に向かって、その検討をしていくことも一つの方法かなというふうに思います。都市公園からの卒業というのはかなり難しいという部分については承知をしたところでありまして、いずれにしても、大芝高原、これからも重要な村の観光財産でありますので、慎重かつ積極的な整備を進めていくべきだなというふうに思います。

その中で、(2)に移りますけれども、味工房が、今後、改修を進めていくことになると思っています。道の駅の大きな整備の1事業として味工房もあるわけでありまして。

この中で、村有林が今まであるということの中で、大芝の開発の中で一つのネックになってきたのが、民間の事業者、例えば、食堂をする方だとか、お店を開く人、そんなような人たちの参入というのがどうしてもおくれてきたという感じがいたします。村の直接の投資というのを中心に大芝の整備が進められてきたわけでありまして、先ほどの都市公園の廃止というのは難しいという話ではありましたが、その中でも、この村有林、言ってみれば、村民全体の山ですから、そういうところにも、何らかの方法で民間活力を導入して、村の投資ばかりでなく、民間の力もかかると、そういった中で道の駅の整備、味工房の改修、こういうものを進めていくのが、これからの整備の中で重要な点ではないかなというふうに思います。村道を認定して、これから道の駅が整備されていきます。ただ、広域農道からは入り込んだところに道の駅を整備するということになりますので、これを売り出していくには非常にいろんな努力が要るかというふうに思いますから、そういう点、やっぱり皆さんが訪れに来てくれる、何度も何度も来てくれる、そういった道の駅を目指していくために、この民間の活力を導入する手だてを何かで考えていく、こういうことが必要だというふうに思いますが、この辺についての村の考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 民間活力の導入の御質問でございます。

味工場の改修につきましては、これは既存の部分、御説明申し上げたところでございます。味工場の会、そして地域おこし協力隊を中心に考えております。したがって、地方創生の活用ということで、現段階では、この味工場に民間活力のテナントということは考えていないところであります。協力隊の任期終了後に、どのような形で味工場に協力隊が絡んでいくのかについて、これは本人たちの意向も確認しながら、検討をしていかなければならない問題であるというふうに思っております。

また、この村有林を生かした民間活力の導入であります。これは、都市公園部分ということでの御質問であろうかというふうに思っております。

この大芝公園全体としての民間活力の導入は、現在、国では都市公園法の改正を予定しており、施行されますと、都市公園であっても民間活力の導入が可能となってまいります。この法改正がどうもあるようでありまして、それが改正なされないと、都市公園内はなかなか難しいということのようであります。このことは、私も今と申しますか、この質問が出るまでちょっと承知をしてなかったわけでございます。そんなことで、これからそういった道が開けてくるのではないかなというふうに思っております。

しかし、この大芝高原は、先人の残してくれた貴重な財産であることであります。そういったことで、果たして、あの都市公園内に民間導入ということが妥当であるかどうかということは、これは村民的な議論をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。議会含めて、議論をさせていただければというふうに思っております。

したがって、現在は、都市公園内の部分で民間活力の導入というのは大変難しい話であり、将来的な課題の中で議論をしていく問題であるというふうに捉えておるところでございます。

また、この大芝高原というのは、道の駅の話が出ましたけれども、当面は現施設でも道の駅としての機能を満たしております。したがって、現行の中で道の駅登録を果たして、ナビ登録ということに載せていただければというふうに考えておるところであります。村全体としては、ほかに最優先度高い施設整備がありますので、当面、この道の駅に大規模な投資をするということは不可能であります。そのことは御理解をいただきたいというふうに思います。もっとも優先度が高い事業があるわけでありまして、村民生活に密着した、そういったものの整備を優先的にしていかなければならないというふうに思っております。

したがって、現時点では、民間を視野に入れた施設をつくり、テナントを入れる、こういうことは考えていないところであります。将来的な課題として捉えて、議論していく必要はあるというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 都市公園法の改正という国全体での動きもあるということで、将来的には可能でもあるし、先ほど出ました、都市公園の中の10分の3までは建築の部分も可能性があるということで、私としては、従来からの見方よりも多少、大芝の整備について少し展望が開けたのかなというふうに思いますので、かつて、南箕輪の商工会では、観光で仕事をしている、営業をしているところは1軒もないというようなことで言われてきました。

しかしながら、イルミネーションも始め、大芝等含めて、南箕輪村も、これから観光という部分についても積極的に取り組んでいくという可能性が出てきたわけでありますから、この辺については、商工会さんとか、あと村民の皆さんとの話し合いというか、意見を聞く機会もありますので、こういう点では、今後の課題として取り上げていくという、そういう気持ちはあるかどうか、もう一声お願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） もう一声というお声を、御質問でございます。

大芝高原全体を考えますと、健康と癒やしの森、このことで前々から申し上げておるところであります。施設を整備するべきところは都市公園内、そのほかにつきましては、貴重な自然として守っていく、こういうことで考えておるところであります。貴重な自然の中におきましても、セラピーロードだとか、いろんな部分で今活用をしておるところであります。そういった自然環境を守りながら、住民の健康の部分に生かしていければというふうに思っております。

都市公園の分野でございます。これ、先ほどから申し上げておりますように、まだまだ本村の場合には、優先度の高い事業をやっていかなければなりません。そのことが最優先でありまして、同時に、そういった部分が終了すれば、今、山崎議員御質問のような面も可能かなというふうには思っております。そういった面で、村民議論は必要であるというふうには感じております。これは大変難しい問題であるというのは、貴重な大芝高原の中に、そういった部分を入れていいのかどうかという、このこともあわせて議論をしていく必要があるわけであります。それは、課題として私自身も捉えておるところであります。現在ある施設、大芝荘含めて、どうしていくのかという、今かなり老朽化しております。あれを修繕しながら使っていく必要はありますけれども、最終的には建てかえということになれば、これは、今の村の体力ではなかなか難しい面もあるところでありますので、そういった面も視野に入れながら考えていく必要は出てくるというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 常々思っておるんですけども、大芝高原の最大のメリットは平らであると、近隣の市町村も幾つかの観光地を抱えてますが、大きな傾斜を持っている、地理的に奥のほうへ行っていかなければならないというような部分でいけば、大芝高原のすばらしい平地林を生かした魅力、これをさらに生かしていくということを、重要な課題はほかにもありますので、ただ明るい展望を持って、大芝をみんなの力で整備していくと、こういう形で進めていっていただきたいなというふうに思います。

2番目の質問に移ります。

高齢者の運転免許の返上促進と交通施策の充実についてというところであります。

御承知のように、新聞、マスコミ等で、毎日ぐらい、高齢者の皆さんの自動車の事故、先日も、駐車ブレーキをかけなくて移動し始めたので、ブレーキを踏もうとしたところが、アクセルを踏んで事故になってしまったというように、高齢者の運転ミス等による痛ましい事故が続いております。このことは、あすは我が身と、私もそんなに遠くならないうちに、こういった危険性がつきまってくるのかなと、こういうことでは、この問題に対する取り組みというのも重要なことというふうに思います。

その点で、まずお聞きしたいんですけども、村の今でもあります高齢者の運転免許の返上を進めていくと、この辺についての返上の状況は進んでいるのかどうかという、あと、特典もありますけれども、この辺のところにも復習を兼ねて教えていただきたいなというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高齢者の運転免許返上の状況であります。

伊那警察署で確認が可能な平成18年度以降のデータであります。現在までの総数で115人が返納ということになっております。

返納の状況は以上であります。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 1番目の質問であります。

今、115人返納をされたということですが、村でも、返納したときに、まっくんバスの回数券等のプレゼントという制度もあります。それだけで、特典はある意味で一時的なものであろうかと、長く続けるためには別の特典も考えられるのかどうか、そういった考えを今持っておられるのかどうかというところについて、1番目の質問としてお聞きしたいところであります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 特典というようなお話でございます。

平成26年10月から、障がい者の皆さんや75歳以上の高齢者の皆さん、運転免許証を自主返納された人は、まっくんバスの回数券50枚、金額にして1万円分を交付させていただいております。これまでに、高齢者の方30人、障がい者の方7人に交付をしております。平成29年度からは、年齢に関係なく、運転免許証を自主返納した方は、運転経歴証明書を提示いただければ、運賃が半額というふうになってまいります。障がい者の方や75歳以上の高齢者の方で運転免許証を自主返納された方については、100円の回数券を100枚交付するようになります。したがって、無料で乗車できる回数が、平成28年度までは50回であったものが、倍の100回にふえるということになります。さらに利便性が増すこととなります。また、回数券を使い切ってしまった後でも、運賃の半額、このことは継続を平成29年度からはされてまいりますので、運転免許証返納による不便感というのは若干軽減ができるのではないかとこのように思っております。これは1回切りの措置と同時に、半額というのはずっと続くということでもあります。

いずれにいたしましても、高齢者の足の問題というのは、これから本当に重要な問題、課題となってまいりますので、その辺はしっかりと考えていく必要はあろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 29年度からも半額、いろんな制度が始まるということで、これはすばらしいことであると思います。

ただ、この暮らしの便利帳というところに、返納したときの回数券をプレゼントするというようなことが、ちょっと読んだところ載っていないような気がします。こういうようなところも整備をしていく必要があるかというふうに思いますので、お願いしたいというふう

に思います。

幾つかの特典がふえるわけでありませうけれども、(2)の質問になりますが、そうはいつでも、これから高齢者の方が順次ふえていくことになります。4月1日からは定住自立圏の路線バスが走るようになります。それから、まっくんバスもまたダイヤ改正が行われてきます。そういった意味では、少しずつ高齢者のための交通施策というのが進んでいる。これは、喜ばしいことでもありますけれども、このまっくんバスタ自立圏バスとのコラボレーションとか、いろんなところでおりたら、そこに循環バス、自立圏バスが来るというような部分も、もっともっと充実していく必要があるかなというふうに思います。

高齢者の方が、なかなか免許を返上されないという一つの理由の中に、歩くときには非常に困難な歩き方をするんですけれども、車だと移動が、遠くまで行けるといふ、その魅力で、なかなか免許も返すという部分がなかなか進まないという部分もありますので、この辺のところについては、大きな気持ちの中で、今後、高齢者の移動の利便性を高めるということの中での村長の考えがあれば、聞かせていただきたいとしたいと思います。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 先ほどから申し上げておりますように、高齢者の足の確保というのは、これからますます重要な課題となってまいります。本当に、買い物をどうするのか、病院をどうするのか、そういったことが課題と今もなっておりますし、これからさらに進んでくると考えております。本村のような、本当にコンパクトにまとまった地域であっても、車がないとなかなか難しいという、これはそのとおりだろうというふうに思っております。

まず、まっくんバスの話が出ました。定住自立圏の3市町村の縦断バス、走ります。南箕輪村村内もかなり停留所は多くなっておりますので、そういった利便性は高まるというふうに思っております。中央病院に寄り、伊那市の市街地、箕輪の、逆の方向で行くと、大型店まで行きますので、それはかなり利便性は高まるというふうに思っております。しかし、153沿いの皆さんだけであります。まっくんバスをどう接続させていくかという、これはかなり難しい課題であります。したがって、全てに満足いただけるような施策というのは、これはちょっと難しいというふうに思っております。できる限り接続をよくしていくというのは考えていかなければなりませんけれども、全てにということは、これは本当に難しい、至難のわざでありますので、そんなことは御理解もいただきたいなというふうに思います。

そのほかの部分で、本村といたしましては、福祉輸送サービスというサービスを行っております。これは、利用回数制限があります。月2回ということになっております。目的地への往復の場合であります。片道の場合は4回であります。ただ、行ったきり帰ってこれないというわけにはいきませんので、月2回というのが一般的かなというふうには思っております。利用時間1時間以内であります。この制度につきましては、登録時の保険料1,000円を御負担いただければ、無料で利用することができる事業であります。ただ、今申し上げましたように、月2回でいいのかどうか、あるいは今の利用者範囲でいいのかどうかという、こういう検討は私は必要だというふうに思っております。見直しも必要であるという考え方を持っております。福祉サービス向上の観点から、また、自主返納の観点から、両面から見ても見直しは必要であるというふうに思っております。

ここでの答弁はその程度にとどめさせていただければありがたいなというふうに思います。
議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番目の質問に移ります。

この4月から、北原のふれあいの里にも新しい停留所が設けられることになりました。少し手前のところから曲がってってしまう今までの交通体系だったんですが、ふれあいの里という高齢者の方が利用している施設のすぐ近くに停留所ができるということで、ただ、この中で、担当課の皆さんには本当に苦勞されて、ほかのところのデータで、利用が少ないところの路線を変更したりして、ここに新しく停留所をつくったということに対して、非常にそういう意味では、私も相談を受けた1人の者として、感謝をしている、敬意を表するところでございます。そういった意味で、まっくんバスのダイヤを一つ変えること自体も、大変な努力が要るなということはわかりました。

そういうことではありますけれども、今後さらに高齢者の方がふえていく。別の高齢者の方から質問が、話がありまして、まっくんバスの現在のところも、いわゆる店の名前を出すわけですが、綿半というスーパーセンターがありますが、そういうところへも停車してほしいな、品物が豊富なもので、そういうところも行きたいという、そういう意見もありました。いろんな制約もあろうかと思えます。ただ、買い物という一つもあると思うんですが、高齢者が外に出る機会ということで、その人たちが買い物ももちろんすると思えますけれども、そんなところで、少しゆとりを持ってゆっくりしたいと、そういうような気持ちもあるそうです。そういった意味で、これから、そういったことに対しても考えていく必要があるのかなということでもあります。ですので、これは、すぐ停留所をつくるということも、先ほどの話じゃないですけれども、大変難しいことではありますけれども、そういった意見もあるということでもありますので、この辺について少し、考えがあれば聞かせていただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 直直） まっくんバスの御質問でございます。

まっくんバスは、かなり細かいところを回っておるところであります。1日5巡回しております。停留所等につきましては、乗降車数を参考にしながら、廃止をしたり、新しいところをつくったりということをやっております。この4月からは、ふれあいの里、原医院さん含めまして3カ所の新たな停留所設置をしております。ただ、ショートカットをしたりとか、廃止をしたりとか、そういうところもあるわけでありまして。御要望を全てかなえるということは不可能でありますので、その辺はそんな御理解もお願いしたいなというふうに思います。要望、数限りあると思えます。最終的には、家の前にとまって、家の前でおろしていただければ、これが一番いいわけでありましてけれども、なかなかそういうわけにはいかないということでもありますので、そんな御理解はお願いいたします。

綿半という話が出ました。ここは、ベルシャインニシザワにバス停を設置してあります。ただ、バイパスがありますので、信号機を渡っていただかなければならない。これは、お年寄りにとりましては、かなり難しいといえますか、距離的な問題、信号機渡り切れるかどうかとか、いろんな問題があろうかというふうに思いますけれども、そこでとまりますので、信号機を渡って、綿半のほうへ行っていただく、こういうことでベルシャインに設置したところでもあります。この辺はもう少し実態を見きわめていきたいというふうに考えております。

したがいまして、すぐにとりいう考え方は持っていないところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 非常に、ダイヤ改正ということ自体、一つの駅を設ける、廃止するだけでも大変なことでありますので、今後の課題として、また頭の中に入れておいていただいて、進めていただければと思います。

同僚議員さんも、この点についての質問をされていたわけですが、時間の都合でできなかった部分、代弁できたかどうかはちょっとわかりませんが、これで2番目の質問を終えて、3番目に移りたいと思います。

中央アルプスのジオパーク化の一環として、村としては経ヶ岳をもっと前面に売り出してはというふうに考えたところであります。

先日2月16日に、箕輪町の交流センターで、山陰地方でジオパークの協議会の主催で講演会がありました。山陰地方でジオパークについて取り組んでいらっしゃる、今井ひろこさんの講演を聞くことができました。やっぱり、こういうことを進めるには、熱意のある人がやっぱり要るんだなと、こういうことをつくづく感じたところであります。女性で、お母さんの立場でありますけれども、今はジオパークをするために一生懸命努力されているということであります。その今井さんの話の中にもありました。ジオパークとして認定される地域、一つの特徴としては、やっぱりその地域が全体で盛り上がっていかないと、この地域をどういうふうにしていくかという理念があるところがやっぱり認定されていく。ジオパークの語源は、ギリシャ語でガイアという名前だそうであります。現在は、世界じゅうで33カ国、119地域が認定されているということで、世界遺産に比べると、世界遺産は1,052カ所ということで、すごい数だそうですが、ジオパークはまだ119地域だそうです。4年に1回の見直しで、その地域がどれだけの努力をしているかということで、認定を取り消される部分もあるということで、今ここで取り組んで、南アルプスは2回クリアしたということであります。これからは中央アルプスも含めて取り組んでいかれるということであります。

そういった点で、私も、前にも質問をしたところであります。南箕輪村には、最高峰、経ヶ岳2,296メートルというすばらしい山を抱えているところであります。中学校でも、毎年、経ヶ岳競歩を実施していますし、公民館活動でもハイキング等、実施しているところでありますが、せつかくのこの最高峰、もっともこの地域に広めていくことがいいんじゃないかなと、文化活動です。これは、西箕輪の羽広にある仲仙寺とのかかわりもあります、経ヶ岳という名前の由来にもあります、慈覚大師がお経を納めたという、そういった文化的な面、さらには、観光、スポーツで、自然環境を守っていくという意味でも、もっとも村民の人、さらには村民以外の人にも紹介して進めていくと、開発も進めていくということであることがいいんじゃないかなということで、新聞の中にも、経ヶ岳に対するボランティアのグループもできるというような話もあります。村で取り組みを始めましたバーティカルリミットも軌道に乗りつつあります。そういった意味で、さらにこの経ヶ岳という部分も含めて取り組んでいくことは、明るい南箕輪をさらに広げていくということで大事かなというふうに思いますので、この辺のところについての考えを聞かせていただきたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ジオパークを含めての御質問であります。

ジオパークにつきましては、議員御指摘のとおり、熱意のある方がいなければ、これは難しいというふうに言われておりますし、盛り上がり、地域の盛り上がり、これが非常に重要となってまいります。ただ、最近の傾向は、認定が本当に厳しくなってきたおる、このことは言われておるところでございます。

経ヶ岳をそういったことに絡めましてというお話でございます。今年度は、地方創生の連携事業といたしまして、駒ヶ根市を中心とした6市町村で、地方創生加速化交付金事業の中でこの実施をしております。経ヶ岳につきましても、登山道の整備、PR映像の作成、ガイドブックの作成を今進めておるところであります。経ヶ岳周辺のPR映像と登山用のガイドブックについては、間もなく完成をしております。

経ヶ岳、200名山に位置づけられておるところであります。つい先日でありましたけれども、何ていうか、田中さんという方でしたか、100名山を制覇して、200名山、今、挑戦をしている、経ヶ岳の挑戦のテレビが流れました。ちょうど私見られませんでしたので、DVDにとって見たところでございます。経ヶ岳、頂上、昔行ったときは荒れ放題だったけれど、本当に整備をされたんだなという思いもしたところでもあります。また、同時に、経ヶ岳が好きな人たちがボランティアの会をつくっていただけるというような、そんな動きもあるということでもあります。200名山の一つとして、経ヶ岳をPRしていく、このことは本当に大切なことでもありますので、やっていきたいというふうに思っております。

パーティカルリミットも、ことしも開催をしております。また、ことしは、キッズに部門の参加も予定しておるところであります。そういったことを含めると、1,000人規模ぐらいの大会になるのではないかと、そういった折にも、この経ヶ岳、宣伝をしていければというふうに思っておるところであります。

観光に力を入れていく、このことは交流人口の部分で大切なことでもありますけれども、開発という部分につきましては、これはなかなか難しい面がありますので、その辺は時間がかかるのではないかなというふうに思っております。常に費用対効果、このことを考えていかなければなりませんし、まだまだ本村の場合は、先ほどから申し上げておりますように、もう少し足に地をつけた事業をやっていかなければなりませんので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 観光とか、開発とか、そういう部分については、すぐ効果が出るわけではないと思います。この講演会で今井さんが最後に言われてました、ジオパークというのは漢方薬と同じだと、即効性はないんですけれども、ゆるく、長く続けてこそ効果が出てくると、こういうことで、確かにそのとおりだなということで、少し時間は要すると思いますけれども、理念を持って取り組んでいくということが大事なかなというふうに思います。

最後に、私も同僚として同じく仕事をさせていただきました、この3月で退任されます3人の課長様方、大変お疲れさまでした。

これで私の質問を終えたいと思います。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

これで、通告のありました全議員の一般質問を終わります。

なお、17日、最終日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことに

いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前10時48分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 9 年 3 月 1 7 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|--|-------|
| 第 1 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 2 | 発議第 1 号～発議第 2 号 | 提案～採決 |
| 第 3 | 議案第 1 号～議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 9 号、議案第 11 号 | 討論～採決 |
| 第 4 | 議案第 12 号～議案第 17 号 (委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 5 | 議案第 18 号～議案第 19 号 | 討論～採決 |
| 第 6 | 継続調査事項の採決 | |

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 清水閣成
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋

住民環境課長 埋橋嘉彦
健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆浩
代表監査委員 原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年3月17日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） こんにちは。

議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案が2件提出されました。それに伴い、先ほど議会運営委員会を開催したところでございます。次のとおり決定しましたので報告いたします。

意見書案2件を本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、意見書案2件を本日の会議日程といたします。

これから、請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託の請願第1号、第2号、陳情第2号、前議会から継続審査になっていました陳情第17号を審査した結果を会議規則91条の規定により報告いたします。

最初に、継続審査になっていました陳情第17号「南箕輪村における中小企業振興に関する条例の制定を求める陳情書」についてですが、担当課から説明を伺ったところ、前向きに検討していただけるというお話を伺いました。

審査の結果ですが、趣旨採択4です。趣旨採択するものとします。

請願第1号「「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願」についてですが、審査していく中で、請願の趣意文、紹介議員からの説明を受けました。

意見としまして、国会で審議中であり、地方議会が審議するには大変難しい内容である。内容が予想で、国民の不安を増長する内容になっている。テロは許してはいけない。法案をつくることについては、国民の70%が賛成しているという意見が出ました。

審議の結果ですが、賛成1、継続3、結果、継続するものとします。

請願第2号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願」、これについては、2月27日の日と3月15日の日、2回、常任委員会で審議をさせていただいております。審議方法については、請願の趣意文、紹介議員からの説明を27日の日は受けております。参考資料とし

て、オスプレイの国内配備に関する長野県の対応、県管理部長からの質問書、それに対する北関東防衛局次長の回答書、練習区域の地図、また環境大臣、防衛大臣への県知事、県市会会長、県町村会長名の要請文を参考にして、審査しました。

意見としましては、日米安保で、アメリカが日本を守ってくれている。中止を求めるのはおかしいことである。欠陥機と言っているが、どこが欠陥かわからない内容になっている。厳しい検査を通ってきているし、日本に配備していく計画がある。既に9機発注、15機までしていく予定である。県と歩調を合わせていきたい。危険があるのはわかるが、能力的なものもある。県から出された要請文を直して提出してはどうかというような意見が出ました。

3月15日の2回目の審査ですが、これは、3月9日と13日の日に、長野県の北信上空を飛来したことにより、委員会を開いて審議しました。その中では、長野県の状況、対応、県会では継続審査になったという話があったり、日米の合同訓練が行われている新潟県の関山の状況だとか、群馬県の相馬原の状況等もお聞きする中で、審査を進めさせていただきました。

意見としましては、大騒ぎしなくてもいいのではないかと。一部の反対する人の影響をされ過ぎではないか。平和ぼけしているのではないかと。北のミサイルが飛んできている中、合同訓練を関東で行うことは必要なことである。環境面への影響は心配な面があるが、中止だ、飛ぶなというのには賛成できないという意見が出ております。

2回の委員会審査、丁寧に行わせていただいたつもりであります。

審議の結果ですが、賛成が1、反対が1、趣旨採択が1、継続が1、全てが同数だったため、委員長の採決で継続するものとします。

陳情第2号「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情書についてです。審議内容は、陳情文、参考資料としては、非核平和村宣言に関する決意文、非核三原則に関する国会決議の流れ等を資料として使わせていただきました。

意見としては、日本は核爆弾の唯一の被爆国で、賛成するべきだ。世界的に、核保有国、非核保有国との合意が難しい。日本は、アメリカの核の傘の下にいる。大変難しい問題であるという意見が出されました。

審議の結果、賛成2、継続2、同数となりまして、委員長採決で継続とするものとします。

以上で、総務経済常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎）何か、ありますか。

8番（三澤 澄子）ただいまの総務委員会の審査結果でありますけれど、今、継続が三つになっております。その質疑の内容について質問を、委員長報告に質問をしたいと思っておりますけれど、御許可いただけますか。

議長（原 悟郎）ただいまの説明では足りないということですか。

8番（三澤 澄子）はい。

議長（原 悟郎）それじゃあ、どうぞ。

8番（三澤 澄子）今、先ほど、議長さんが表彰されて、議会基本条例をつくって、議員表彰、議会、表彰されたという、今、お話をされました。私が出たときではありませんけれども、立派な議会基本条例をつくったというふうに認識しています。

そういう中で、今、総務委員会の審査結果ですけれども、今でも何か、陳情・請願に対しては誠実に審議するという項目が議会基本条例の中で書かれております。住民の提案として

受けとめるということで、誠実に審査するという項目があります。その点に照らしてどうかということで、今出されている陳情・請願についてですけれども、最大限尊重されなければならないというふうに私は思っています。国民の安全や人権や民主主義が危機にさらされている今出されている問題でありますので、今議会で結論を出すことが基本じゃないかというふうに思います。

今、委員会では、採択と趣旨採択が半数あったというふうに、その二つの陳情と請願には2件ありました。そういうことだと、その場合、委員長は、個人の考えを優先させるべきではないと思います。この場合は、原則採択とするのが議会であると理解していましたが、継続した理由をもう一度、委員長判断として継続したという理由をもう一度お聞きします。

議長（原 悟郎） 委員長、答弁できますか。

百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

陳情2号についての話ですか、今の。全てについてですか。

8番（三澤 澄子） 請願2号と陳情2号ですね。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） はい。

三澤議員が言われるように、決して、住民から出てくる請願・陳情をないがしろにしているつもりはありません。委員会としては、委員も交えながら、全て審議しております、報告したとおり。その中でどういう結論を出していくか。同数の場合は委員長が出す、出して決まっていって、これは多数決の原理ではないことなんです。

請願2号について、オスプレイのこの低空飛行訓練中止を求める請願についてです。これは、私、審査結果の話の中でも出しましたけれども、長野県の管理部からの質問書が出ていたり、北関東防衛局次長への質問書で、回答書も来ております。長野県とすれば、県知事と市長会、町村会長の3名の連名で要請書を上げております。

私が、この新潟の関山、群馬の相馬原、この訓練場所になっている部分の話も、新潟の県庁、群馬県の県庁に、電話をしてお聞きしました。その中で、長野県は、9日と13日にオスプレイが上空を飛んだ。県庁にも、100件近くの確認情報、また苦情の電話もあったそうです。長野県の県庁の防災管理課にも私、聞きました、この審議をする前に。そういう中で、委員会としてどうしたらいいかというお話なんですけれども、新潟県、群馬県については、このオスプレイ、情報というのはこういう訓練の性質上、事前にはやはりもらえないというのが、長野県の管理部もそうです、新潟の管理部もそうです、群馬の管理部もそうなんです。そういう中で、これだけ長野県の中では苦情があったという。新潟県はどうでしたかと聞いたたら、新潟県は1日2件ほど、群馬もそうです。1日2件ほどだったそうです。訓練をしている中の関山の地域についてはどうですかと聞いたたら、一切そういう話は起こっていませんと、群馬の相馬原の御近所の関係も聞いたたら、一切そういう話は来ておりません。市町村からこういう陳情とかが出てきているんですかというお話も聞きました。そうしたら、新潟も群馬もそういうものはないというお話の中で、私なりに考えて、これは、今後、継続として、もう少しゆっくと委員会として検討していくべきだということで継続の結論を出させていただきました。

陳情の2号についてなんですが、これは、核なき世界をめざす、この文面を見ればわかってもらえるかと思うんですけれども、核兵器のない平和な世界、平和と共生の地球社会の建

設、これは誰もが望むところです。ただ、この陳情の内容で出ている、国連での日本が反対したということですね。日本は、戦後唯一の被爆国として、核なき世界の実現を掲げ、核軍縮に取り組んできております。これからもそうです。一昨年になりますか、長崎で行われたパグウォッシュ会議の宣言文でも書かれておりますし、昨年、広島で行われたG7の広島宣言からもわかることなんです。非核三原則についても、日本のこれは国是になっております。この国連での流れなんですけど、2015年の12月に、核兵器のない世界に向けた法的措置を検討する作業部会を設置する国連総会の会議で採択されております。それを受けて、2016年2月と5月と8月の3会期にわたり開催された作業部会で、核兵器禁止条約交渉の会議を2017年から開催するよう、国連総会に勧告する報告書が賛成多数で決まりました。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長、趣旨をきちんと、だけ簡略に説明して。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） いえいえ、ここが一番大事なところなんですけれども、私が考えた中では。

この中で、なぜ日本が、今まで棄権していたんです、この決議文には。報告書の採択については、今回、反対票を投じた、これ、なぜなのかなということなんです。

8 番（三澤 澄子） 国の説明であって、百瀬議員の今取り上げるべきところじゃないですよ。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 済みません、それを参考にしないと。

議長（原 悟郎） 三澤議員ちょっとお待ちください。

簡略をお願いします。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 佐野利男軍縮大使は、こう述べております。「実効性に核軍縮を進めるためには、核保有国と非核保有国の協力が必要である。国際社会の総意が必要と主張してきたものが反映されなかった」ということは、結局、核軍縮を進めるためには、非核保有国が幾ら決議して法律をつくってしまっても、核保有国がそのテーブルにのってこなければ、何にもならないということなんです。日本がそれを、被爆国として、核非拡散防止条約NPTで体制を強化するものを求めて、それが決議されているんです。23年間連続で決議されているんです。これ、アメリカも賛成しているんです。そういうプロセスを踏んでいかないと、幾ら核のない世界をつくろう、つくろうと言っても、核保有国がのってこないテーブルでは話になっていかないということで、私は、今後の流れ、これは、日本がこの協議から撤退するとは言っていないんです。また、他国間での交渉に参加する用意があると言っているんです。それを見据えていきたいということで、今回、私は、継続審査という判断をさせていただきました。

議長（原 悟郎） まだ、あれですか。

簡略をお願いします。

8 番（三澤 澄子） 簡略に言います。

今、百瀬議員が説明したことは、政府の言ったことをそのまま追認しただけであります。出されている陳情や請願に対して、きちんと判断したのかということと、住民の側に立って、委員長として判断をしたのかということをもう一度お聞きします。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 大変申しわけないんですが、出された陳情・請願を、表面的に見ることは誰でもできることなんです。これを、どう深掘りして、なぜそういうふ

うな判断をしなきゃいけなかったかという深掘りをぜひともする中で、皆さん、していると思うんですけども、私も、それを深掘りする中で判断させていただきました。

以上です。

議長（原 悟郎） 続けます。

委員長報告に対する、平成28年陳情第17号「南箕輪村における小規模企業振興に関する条例の制定を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第17号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第17号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、平成28年陳情第17号「南箕輪村における小規模企業振興に関する条例の制定を求める陳情」は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 福祉教育常任委員会に付託の請願・陳情を審査した結果を報告いたします。

陳情第1号「県に対して「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提出を求める陳情書」につきまして、審査結果は採択といたしました。まず、会議規則第91条の規定によりこれを報告いたします。

陳情第1号の内容につきましては、最近の政府や全国、県内の流れ、また今定例会の一般質問等にも出されておりますので、皆様、深く御承知と思われまますので、内容につきましては、私からの説明は割愛いたします。

委員会の審査の中身は、採択が2、継続が2ということで、委員長が採択1加わりまして、採択といたしました。

採択についての主な意見は、若い世帯や貧困世帯、障がいを抱える方々の御家庭等、窓口の無料化をし、この村では、高3まで行っていることもありますので、加えて、レセプトを含む全ての無料化を進めるべきだという意見が主でした。

継続の2名につきましては、長野県で、我が唐木村長も所属する、長野県福祉医療費給付事業検討会が今検討を行っている中で、また県内市町村長でしょうか、アンケートの集約結果で、その検討結果を今出しているところだと、それを待つ必要があるのではないかとということで継続を主張されたお二人がありました。

委員長につきましては、政府、長野県の動きで、基本的にはこの窓口無料化、細かいこと

は置いておいてですけど、進めていく方向性は、陳情の訴える方向性が同じであり、無料化の年齢とか、レセプトの額や、とる、とらないといった細かい項目は、なお調整、検討の必要があるだろうかということで、採択いたしました。

後ほど意見書の提出もいたしたく、皆様の採択の御賛同をよろしく願います。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する、陳情第1号「県に対して「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今、委員長から、いろいろ御説明を聞きましたが、この審議する最中に、コンビニ受診といますか、今度、県のほうも、就学までは窓口の無料化をやっというということで、腹が決まったということは承知しておりますが、それ以降、無料にしろと、年齢の高いのも無料にしろと、こういう話であります。これは、県のほうでも今検討を加えているということでもありますし、確かに、全国的に見ると、実施している県のほうが多いわけですけど、本村の場合、高齢化率が一番長野県下で低い、なおかつ人口、社会増、そして自然増、これらも非常に県下一高いと、こういう中で、本村の場合、自分の自宅を中心に、東西南北5分走れば医療機関に行き当たるというようなことで、県下で今、本村が医療費のかかる自治体として、17位だかにランクされております。県下一若い村は、そして、人口が伸びる村が、医療費は決して安くはないんです、高い位置にあると。これは、余りにも便利過ぎて、非常に、ちょっとしたことで医者へかかると。ちなみに、下伊那郡の大鹿村あたりへ行きますと、我慢しちゃうと、ちょっとしたことは。または、昔からやってきた漢方とか、そういったものを利用することによって、多少のことはそれらの民間療法も兼ねながら我慢をするということで、大鹿村あたりは県下一医療費が低いわけです。そういう実態を踏まえたときに、果たして、県のやっていることが、早くしろということなのかもしれませんが、そういった議論が出たかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） まず、済みません、私、先ほどの報告の中で、1点、住民環境課長の出席のもと検討したということをお忘れしたので、申し上げます。

そこで、今、大熊議員さんから質問がありました村の福祉医療の助成費の総額等、聞く中で、皆さん、審議しております。ただし、今回の委員会の中では、先ほど、大熊議員が聞かれたコンビニ受診とか、要は、医療に簡単にかかっているんじゃないかとか、そういった疑念に関する意見、発言は一切なかったと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 大熊議員。

9番（大熊 恵二） 非常にこの陳情の内容に詳しい議員さんが多く所属している委員会で、そういう議論がなかったというのは、いささかおかしい、おかしいというか、そのぐらい精通している議員がいて、なぜそういう意見が出ないのか、委員長はどういうふうを考えるか、その辺もお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 私、委員長で、今期に関しまして、特に、委員会でのあくまでも審議の、ここは質問を受けた場合のお答えだと思いますので、委員会の中で発言していただいたことは、私、申し上げるべきでないと思っているんですけど、大熊議員にあえて聞かれましたので、私個人としましては、窓口無料化が医療に簡単にかかってしまっの懸念を、違った、今までの、過去の経緯の中で発言してきたことは確かですけど、今回に関しては、もうそこまで発言するまでもないと思ひまして、あえて発言しませんでしたので、そういった点でお含みいただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

5番、百瀬議員。

反対ですか、賛成。

5番（百瀬 輝和） 賛成です。

議長（原 悟郎） 賛成。

反対の討論の方、おりますか。いいですか。

9番（大熊 惠二） 陳情1号、今の問題だね。

議長（原 悟郎） そうです。

9番（大熊 惠二） はい、反対。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 一応、反対討論をさせていただきます。

やはり、これは、県のペナルティーもありますし、そういったことで村の財政が、それによって傾くというようなことはないにしても、やはり県のペナルティーを受けずに、健全財政を維持していくと、やはりそういう流れが、何でもやれやれはいいですよ、福祉もやってもらいたい、あれもやってもらいたい、これもやってもらいたい、ただし、消費税は反対、こういう議論では、世の中進まんわけです。財布がどこにあるのか、借金だらけの、1,000兆円を超える日本の財政ですから、プライマリーバランスも予定どおりできないと、国ではもう認めているわけです。そういう中で、例え、これが小さくても、やはり県のペナルティーがなくなれば、それはそれで、私は賛成なんですけど、県のペナルティーがある以上、これは、やはり県が進めて、県も当然前向きに進めていることだと思います。そう時間もかからず、この陳情の中身のように、窓口無料化は進んでいくものと思いますが、それまで我慢をするということも私は大事。日本人は、最近我慢がない。

そういう点で反対討論をいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

陳情第1号への賛成討論ということで言わせていただきます。

医療費窓口無料化について、なかなか進まなかった理由に、国が市町村の行う子供の医療

費助成について、現物支給化した際に、国民健康保険の国庫負担金を減額調整するというペナルティーを課してきたところがありました。それを避けるため、長野県では、一旦窓口で支払う、償還払いでの助成がなされてきたところです。しかし、一昨年の通常国会において、公明党山口代表が、このペナルティー撤廃に向けたことを言及したことを受けて、国では、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で、見直しに向けて検討されてきました。その検討を踏まえて、昨年12月17日に開催された、国保基盤強化協議会の場で、塩崎厚生労働大臣から、国の見直し方針が示されたところであります。国の結論は、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととしたいとされています。

こうした状況を踏まえて、公明党長野県本部では、昨年12月28日に、阿部知事に対し、子供の医療費の見直しに関する要望を行い、知事からは、国の結論を踏まえて、子供の医療費の現物給付導入に向けた市町村との検討の場を速やかに立ち上げ、見直しを行うとの回答をいただいたところです。

南箕輪村におきましても、私が、唐木村長に、1月10日に同検討会への参加の要望書を提出させていただきました。1月27日には、第1回の長野県福祉医療費給付事業検討会が開催され、唐木村長もメンバーで出席されております。解決する問題はいろいろあると思いますが、1日も早い速やかな移行を望むところです。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで意見書案が提出されておりますので、議題といたします。

発議第1号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

発議第1号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提案理由を申し上げます。

せんだっての一般質問でも、詳しく、子ども医療費、障がい者の福祉医療費の窓口無料化については質問をいたしました。御存じのように、村長が、市町村長の立場で検討委員会に入っております。頑張っていたきたいというふうに思うわけではありますが、村長さ

んもおっしゃられたように、町村長さんの皆さんからも、ほとんどの町村は高校3年まで実施しておりますので、そういう観点で頑張ってもらいたいという要請も受けているというふうにお聞きしました。検討委員会は、そういうことで、どのように進むのかというのは、これから粛々と進むというふうに思いますけれども、やっぱり6県のみを残して、一貫して長野県は窓口無料化は実現されてきませんでした。そういう中で、今度やっと、厚労省の方針を受けて、窓口無料検討に入ったところでもあります。この間、何回も、議会にも陳情が出されておりましたけれども、議会としては、本議会としては、最大、趣旨採択までは採択されましたけれども、一度も採択という形になっておりません。なので、議会の意思として県へ上がっていった事実はないわけであります。村長が検討委員会で頑張ってくださいという激励の意味も込めて、議会として決議を上げていきたい、意見書を上げていきたいというふうに思います。

では、読んで、提案理由にかえます。

子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書。

格差社会が進む中で子供を抱える若い世帯、ひとり親世帯、障がい者やその家族が、経済的心配をしないで安心して医療を受けられる機会が保障されるよう、福祉医療給付の改善を願ってきました。当面の医療費の心配をすることなく受診することにより、疾病の早期発見、早期治療にも繋がっています。

医療費窓口無料化が進む中で、窓口無料を実施していない県は長野県を含め6県のみとなり、全国では8割を超える市町村で子ども医療費の窓口無料（現物給付）制度が実施されています。厚生労働省でも、子どもの医療費助成に係わって、窓口無料を実施している市町村に対しての国保の減免調整措置の一部廃止を各都道府県に通達しました。

こうした中で、長野県でも現行の自動給付方式ではなく、窓口無料の一刻も早い実現を求めます。

記

1 子どもや障がい者等の福祉医療給付制度は、現行の自動給付方式をやめ、一刻も早く窓口完全無料にすること。

2 制度の在り方検討会に子どもの親や障がい者などの当事者を参加させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上を提案理由として説明しました。皆さんの賛成をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号の採決をいたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第2号「核なき世界」をめざす核兵器禁止条例への賛成と核廃絶の平和外交の推進を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

発議第2号の趣旨説明を申し上げます。

「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と核廃絶の平和外交の推進を求める意見書。

アメリカの広島、長崎への原爆投下から72年、人類が生み出した最悪の残虐兵器、核兵器の禁止、違法化を図る国際条約をつくる初の国連の会議が、いよいよ今月27日からニューヨークの国連本部で始まります。核なき世界に大きく動こうとしております。2016年4月には、被爆者が初めて呼びかけた署名、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶、国際署名が取り組まれ、長野県は、全市町村長さんの署名がされ、国連に届けるようにと、今、長野県でも大きく運動が広がっております。

こういう中で、核兵器は本当に人類とは相入れないものだというふうに思います。村でも平和村宣言をしております。そういう内容を含めて、住民の声として、村の総意として、核なき世界をめざす核兵器禁止条約への賛成と核廃絶の平和外交の推進を求める意見書を上げていくべきだというふうに思っております。

読み上げて、かえます。

国連総会軍縮委員会において、核兵器の非合法化をめざす「核兵器禁止条約」制定の交渉会議が、3月下旬と6月中旬～7月上旬に行われます。2016年10月国連総会（軍縮・国際安全保障問題）で2017年に核兵器禁止条約の交渉を開始するという画期的な決議が、123カ国という圧倒的な賛成多数で採択されました。

決議では、核兵器の使用は破滅的な人道的結末をもたらすと強い懸念が示されています。禁止条約には、非人道的な核兵器の使用禁止が書き込まれる見通しです。条約が成立すれば待望の「核なき世界」への第一歩となります。

日本政府は、これまで核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会の決議には「棄権」を続けてきましたが、今回の歴史的決議に際しては、アメリカの恫喝に屈してさらに後退し、「反対」の態度をとりました。唯一の戦争被爆国政府にあるまじき、日本国民の意見を踏みにじるものです。核の非人道性は、広島・長崎の地獄のような原爆の悲劇が余すところなく物語っています。

村では、非核・平和村宣言を決議し、「核兵器のない世界」を求めて反核平和運動に一貫して取り組んできました。平和は力づくの核抑止力でなく、対話の外交力で実現すべきです。核抑止力への信奉と幻想からは訣別し、人間の智慧と良心に頼る平和外交が「唯一の戦争被爆国」の取る道と考えます。「核兵器禁止条約」制定への賛成が世界に向けたその態度表明です。

よって「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と核廃絶の平和外交の推進を図るよう要請するとともに、核廃絶の決意をあらわす証として「非核三原則」の法制化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

非常にこのことは、日本人にとっては大変大事なことであり、特に日本人の核アレルギーといえますか、この問題は大変なものがあるわけですが、最近の国際情勢を見ましたときに、すぐお隣の北朝鮮等のこのミサイルの実験といえますか、つい先日も、排他的経済水域、日本の経済水域へ3発落ちたと報道されております。この、こんな文書なんて言っちゃいかんけど、こういうものを出してみても、果たしてどれだけの価値があるのかなど、私はいつも思うんです、効果がどれだけあるのかなど。これは、もう日本人の原点として、核はもうだめなんだということは、もう日本人ならみんな理解はするところですが、ただ、すぐお隣で、そういう核の開発が進んでいるというようなことに対して、どのようなお考えをお持ちなのか、識見の高い三澤議員さんにお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） いかなる国であろうとも、核兵器を持つてはいけないし、使つてはいけないし、そのことはもう絶対的なことだというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 北朝鮮の、そういったことに耳を貸さないというようなことに対して、どういう努力をすればいいのか。今、何曜日でしたっけ、いなっせの角で、マイクをやつて、核反対つてやっている団体があります。このバックは医療生協の団体だというふうに理解しておりますけれど。それをやっているのに、すぐお隣の北朝鮮では、こういう問題が、耳を貸さない。これに対して、もう少し、北朝鮮反対ぐらいのことは出ないのかどうか。韓国の従軍慰安婦の少女像を日本大使館の前から撤去してもらいたいと、そういう声はどうして出ないのか。非常に矛盾があるんですね、その部分的なことで。私は、この日本に原爆を落としたB29のエノラ・ゲイ、これの実物をスミソニアン博物館、アメリカに行つて見てまいりました。非常に時代が経過しておりますので、日本人以外は余り関心を持っていない。もう少し世界の方にそのスミソニアンで見てほしいなと思って私も見学をしてまいりましたが、もうアメリカに行かずとも、すぐお隣でそういう問題がどんどん起きているということに対して、もう少し真剣に、こういう団体は、要するに、市民団体と称して政党がバックにいるという、これをもう少し突き詰めて、北朝鮮に対してどうするんだというぐらいのメッセージを、私はぜひ発してほしいなと、十分そういう識見もあり、行動力もあり、発言力もある皆さんですから、その辺をもう一度聞かせていただけないですか。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 毎週金曜日に、いなっせ北側でやっている、さよなら原発の会があります。反核ではありません。さよなら原発の会がありますので、原発をなくそうという運動を毎週金曜日にやっております。

今、北朝鮮の話が出ましたけれども、私たちは、その都度、抗議を上げております、北朝鮮のっている行動については。それと同時に、ここに書いてありますように、あくまでも6カ国協議を初め、平和外交で問題は解決すべきというふうに考えております。

議長（原 悟郎） ほかに。

5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

3点ほど、ちょっとお伺いしたいと思います。

この意見書の内容についてなんですけれども、この歴史的決議、先ほど、私も調べてきた中では、アメリカに恫喝されて日本が屈した、反対票を投じたという事実はないんです、私が見た中では。どう恫喝されたか、ちょっと教えていただきたいのと。

あと、この核兵器が地球上からなくなることは誰しも望んでいることなんです。そういうルールができて廃絶できればいいんですけれども、ただ、それが、核保有国と非核保有国の中の温度差があって、決裂したままでは一向に進んでいかないと思います。日本の軍縮・不拡散外交ということで、外務省から、第7版、これ平成28年度に出ております。それを読まれて、日本のこの核兵器の禁止の動きをわかった上でこれを書いているのかお聞きしたいのと、これ、読まれているかどうか。

あと、国連の広報センターからも出ております。このアメリカと当時ロシアの冷戦状態の中で、この核兵器がどンドンどンドンつくられてきた流れがあります。それをとめなきゃいけないということで、国連のほうで、日本が中心になって不拡散禁止条約を結ぼうということで、日本が一生懸命働きかけてやってきていて、まだまだそのルールをつくるところまで入っていないというのが、僕の調べた中の段階なんです、そこで、最後の非核三原則を法制化すると、この核兵器がなくなるという理由、ちょっと教えていただきたいんですが。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） アメリカの意向を伺った、顔色を伺ったということでもあります。要請文があったとかいう話もありますが、ちょっとその点についての資料は今持ってきておりませんので、詳しく説明できないと思います。

あと、この間の日本がとってきた態度というのは一覧表にして持っておりますが、一貫して棄権をしてきた、決定的なときには棄権をしてきたという資料があります。読み上げればちょっと長いので、説明は省きます。今までは棄権だったものが、今回は反対という、初めて明確に反対という立場をとったということでは、本当にあるまじきことだなというふうに思っております。

非核三原則でありますけれど、今、法制化されておられません。なので、実際には、アメリカの原子力空母とかに積まれているというふうになんて言われておって、湾に入ってきて、こちらできちんと法制化していないがために、向こうから言うことはありませんし、こちら側でもきちんと拒否をすることができないという状況があります。そういうことが、そのまま核に守られているということで、見過ごしていいのかということはあると思います。

いずれにしても、核兵器の廃絶は全人類の願いでありますし、素直にその点に、1点で、

私はこのものは毎回きちんと出していくべきもの、出された陳情に対して応え、きちんと出していくべきものだというふうに思います。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） ちょっと僕の求めた答えになっていないんですが、この核拡散防止条約NPTについてなんですが、この3本の柱があるということは存じ上げてますか。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっとその内容については、ここにちょっと資料として持っておりませんので、説明、ちょっと今できません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論の方。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 委員長報告でも報告があったように、継続ということで私たち決めまして、私は継続のほうの一員というか、そういうことであつたものですから、継続の範囲でお話をさせていただきたいというふうに思います。

核兵器の廃絶ということではありますが、昨年のオバマ大統領が広島で演説されたということは非常に印象的に残っております。さかのぼれば、ノーベル平和賞ですか、これをいただいたプラハの演説にもつながってくるかなという、そんなようなことであつたと思います。

「核兵器なき世界を追求しなければならない。私が生きているうちに、この目標を実現できないかもしれないが、粘り強い努力によって、破滅の可能性を低くできる」とおっしゃっています。核廃絶は、もう今、皆さんおっしゃったように、もう世界の人々全員の願いでもあります。もう反対する人は誰もおりません。もちろん私も同感であります。

しかし、我が国は、今、皆さんがお話したように、核兵器禁止条約交渉会議、この決議で棄権を続けてきたが、反対をしたということでございます。この反対した理由というのは、禁止条約の中に、法的な拘束を持たせようという意図があつて、それについて、日本は苦渋の決断をして、反対に意思表示をしたということになろうと思います。このことは、広島とか長崎の被爆者の皆さんのことを思えば思うほど、非常に辛い決断だつたんじゃないかなというような気はいたします。

それで、背景になっているのは、もうアメリカが世界の警察官というものを放棄してからということ、中国が南シナ海だとか、東シナ海、海洋進出している。また、北朝鮮は、今も皆さんがお話しになるように、ミサイルによって軍事の脅威が増してきている。それでまた、つい先日は、中国の全人代、首相がもう朝鮮半島はいつ衝突があつてもおかしくないという話をつい先日もしておりました。そんなような状況の中で、北東アジアは、だから常に緊張の中におつるということでもあります。こういう中であつて、政府は、もう国民の生命、財産を守っていかなきゃいけないという立場に立つて、苦しい中で、アメリカの核の傘で守られる、核抑止力というものに頼らざるを得ないというのは必然だつたのかなという気もしております。

私、継続にさせていただいたということは、国がやろうとしていることも理解もできるということもありまして、少し時間をおきながら結論を出していこうということですが、そちらのほうも考えれば、なかなか結論も出にくいかなと、そんなようなことで継続の範囲でしたところでございます。

やっぱり、この陳情書の中でも、今もお隣の議員からいろんな質問出ておりましたけれども、実は私も疑問に思っているところが3点ほどございます。

タイトルのところの核廃絶の平和外交の推進、これは、先ほども話しているように、核拡散の防止条約NPT、これにはもう積極的に日本は世界をリードしていくという立場でもありますし、大きな貢献をしているというのは今の日本の実情であります。核軍縮だとか、不拡散だとか、原子力の平和利用が、お隣の議員が求めていた三つのこと、柱になるわけなんですけれども。

あと二つ、アメリカの恫喝、やっぱりこれもどんなふうなことというのは、実は意味不明なことで、もう一つ、こういうところには丁寧な説明というか、慎重な言葉を使っていたきたいなというようなことを感じております。

もう一つは、対話の外交力もそうですけれども、今も何人かの方がおっしゃってますが、核の保有国と非保有国のところの調整は、必ずしもうまくいくとはとても思えない。多分、禁止条約のほうには、核を持っている国というのは入ってこないだろうというのはもう想定されます。誰が考えたって同じだと思います。法的に禁止というか、法的な拘束を与えるところには多分入っていかないという、そんなふうなことが想像されますので、だから、なかなかもううまくいかないかなと。ということは、もう対話の外交力というのはなかなか、これを要望しても思うようには進まないんじゃないかというのは私の見解でもあります。

だから、普通、今、もう5人もここに出されているものですから、もう既に無駄な抵抗のことをしゃべっているような気もするわけですが、この方たちも、感謝すべきところは感謝するというのもう当然だし、言うべきことは言っていけというのが、多分ほとんどの方が思われているところだと思いますけれども、そういう中でもなかなか難しいんじゃないかなと、国のやろうとしていることも理解するところが大事なことでもあるという、そんなようなことも感じました。

きのうも、国務長官キラーソン氏は、北朝鮮を非核化する20年間の努力はもう失敗に終わったという、こういう発言もしておりますし、なかなか対話でというのは難しいんじゃないかなという、理想を掲げてやらなきゃいけないというのは当たり前のことかもしれませんが、なかなか難しいことかなという、そんなようなことを思って、今回は継続の審議のほうで意思表示をさせていただきました。

以上であります。

議長（原 悟郎） 先に、3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

意見書に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

私も、昨年、この国連総会の決議の結果が新聞に載りました。余り大きくない見出しだったものですから、ですが、ぱっと見たときに、日本がこの条約に反対したということを見て、あれ、どういうことかなということを思って、それから記事を読み始めんたんですが、その後、それまでは棄権という態度でずっときたんですが、今回初めて反対したということで、

何で日本が反対をしなきゃならんだろうと。その後の中に、非拡散条約に対する呼びかけには、日本が中心となってやっているという記事も載ってはいました。それはそれで大事なことでありますけれども、やっぱり日本は、被爆国だという部分の態度を絶対になくさず、世界で先頭になって、その立場を持っていかなければ、こういう運動は進まんだらうなど、こういうことを常に思いながら、いろんな外交の中で、複雑で厳しい現実はあると思いますが、やっぱり日本はその唯一の国ということをしちんと態度にあらわしていかなきゃいけないだろうと、こういうことを常に思います。

そのあらわれとして、持たず、つくらず、持ち込ませずという三原則も掲げながらやっていると、そういう態度はぜひこれからも持って行ってほしいなど、そういうことも地方からも少しずつ、小さな力ですけれども、声を上げていくことが大事だらうなど、こういうことで賛成にしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

決して、この条約をつくることを反対しているわけではありません。できれば、すごくいいことなんです。そうなるべきなんです。ただ、今の状況の日本の置かれている立場、日本がやらなきゃいけないところを、世界を相手にするわけですから、その中で、この南箕輪議会として意見書を出すということに反対だということです。この核兵器がなくなることを望まない人は誰もいないと思います。

先ほど、4番議員も言われましたけれども、NPTのこの3本柱というのが、この核保有国による軍縮なんです、一つは。もう一つが非核保有国への不拡散、三つ目が原子力の平和利用なんです。そういうところを踏まえながら、きちんと日本の立場で、被爆した国として、世界でイニシアチブをとっていかなければいけないということは言えると思います。

この核軍縮のプロセスというものがあまして、突然に今回の決議書、これは、中東地域だとか、非核地帯と言われるエジプトを中心にした部分とオーストラリアを中心にした部分だ、この抗議行動を起こして、決議文を出してきたと、非核保有国のここの抗議行動だったんです。それを、日本も恐らく、担当者、そこにいた担当者は共感をしているに違いないと僕は思います。共感しないわけじゃないですか、日本人が、それを。ただ、そこで、反対しなければいけなかった、これは大きな理由があるんです、やっぱりそこで。なぜ反対したかという、共感をしているけれども、反対せざるを得なかった。その証拠としては、今後の多国間交渉に参加する意向を示しているからなんです。反対の立場をとらざるを得なかったこの矛盾を抱えながら、核なき世界に向けて、難しいかじ取りをしていくという決断をしたわけなんです、そこ。だから、それをきちんと我々も見ていかなきゃいけないんだらうなと思います。

核軍縮の1丁目1番地というのは、アメリカとロシアなんです。これが進まなければ何にもならないし、また、中国を含む保有国、五大国、多国間交渉を進めていかなきゃいけないんです。NPTに批准していない核保有国、インド、パキスタン、イスラエル、最終的には北朝鮮、イラクになるでしょう。そこまでの道のりは容易ではないというのは誰もわかることだと思います。オバマ元大統領がプラハ演説に影響を与えた元国務長官のウィリアムペリーという方がいるらしいんですが、その方が、核なき世界を実現するために重要なことはっ

て言ったら、日本がNPTの守護神になることだと言われたそうです。だから、難しいかじ取りかもしれないんですが、日本がこれから核なき世界をつくるために、しっかりと働いていていただきたいということを、私は今後も見ていきたいと思います。

アインシュタインの言葉がかなり多くのところで、宣言書の中で出てきます。人類の全面的破壊を避けることは、他の全ての目標に優位するべきであるという言葉ということで、私は、今回の意見書の提出については反対したいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村債権管理条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村こども館設置条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号から議案第17号までは、予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

百瀬予算特別委員長。

予算特別委員長（百瀬 輝和） 予算特別委員会委員長報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました議案第12号から議案第17号までの6議案について、議会規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第12号「平成29年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号「平成29年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出された意見、要望等は、今後の予算執行に十分反映し、適切で効率的な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第12号「平成29年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成29年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

引き続き、議案に対する討論、採決を行います。

議案第18号「上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「南箕輪村村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

ここで、閉会中の委員会所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮らいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、村政の発展のため、職員として長い間お勤めをいただきました埋橋嘉彦住民環境課長、有賀由起子子育て支援課長が、今月をもって退職されます。退職に当たり、それぞれ一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

初めに、埋橋嘉彦住民環境課長。

埋橋課長は、昭和50年4月1日、村職員と採用され、税務課、総務課、議会事務局等を経て、昭和63年4月1日、上伊那広域水道企業団に派遣され、平成3年4月1日に係長に昇任となり、水道課施設係長、農政係長、生活環境係長、社会教育係長の後に、平成15年4月から18年9月まで、中央行政組合に、大変御苦労さまでしたが派遣になっております。平成28年4月1日に課長に就任し、住民環境課長として、このたび退職となります。勤続42年、職員として頑張っていたいただきました。

それでは、埋橋嘉彦住民環境課長、御挨拶をお願いいたします。

演台へ出てきてをお願いします。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） 本日、このような貴重な時間を割いていただきまして、まことにありがとうございます。

このたび、3月31日をもちまして、南箕輪村職員を定年退職することになりました。村職員として42年間お世話になりました。先輩方から、あつという間だよというお言葉をお聞きしておりましたが、今まさにそれを実感しておるところでございます。

多くの皆様に支えられた42年間でありました。これからも、常に感謝の気持ちを忘れずに過ごしていきたいと考えております。

議員の皆様には、公私ともお世話になり、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

最後になりますが、私は、この3カ月、健康の大切さ、ありがたさについて、身をもって感じてまいりました。議員の皆様方におかれましても、健康に御留意され、ますますの御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 続きまして、有賀由起子子育て支援課長でございますが、有賀課長は、昭和52年4月1日、村職員として採用になりました。総務課、生活課、産業課等を経て、平成9年7月1日に係長に昇任され、保健福祉の福祉係長、高齢者福祉係長、商工林務係長等を経て、平成23年4月1日に課長に昇任され、収納対策課長を経て、現在の子育て支援課長を務めていらっしゃいます。40年間勤務され、このたび退職となります。

それでは、有賀子育て支援課長、御挨拶をお願いいたします。

子育て支援課長（有賀由起子） 本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、南箕輪村職員といたしまして40年間勤めさせていただき、その間、大勢の皆様にお

世話になりながら、定年退職を迎えることができました。特に、管理職になりましてからは、議員の皆様とお話をさせていただく機会も多く、いろいろな経験や勉強もさせていただきました。無我夢中で過ごしてまいりましたので、皆様には、時には御心配や御迷惑をおかけしたこともあったかと思いますが、無事本日を迎えられることは、皆様の励ましと御指導のおかげと、深く感謝し、心からお礼を申し上げます。

振り返りますと、これまでの出来事が思い出され、胸がいっぱいになりますが、皆様との楽しい思い出を大切にしながら、これからは、私なりの新しい人生を精いっぱい歩んでまいりたいと思います。

議員の皆様には、今後も、大変お忙しい日々が続くかと思われませんが、ぜひお体を大切にさせていただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、住民の皆様が幸せで、南箕輪村がいつまでも輝き続けられますように、原議長さんを初め、村議会議員の皆様のお活躍を心からお祈り申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 先日、全協で御挨拶いただきました松澤良行課長含め3名の課長の皆様につきましては、退職されましても、引き続き村政に、御理解、御協力をお願いいたします。ともに健康には十分留意をいただき、それぞれの立場で御活躍を御祈念申し上げ、大変長い間お疲れさまでございました。御苦労さまでした。

それでは、ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会、日程の関係で、19日間という長い会期であり、本当にお疲れさまでございました。また、全議案可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました、さまざまな御意見、御提言は、今後の行政執行や村づくり、地域づくりに生かされていくものと思っております。

平成28年度も半月を切ってまいりました。計画しました事務事業、しっかりと推進してまいります。また、繰越明許の議決もいただきました。地方創生拠点施設整備事業を除き、早期に完成できるよう、職員に指示をしてまいります。

平成29年度各会計の当初予算、お認めをいただきまして、一般会計につきましては骨格予算であり、新しい村長のもとで肉づけがなされ、臨時議会に図られてまいります。誰が村長になろうとも、喫緊の課題があり、解決をしていかなければなりませんので、その流れは変わることはないと思っております。また、村の発展、活性化に資する予算になってくるものと思っております。

先ほどは、原議長には、全国町村議長会の会長よりの表彰、おめでとうございました。長年の議会活動の御労苦に敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。本当におめでとうございました。

さて、私にとりましては、任期最後の定例会が終わり、安堵しております。開会の御挨拶でも申し上げましたので、簡単にお礼の御挨拶を申し上げます。

平成25年4月16日から、3期目の村政を担当させていただきました。この間、村の発展や活性化、村民生活を守ることを基本に、私なりに努力しながら、誠心誠意務めてまいりました。

た。また、議員の皆さんとは、村づくりや地域づくり、福祉、教育、産業振興、観光振興等々、多くの問題にわたり議論もさせていただきました。さらには、多くの御意見、御提言をいただき、ありがとうございました。その中で、実施できたものもあり、また、検討中のものもあり、さらには実施できないものもあり、さまざまでありましたが、首長となりますと、将来にわたってのこと、また常に健全財政との整合性も考えていかなければならず、意に沿わない面も多々あったことと思います。一番は、財政状況の見きわめでありました。平成16年、住民投票により、自立の道を住民みずからの選択により決定させていただきました。このことは、それ以降、持続可能な村づくりをしていかなければならない使命を負っているということになります。そのことを常に肝に銘じながら、事業執行をしまりましたので、意に沿わない面は御理解もお願いいたしますし、またお許しをいただきたいと存じます。

忙しさに追われ、悩み尽きない日々でありましたが、何とか3期目の任期が全うできそうです。長いようで短い4年間でもありました。

そんな中におきましても、さまざまな課題、新たな問題も生じ、不十分な面も多々あったことと思いますが、人口が増加し、県下一若い村として発展をしてきており、特に3期目の任期中の国勢調査結果、昨年の県の人口動態調査におきまして、人口増加数で県内最大となったことは、私にとりましてはこの上ない喜びでもありました。また、地方創生が本格化する中で、他市町村の首長からは、南箕輪村はいいねとの話をいただき、本当にありがたいことでありました。私自身は、将来にわたっての基礎の一部を築けたのではないかと感じております。このことは、議員各位を初め、村民の皆様方の御協力のおかげであり、心からお礼を申し上げます。

4年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

慎重な御審議をいただきましたことに、お礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 唐木村長におかれましては、今任期、3期目の任期があとわずかになりました。一般質問やただいまの挨拶にありました成果と課題につきましては、村長みずから答弁のありましたとおりでと思います。

今、村では、若い世帯の転入や出産等で人口増加しており、さらに県下一若い村として注目されております。このことは、子育て、福祉、教育、そして産業関係施設充実が、唐木村政の最大の成果であり、充実につながっておるというふうに感じております。しばらくは、この傾向が続くかと思われま。

今任期の最後の定例議会となりましたが、任期中は、議会とも特に大きな論争もなく、今期が終わることができそうです。大変お疲れさまでした。

健康に特に留意をし、来る選挙に予断なく取り組み、四度村政を担うことができることを御祈念申し上げます。

これをもって、平成29年第1回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時37分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員